資金循環統計の作成方法

日本銀行調査統計局

はじめに

日本銀行調査統計局では、１９５４年分から資金循環統計を作成しています。統計の公表は、四半期を一つの期間とし、当該四半期の約３ヶ月後に速報が、約６ヶ月後に確報が公表されます。また、原則として年１回、計数の遡及改定を実施しています。

資金循環統計とは、わが国における金融機関、法人、家計といった各部門の金融資産・負債の推移などを、預金や貸出といった金融商品毎に記録した統計です。極めて詳細かつ包括的な統計であることからその有用性は高いのですが、反面、他の金融統計とは異なる特有の考え方や取引項目・部門分類が採られている場合があるほか、データ系列数も全体で９，０００系列にも及ぶため、推計に頼る部分が多いのも事実です。また、時間の経過に伴い、金融構造の変化等により従来の推計方法で推計精度の維持が困難になる場合などには、推計方法の見直しも必要となります。このため、利用に際しては、そうした資金循環統計の特徴点を正確に理解することが必要です。日本銀行調査統計局では、このような利用者のニーズに応えることを目的として、個々の部門別・取引項目別に推計方法を仔細に説明した『資金循環統計の作成方法』を作成しています。

本書の構成は以下のとおりです。まず、第１章において本統計の作成方法と留意点を概観した後、第２章と第３章でそれぞれ部門別と取引項目別の推計方法を解説しています。また、第３章では個別の公表計数毎の推計精度や他統計との関係等を把握できるよう、統計利用上の留意事項を詳しく整理しています。

本書は全体を通じて、解説事項毎にある程度独立した説明とすることで該当部分のみを参照するような辞書的な利用も可能となるよう配慮されています。

なお、本書は個別計数の推計方法に焦点を絞っており、紙幅の関係上、資金循環統計全体の概念や考え方、あるいは、各部門・項目の定義などの解説は行なっていません。それらに関しては、「資金循環統計の解説」をご参照ください。

＜本書についてのお問い合わせ先＞
日本銀行調査統計局経済統計課金融統計グループ
post.rsd5@boj.or.jp

＜　目　次　＞

ページ
第１章　作成方法の概要と留意点…… １－　１
１.「垂直的アプローチ」と「水平的アプローチ」…… １－　１
２.「垂直的アプローチ」の留意点…… １－　２
３.「水平的アプローチ」の留意点…… １－　４
４．資金循環統計の推計精度…… １－　５

第２章　部門別の作成方法…… ２－　１
＊各部門の定義については、「資金循環統計の解説」第３章参照
１．金融機関…… ２－　１
１－１．中央銀行…… ２－　１
１－２．預金取扱機関…… ２－　２
１－２－１．銀行等…… ２－　２
１－２－１－１．国内銀行…… ２－　２
１－２－１－２．在日外銀…… ２－　７
１－２－１－３．農林水産金融機関…… ２－　９
１－２－１－４．中小企業金融機関等…… ２－１２
１－２－２．郵便貯金…… ２－１５
１－２－３．合同運用信託…… ２－１７
１－３．証券投資信託…… ２－１８
１－３－１、２．公社債投信、株式投信…… ２－１８
１－４．保険・年金基金…… ２－２０
１－４－１．保険…… ２－２０
１－４－１－１．生命保険…… ２－２０
１－４－１－１－１．民間生命保険会社…… ２－２０
１－４－１－１－２．簡易保険…… ２－２４
１－４－１－２．非生命保険…… ２－２６
１－４－１－２－１．民間損害保険会社…… ２－２６
１－４－１－２－２．定型保証機関…… ２－２９
１－４－１－２－３．その他非生命保険…… ２－３０
１－４－１－３．共済保険…… ２－３０
１－４－２．年金基金…… ２－３２
１－４－２－１．企業年金…… ２－３２
１－４－２－１－１．確定給付型年金…… ２－３２
１－４－２－１－２．確定拠出型年金…… ２－３６
１－４－２－２．その他年金…… ２－３７
１－５．その他金融仲介機関…… ２－４０
１－５－１．ノンバンク…… ２－４０
１－５－１－１．ファイナンス会社…… ２－４０
１－５－１－２．債権流動化に係る特別目的会社・信託…… ２－４４
１－５－２．公的金融機関…… ２－４５
１－５－２－１．財政融資資金…… ２－４５
１－５－２－２．政府系金融機関…… ２－４６
１－５－３．ディーラー・ブローカー…… ２－４７
１－５－３－１．証券会社…… ２－４７

ページ

１－５－３－２．短資会社等…… ２－４９
１－６．非仲介型金融機関…… ２－５０
１－６－１．金融持株会社…… ２－５０
１－６－２．その他非仲介型金融機関…… ２－５２
１－７．公的専属金融機関…… ２－５２
２．非金融法人企業…… ２－５３
２－１．民間非金融法人企業…… ２－５３
２－２．公的非金融法人企業…… ２－５９
３．一般政府…… ２－６１
３－１．中央政府…… ２－６１
３－２．地方公共団体…… ２－６４
３－３．社会保障基金…… ２－６６
３－３－１．公的年金…… ２－６６
３－３－２．その他社会保障基金…… ２－６７
４．家計…… ２－６８
５．対家計民間非営利団体…… ２－７３
６．海外…… ２－７５

第３章　取引項目別の作成方法と留意点…… ３－　１
＊各項目の定義については、「資金循環統計の解説」第４章参照
Ａ．現金・預金…… ３－　１
Ａ－ａ．現金…… ３－　１
Ａ－ｂ．日銀預け金…… ３－　２
Ａ－ｃ．政府預金…… ３－　２
Ａ－ｄ、ｅ、ｇ．流動性預金、定期性預金、外貨預金…… ３－　３
Ａ－ｆ．譲渡性預金…… ３－　４
Ｂ．財政融資資金預託金…… ３－　５
Ｃ．貸出…… ３－　５
Ｃ－ａ．日銀貸出金…… ３－　８
Ｃ－ｂ．コール・手形…… ３－　８
Ｃ－ｃ．民間金融機関貸出…… ３－　９
Ｃ－ｃ－ａ、ｂ．住宅貸付、消費者信用…… ３－　９
Ｃ－ｃ－ｃ．企業・政府等向け…… ３－　９
Ｃ－ｄ．公的金融機関貸出…… ３－１２
Ｃ－ｄ－ａ．住宅貸付…… ３－１４
Ｃ－ｅ．非金融部門貸出金…… ３－１４
Ｃ－ｆ．割賦債権…… ３－１５
Ｃ－ｇ．現先・債券貸借取引…… ３－１６
Ｄ．債務証券…… ３－１８
Ｄ－ａ．国庫短期証券…… ３－１９
Ｄ－ｂ．国債・財投債…… ３－２０
Ｄ－ｃ．地方債…… ３－２２
Ｄ－ｄ．政府関係機関債…… ３－２３
Ｄ－ｅ．金融債…… ３－２４
Ｄ－ｆ．事業債…… ３－２５

ページ

Ｄ－ｇ．居住者発行外債…… ３－２６
Ｄ－ｈ．ＣＰ…… ３－２７
Ｄ－ｉ．信託受益権…… ３－２７
Ｄ－ｊ．債権流動化関連商品…… ３－２８
Ｅ．株式等・投資信託受益証券…… ３－２９
Ｅ－ａ．株式等…… ３－２９
Ｅ－ａ－ａ．上場株式…… ３－２９
Ｅ－ａ－ｂ、ｃ．非上場株式、その他の持分…… ３－３１
Ｅ－ｂ．投資信託受益証券…… ３－３３
Ｆ．保険・年金・定型保証…… ３－３４
Ｆ－ａ．非生命保険準備金…… ３－３４
Ｆ－ｂ．生命保険受給権…… ３－３４
Ｆ－ｃ．年金保険受給権…… ３－３５
Ｆ－ｄ．年金受給権…… ３－３６
Ｆ－ｅ．年金基金の対年金責任者債権…… ３－３９
Ｆ－ｆ．定型保証支払引当金…… ３－３９
Ｇ．金融派生商品・雇用者ストックオプション…… ３－４０
Ｇ－ａ、ｂ．フォワード系、オプション系…… ３－４０
Ｇ－ｃ．雇用者ストックオプション…… ３－４３
Ｈ．預け金…… ３－４３
Ｉ．企業間・貿易信用…… ３－４４
Ｊ．未収・未払金…… ３－４６
Ｋ．対外直接投資…… ３－４７
Ｌ．対外証券投資…… ３－４８
Ｍ．その他対外債権債務…… ３－４９
Ｍ－ａ．金・ＳＤＲ等…… ３－５０
Ｎ．その他…… ３－５０

第１章　作成方法の概要と留意点

第１章　作成方法の概要と留意点

資金循環統計は、５０の部門（内訳部門を含む）と５７の取引項目（同）からなるマトリックスにより構成されるが、計数毎に多様な推計方法が用いられている。また、同一の計数であっても、速報と確報とでは異なる推計方法が適用される場合が少なくないほか、確報公表後であっても定期的に遡及して改定される計数も存在する。

このように資金循環統計の作成方法は仔細にみれば多岐にわたるが、大まかには２種類に類型化できる。そこで、本章では、個々の部門、取引項目毎の説明に入る前に、作成方法を類型化したうえで、それぞれの特徴について整理する。さらに、そうした推計方法が組み合わされた結果として算出される資金循環統計のマトリックス全体に関して、推計精度の面からみた留意点を概観する[1]。

１．「垂直的アプローチ」と「水平的アプローチ」

資金循環統計は数多くの統計や資料を基に作成している[2]。その作成方法は、おおまかに、①部門別の財務諸表を基礎データとして部門毎に各セルの計数を求める方法（「垂直的アプローチ」）と、②取引項目毎の総額データを、それぞれ保有する各部門の資産あるいは負債として割り当てていくことにより各セルの計数を求める方法（「水平的アプローチ」）の二つに類型化することができる。これらは、表現を換えれば、前者が部門データを推計するものであり、後者は取引項目データを推計するもの、と位置付けることができる。

一般的には、個別の財務諸表を用いる「垂直的アプローチ」の方が「水平的アプローチ」に比べて推計精度が高いと考えられるため、「垂直的アプローチ」を用いた推計を基本に据えつつ、財務諸表を入手できない部門等の推計のために「水平的アプローチ」を用いる形を原則としている。実際の計数作成プロセスでも、「垂直的アプローチ」が利用可能な部門の計数を予め確定したうえで、

---

[1] 統計作成の大枠に係る部分と概要は、「資金循環統計の解説」第５章を参照。

[2] 既存の統計や資料が存在しない場合、いくつかのデータ（例えば、ノンバンクや民間損害保険会社、定型保証機関の財務諸表、債権流動化に係る特別目的会社・信託のデータなど）については、日本銀行が独自の調査を行っている。

他の部門に関しては「水平的アプローチ」により取引項目毎に計数を確定することにより、資金循環統計全体としての計数を確定している。

なお、「垂直的アプローチ」を用いる主な部門としては、金融機関部門のほか、公的非金融法人企業部門、社会保障基金部門がある。これに対し、「水平的アプローチ」を用いている部門としては、家計部門、対家計民間非営利団体部門、民間非金融法人企業部門、中央政府部門、地方公共団体部門が挙げられる。海外部門は、資産・負債の全体像を表すデータを用いながら、取引項目単位で推計する計数もあることから、両者をミックスした推計を行っている。

２.「垂直的アプローチ」の留意点

「垂直的アプローチ」では、基本的には、各機関の財務諸表を資金循環統計の各取引項目に即した形で分類替えすることにより推計作業が完了する。もっとも、一部計数については、財務諸表の計数をそのまま利用することができない場合があるため、以下では、その主な具体例と留意点を整理する。

（財務諸表の科目と資金循環統計の取引項目の相違を調整）

財務諸表の科目と資金循環統計の取引項目が異なる場合には、財務諸表の科目毎のデータを合算・分割したり、財務諸表の特定の科目を、資金循環統計上の特定の取引項目に該当するものとみなしている。例えば、国内銀行が資産として保有している預金は、財務諸表における預け金として、民間生命保険会社の対外直接投資・対外証券投資は、財務諸表における外国証券の内訳として推計している。

（企業会計等の取り扱いを社会会計の取り扱いに転換）

資金循環統計では、社会会計の国際基準[3]に則り、現先取引を、債券の売買ではなく債券担保の貸出として取扱っている。このため、基礎資料において、現先取引による国債、国庫短期証券、ＣＰなどの債券の移転が売買として扱われ

[3] ２００８年版国民経済計算の体系（System of National Accounts 2008、以下０８ＳＮＡ）及びＩＭＦ金融統計マニュアル（Monetary and Financial Statistics Manual, 2000、および Monetary and Financial Statistics Compilation Guide、以下合わせて IMF マニュアル）。

ている場合には[4]、現先取引によって所有権が移転した額を別途推計したうえで、入手したデータを組み替え、現先取引前の状態に戻す必要がある。

また、債券や株式については、残高を時価で計上することとしているが、財務諸表は簿価により記録されているため、これも推計により時価に転換している。なお、時価への転換にあたっては、基礎資料の制約から時価の加重平均値を乗じたり（債券）、時価残高を各部門の簿価残高に応じて按分する（株式）などの簡便な方法を採用しており、個々の銘柄における時価の違いを考慮していない。

（一部の主な企業の財務諸表から部門全体を推計）

金融機関については、基本的に対象となる全社の財務諸表を収集のうえ、これを集計して計数を算出している。ただし、ファイナンス会社については、一部の企業の財務諸表を利用して計数を推計しているほか、確定給付型の企業年金については、上場企業を中心とする財務諸表を利用して非上場企業を含めた全企業ベースの年金受給権の計数を推計している。

（財務諸表の入手頻度・時期の制約への対応）

財務諸表が四半期毎には入手できない（決算期のものしか存在しない）、入手時期が遅れるといった事情のため、何らかの推計を行うケースは多い。計数面で比較的大きな影響があるものとしては、①年度に一度しか算定されない保険・年金・定型保証や、②半期（あるいは年度）に一度しか算定されない貸倒引当金（これは民間金融機関貸出を実質価値ベースに転換する際に使用）がある。これらは、過去の趨勢などから一旦各四半期の計数を推計するが、翌期末の残高データを入手した後、遡及改定実施時に各四半期計数を修正している[5]。

---

[4] 企業会計基準の変更に伴って、財務諸表上では、２０００年度（ただし、経過措置が設けられているため、本格導入は２００１年度）より、現先取引が債券の売買ではなく資金取引（債券担保の資金貸借）として記録されることとなり、資金循環統計の扱いと一致することになった。これに対し、「登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表」、「振決国債の保有者に関する調査」を利用する場合は、現先取引により国債の名義が買入者に移転するので、資金循環統計では現先取引前の状態に戻す調整を行っている。

[5] 原則として年１回、計数の遡及改定を実施している。

３．「水平的アプローチ」の留意点

「水平的アプローチ」には、様々な手法があるが、主な推計手法について、具体例と留意点を整理すると、以下のとおりである。

（金融機関の取引相手別の統計から主体別のデータを推計）

預金、貸出は、金融機関の取引相手別の統計を用いる典型的な事例である。預金・貸出については、銀行・信用金庫などから正確かつ詳細なデータが入手できるほか、それらが預金・貸出に占めるウェイトも大きいことから、全体として推計精度は高い。ただし、取引相手別のデータでも、例えば、事業性貸出金のうちで、法人企業向けと個人企業向け（資金循環統計では家計への貸出）を区分するデータがなく、按分比率を推計して計数を算出しているケースもある。

（販売先のフローデータから主体別の保有残高を推計）

金融商品の購入主体別販売額データを利用して金融商品の主体別保有残高を推計する方法は、譲渡性預金、投資信託受益証券（一部商品）で行われている。これらの金融商品は、新規発行時における購入主体別の販売額データが存在することから、これを用いておおまかな保有残高を求めることができる。ただし、その後の転売や償還などによって主体別保有額が変化した場合、それらの実態を反映することはできない。

（特定の主体向けの商品データから保有残高を推計）

個人向けの商品として設計されている一部の債券については、発行残高を全額家計の保有残高として特定することができる。こうした債券には、個人向け国債、個人向け社債、住民参加型市場公募地方債などがある。

（市場統計の保有主体別統計から主体別の保有残高を推計）

上場株式、金融派生商品などについては、それぞれの市場統計（保有主体別統計）を利用している。この場合も、市場統計における主体別区分の詳しさの度合いが異なるために、推計に頼る部分が大きくなる。特に、金融派生商品については、部門のとらえ方が資金循環統計とは異なるほか、四半期毎の計数も

存在しないことから、多くの仮定を置いて、推計値を算出している。

４．資金循環統計の推計精度

上記のように、資金循環統計では、いろいろな形で推計が行われていることから、マトリックスの計数毎に統計精度の濃淡があるので、この点に留意しながら利用する必要がある。

参考までに統計精度について、おおまかなイメージを図示してみると次頁のとおりとなる。全体的にみれば、資金の流れを仲介する金融機関部門を中心に、預金、貸出の主要な部分では、相応の精度を維持している[6]。また、推計方法という観点からみると、総じて「垂直的アプローチ」による部分の方が、「水平的アプローチ」による部分よりも推計精度は高くなっている。

[6] ２０２４年３月末値でみると、図表上、「高い」としている部分が、総資産の５割程度を占めており、「低い」としている部分は５％程度である。

金融資産･負債残高表の推計精度（イメージ）

：高　：中　：低

	金融機関		うち 預金取扱機関（銀行等／合同運用信託）		保険・年金基金		その他金融仲介機関（ノンバンク／公的金融機関／証券会社等）		非金融法人企業		一般政府（中央政府／地方公共団体／社会保障基金）		家計		対家計民間非営利団体（学校法人／宗教法人／社会福祉法人）		海外	
	5,252		2,441		694		722		1,621		883		2,186		71		1,100	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
現金・預金 2,465	高	高	高	高	高	低	高	低	中	低	中	低	高	低	高	低	高	高
財政融資資金預託金 38	高	高	高	低	高	低	高	高	高	低	高	低	低	低	低	低	低	低
貸出 2,233	高	中	高	中	高	中	高	中	高	中	中	高	中	中	中	中	高	高
うち 民間金融機関貸出	高	高	高	高	高	高	高	高	低	中	低	高	低	中	低	高	低	高
公的金融機関貸出	高	高	高	高	高	高	高	高	低	中	低	高	低	中	低	中	低	高
債務証券 1,616	中	高	中	高	中	高	中	高	低	中	中	高	中	低	低	低	中	低
うち 国庫短期証券	中	高	中	低	中	低	中	高	低	低	中	高	低	低	低	低	高	低
国債・財投債	中	高	中	低	中	低	中	高	低	低	中	高	中	低	中	低	中	低
地方債	高	低	高	低	高	低	高	低	低	高	中	高	中	低	低	低	中	低
事業債等	高	高	高	高	高	高	高	高	低	中	中	高	中	低	低	低	低	低
債権流動化関連商品	中	高	中	低	高	低	中	高	低	低	中	低	中	低	低	低	低	低
株式等 1,776	中	中	中	高	中	高	中	中	中	中	中	中	中	低	中	中	高	低
投資信託受益証券 363	中	高	中	低	中	低	中	低	中	高	中	低	中	低	中	低	中	低
保険・年金・定型保証 549	中	中	高	中	中	中	低	低	中	中	低	低	中	低	低	低	低	低
金融派生商品等 196	中	中	中	中	中	中	低	低	低	低	高	高	低	低	低	低	低	低
預け金等 322	中	中	中	中	中	中	中	中	低	低	低	低	低	低	低	低	低	低
企業間・貿易信用 266	中	中	低	低	高	低	中	中	高	中	中	中	中	中	中	低	高	高
対外債権等 1,288	高	中	高	中	高	低	中	低	低	低	中	中	中	低	低	低	高	中

（注）1. 推計精度の判断にあたっては、一次資料を主として直接集計しているものを「高」、一次資料を基に推計を行っているが、推計の前提となる情報が概ね得られているものを「中」、推計の前提となる情報が不足していたり、総額と他の項目の残差として推計しているものを「低」としている（空欄は、２０２４年３月末に残高を計上していないもの）。また、いずれもデータの入手タイミングの問題はないものとしている（確報データの状態で判断）。

2. 事業債等は、事業債、金融債、政府関係機関債、居住者発行外債、ＣＰの合計、金融派生商品等は、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金等は、預け金、未収・未払金、その他の合計、対外債権等は、対外直接投資、対外証券投資、その他対外債権債務の合計をそれぞれ示す。

3. 部門名、取引項目名に付記している数字は、２０２４年３月末の各々の金融資産残高（単位兆円）。なお、四捨五入の影響により、取引部門の合計と取引項目の合計は一致しないことがある。

第２章　部門別の作成方法

第２章　部門別の作成方法

１．金融機関

金融機関は、中央銀行、預金取扱機関、証券投資信託、保険・年金基金、その他金融仲介機関、非仲介型金融機関、公的専属金融機関の合算値である。

なお、金融持株会社（本社機能を有する＜子会社の経営に関与する＞持株会社のうち、子会社の主たる事業が金融であるもの）は、非仲介型金融機関の内訳部門（金融持株会社）として分類している。

１－１．中央銀行

中央銀行は、日本銀行の財務諸表を基礎データとして取引項目の計数のほとんどを作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	外貨預金、日銀貸出金、コール・手形、現先・債券貸借取引、国庫短期証券、国債・財投債[1]、事業債、ＣＰ、債権流動化関連商品、株式等、投資信託受益証券、預け金、未収金、対外証券投資、その他対外債権債務	日銀預け金、政府預金、コール・手形、現先・債券貸借取引、株式等、預け金、未払金、その他対外債権債務、その他
取引項目単位のデータ	その他	現金

（注）　時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、事業債、上場株式、投資信託受益証券、対外証券投資、その他対外債権債務

[1] 財政投融資特別会計が発行する財投債（２００１年度以降）は、「国債・財投債」に含まれる。なお、以下の文章の中では、取引項目を指す場合は「国債・財投債」と表記することが多いが、単に「国債」と表記する場合でも、財投債を含んだ意味で用いている。

（主要な取引項目の詳細）

・現金（負債サイド）
　日本銀行の財務諸表から日本銀行券の発行高を、「通貨流通高」から貨幣の市中流通総額を求め、これらを合算する。貨幣の発行主体は中央政府であるが、貨幣と紙幣に相互互換性があること等を考慮して、このように現金全体を中央銀行の負債に計上する（これに伴って、中央政府に対して、貨幣の市中流通高に相当する債権が発生するとみなし、これを「その他」資産に含める）。

・国債・財投債（資産サイド）
　事業年度決算の「保有国債の時価情報」から国庫短期証券（額面）を差し引いた計数を計上する。なお、「保有国債の時価情報」には短期・長期双方の評価損益が含まれているため、国庫短期証券（額面で計上）の評価損益は、国債・財投債の時価に含まれている。

１－２．預金取扱機関

預金取扱機関は、銀行等、郵便貯金、合同運用信託の合算値である。

１－２－１．銀行等

銀行等は、国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関、中小企業金融機関等の合算値である。

１－２－１－１．国内銀行

国内銀行は、国内銀行の国内店勘定に係る財務諸表の集計値を主な基礎データとして、取引項目の計数の多くを作成している。こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、「日本銀行貸出」データ、貸出統計（「貸出先別貸出金」）、株式等に関する市場統計（東京証券取引所「所報」）、および金融機関の金融債発行に関するデータ等を利用して作成している。
なお、国内銀行を主要な傘下子会社とする金融持株会社は含まれない。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、日銀預け金、コール・手形、現先・債券貸借取引、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、ＣＰ、債権流動化関連商品、投資信託受益証券、預け金、未収金、その他	定期性預金、譲渡性預金、外貨預金、コール・手形、金融債、ＣＰ、預け金、未払金、その他
取引項目単位のデータ		流動性預金、日銀貸出金、株式等、事業債、居住者発行外債
推計		
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金、外貨預金】	
複数主体の合計を比率等で按分	居住者発行外債	
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【譲渡性預金、（ＣＰ）】【信託受益権、（その他の持分、投資信託受益証券）】	【民間金融機関貸出、（日銀貸出金、非金融部門貸出金）】
取引項目単位のデータ	民間金融機関貸出、国庫短期証券、国債・財投債、株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション、対外直接投資、対外証券投資、その他対外債権債務	非金融部門貸出金、割賦債権、現先・債券貸借取引、金融派生商品・雇用者ストックオプション、年金基金の対年金責任者債権、その他対外債権債務

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金、定期性預金、外貨預金（資産サイド）
財務諸表を基に、この３項目の合計値を求め、これを預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）等から推計した金融機関預金の種類別構成比を用いて按分する。

・譲渡性預金、ＣＰ（資産サイド）
ＣＰについては、「預金・現金・貸出金」統計の「保有ＣＰ」（ＡＢＣＰ分を含む）[2]から、別途、推計したＡＢＣＰ分を控除する。譲渡性預金については、一般（バンキング）勘定の「譲渡性預金」、「買入金銭債権」の「コマーシャルペー

[2] 財務諸表における以下の項目が対象。①「買入金銭債権」の「コマーシャルペーパー」、②「短期社債」、③「特定取引資産」の「その他の特定取引資産」に含まれるコマーシャルペーパーおよび短期社債。

パー」、「短期社債」と特定取引勘定の「その他の特定取引資産」の合算値からＣＰ（ＡＢＣＰを含むベース）を引いた残額を譲渡性預金とみなす。

・民間金融機関貸出（資産サイド）
財務諸表から把握した貸出金および海外支店との間の本支店勘定（非居住者への貸出と扱うため）の合計値に、「対外資産負債残高統計」から把握した銀行等の貸付額と財務諸表を基に把握した銀行等の各部門の非居住者向け貸出を足し上げた額の乖離のうち、残高の規模をベースに按分した額を加算している。
内訳項目である住宅貸付、消費者信用については、「貸出先別貸出金」により計数を求め、これらを差し引いた残差からさらに個別貸倒引当金相当額を控除し、（実質価値ベースの）企業・政府等向け貸出とする。ただし、取引額には、直接償却（個別貸倒引当金の目的取崩し分も含む）により貸出金の簿価が減少した分は計上しない。また、取引額と、当期末残高と前期末残高との差額との間の差（直接償却額＋個別貸倒引当金の純繰入額に相当）を、調整額とする。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
財務諸表から現先取引保有額、現金担保付債券貸借取引保有額をそれぞれ把握し、合算して計上する。なお、国内銀行部門の債券貸借取引の負債側には、本取引項目全体の資産・負債の差額を残差として加算する。

・国庫短期証券（資産サイド）
国庫短期証券の発行総額から、国内銀行以外の部門が保有する額を差し引いた残差を計上する。

・国債・財投債（資産サイド）
国債・財投債の発行総額から、国内銀行以外の部門が保有する額を差し引いた残差を計上する。

・居住者発行外債（資産サイド）
居住者発行外債の発行総額から、銀行等（国内銀行、農林水産金融機関、中小企業金融機関等）以外による保有額を差し引いた残差を銀行等へ計上する。このうち、国内銀行が保有する居住者発行外債は、財務諸表に基づく外国証券の保有割合に応じて按分する。

・信託受益権（資産サイド）
財務諸表のその他有価証券から、私募ＲＥＩＴを除く不動産私募ファンド（エクイティ部分）[3]と投資信託受益証券を控除したものに、金銭の信託を合算したものを計上する。

[3] 不動産私募ファンドに関する調査（一般社団法人不動産証券化協会・株式会社三井住友トラスト基礎研究所「不動産私募ファンドに関する実態調査」、一般社団法人不動産証券化協会「会員対象不動産私募ファンド実態調査」（２０１８年１２月末データで公表取り止め））や私募ＲＥＩＴに関する基礎資料（投資信託協会「私募不動産投信の月末資産増減状況」、一般社団法人不動産証券化協会「私募リート・クォータリー」）から推計する。

・株式等（資産サイド）
　上場株式の時価総額から国内銀行以外の部門が保有する額を差し引いた残差（取引項目「上場株式」）、および私募ＲＥＩＴを除く不動産私募ファンド（エクイティ部分）への出資額（取引項目「その他の持分」）を計上する。

・投資信託受益証券（資産サイド）
　半期末（３月末、９月末）残高は、財務諸表の投資信託の時価残高を計上する。半期末以外の四半期末残高は、半期末残高に財務諸表のその他有価証券のうち投資信託から算出したフロー（簿価の前期差）と別途推計したＥＴＦ、ＲＥＩＴ、私募投信の価格変動分を積み上げて時価残高を計上する。さらに、投資信託受益証券発行総額から各部門の保有額を差し引いた、保有部門が特定できない残差の一部を加算することによって算出する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産・負債サイド）
　店頭取引分の残高は、「ＢＩＳ金融派生商品サーベイ」（３年毎の統計）から求めた額をベンチマークとして、「デリバティブ取引に関する定例市場報告」を利用して保有残高を推計する。ただし、「デリバティブ取引に関する定例市場報告」は半年毎（６月末、１２月末）にしかデータを入手できないため、他の四半期は財務諸表データや取引所取引のデータ（「国債先物オプション建玉現在高」等）等を利用して保有額の伸び率を算出し、これを用いて推計する。
　取引所取引分の残高は、主要な銀行の「決算短信」より求めたベンチマークを基に取引所取引の建玉残高の伸び率を用いて推計する。

・対外直接投資（資産サイド）
　対外直接投資は、推計により計上する。暦年末残高は、「対外資産負債残高統計」から求める対外直接投資の総額（株式資本と収益の再投資の合計）に、投資業態別の構成比率に関する基礎資料に基づく国内銀行分の構成比率を乗じて推計する。なお、対外直接投資の業態別構成比率は、暦年末のデータとなるため、四半期末残高は、国内銀行の主要な投資案件を個別に積上げることなどによって速報計数を算出する。さらに、暦年末時点の対外直接投資額と速報計数との乖離額の一部を国内銀行の各四半期に按分加算することによって確定させる。

・対外証券投資（資産サイド）
　国内銀行の対外証券投資（残高）は、財務諸表に基づく外国証券から別途推計した対外直接投資と居住者発行外債を控除した算出額に、２つの基礎資料（「対外資産負債残高統計」における「証券投資」と財務諸表の「外国証券」）から求められる銀行等の対外証券投資の乖離額のうち、国内銀行分を加算した額を計上する。

・その他対外債権債務（資産・負債サイド）
　資産サイドは、海外部門のその他対外債権債務（負債サイド）の推計値に、国内銀行の占める割合を乗じて推計する。国内銀行の占める割合は、「国際収支統計」ないし「対外資産負債残高統計」のその他資産[4]に占める預金取扱機関部門の

[4] 外貨準備を含まないベース。

残高から海外への未収金および、各財務諸表により算出あるいは推計した国内銀行以外の預金取扱機関部門の保有額を差し引いて推計する。負債サイドは、「国際収支統計」ないし「対外資産負債残高統計」のその他負債に占める預金取扱機関部門の額から、海外への未払金および各財務諸表により算出あるいは推計した国内銀行以外の預金取扱機関部門の額を差し引いた残差を計上する。

・流動性預金、預け金（負債サイド）
財務諸表の流動性預金から日銀代理店預り金（日本銀行の財務諸表より把握）を控除（同預り金を受入れているのは国内銀行のみと仮定）し、流動性預金として計上する。預け金は、上記日銀代理店預り金相当額のほか、預金以外の預り金を計上する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
財務諸表を基に、民間金融機関貸出、日銀貸出金、非金融部門貸出金の合計値[5]を求め、ここから、日銀貸出金（「日本銀行貸出」から把握）、および別途推計した非金融部門貸出金を控除した残差を民間金融機関貸出とする。

・非金融部門貸出金（負債サイド）
民間非金融法人企業、社会保障基金および海外からの借入の合計値に、「対外資産負債残高統計」から把握した銀行等の貸付額と銀行等の各部門の海外からの借入を足し上げた額の乖離のうち、残高の規模をベースに按分した額を加算している。民間非金融法人企業と社会保障基金からの借入は、部門統合により両部門に帰属することとなる信託勘定から銀行勘定への貸出を推計する。このうち、社会保障基金から国内銀行・信託勘定への運用委託分は財務諸表を基に把握する。また、海外部門からの借入は、「資産負債状況報告書」から把握した本邦店向け貸出から、これに含まれる農林水産金融機関部門向け貸出を控除して求める。

・割賦債権（負債サイド）
ノンバンク保有分に、主なファイナンス会社をベースに算出した割賦債権の国内銀行向け比率を乗じて推計する。

・事業債（負債サイド）
財務諸表における転換社債と、証券保管振替機構が公表する銘柄別データから集計した普通社債を合計することにより算出する。

・株式等（負債サイド）
上場株式は、証券取引所に上場する会社のうち業種別区分『銀行業』にあたる持株会社以外の個社の株式数および株価で作成した時価総額を基に、時価ベースの残高を算出する。取引額は、株式市場における資金調達に関するデータ等（東証データ等）により、新株発行増資額、新株予約権付社債の行使額を合算することにより算出する。
非上場株式のうち、持株会社が保有する子会社株式については、持株会社の発

[5] 財務諸表科目における、借用金、海外支店との間の本支店勘定、信託銀行における信託勘定借の合計値。

行株式の時価総額を子会社の発行株式の時価総額と同額とみなして計上する。

・その他（資産サイド・負債サイド）
資金循環統計で推計している資金過不足額（資金運用・調達＜取引額＞差額）が財務諸表等から直接算出される資金過不足額と乖離する場合、その乖離額を「その他」に計上し調整する。

１－２－１－２．在日外銀

在日外銀は、外国銀行の在日支店勘定に係る財務諸表の集計データを主な基礎データとし、取引項目の計数の多くを作成している。こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、「日本銀行貸出」等を利用して作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、日銀預け金、外貨預金、コール・手形、現先・債券貸借取引、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、ＣＰ、債権流動化関連商品、株式等、預け金、未収金、その他対外債権債務、その他	流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金、コール・手形、現先・債券貸借取引、預け金、未払金、その他対外債権債務、その他
取引項目単位のデータ		日銀貸出金、ＣＰ
推　　計		
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金】 【信託受益権、投資信託受益証券】	
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【譲渡性預金、（ＣＰ）】 【国債・財投債、（国庫短期証券）】	【民間金融機関貸出、（日銀貸出金、非金融部門貸出金）】
取引項目単位のデータ	民間金融機関貸出、国庫短期証券、対外証券投資	非金融部門貸出金、割賦債権

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金、定期性預金（資産サイド）
財務諸表を基に両者の合計値を求め、これを預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）等から推計した金融機関預金の種類別構成比を用いて按分する。

・譲渡性預金、ＣＰ（資産サイド）
財務諸表の一般（バンキング）勘定保有分および特定取引勘定保有分を合算して計上する。特定取引勘定保有分については、「その他の特定取引資産」の全額を譲渡性預金とみなす。

・民間金融機関貸出（資産サイド）
財務諸表から把握した貸出金と本店および在外支店との間の本支店勘定（非居住者への貸出として扱うため）の合計値に、「対外資産負債残高統計」から把握した銀行等の貸付額と財務諸表を基に把握した銀行等の各部門の非居住者向け貸出を足し上げた額の乖離のうち、残高の規模をベースに按分した額を加算している。内訳項目である消費者信用については、「預金・現金・貸出金」により計数を求め、これを差し引いた残差からさらに個別貸倒引当金相当額を控除し、（実質価値ベースの）企業・政府等向け貸出とする。取引額には、直接償却（個別貸倒引当金の目的取崩し分も含む）により貸出金の簿価が減少した分は計上しない。また、取引額と、当期末残高と前期末残高との差額との差（直接償却額＋個別貸倒引当金の純繰入額に相当）を調整額とする。なお、個別貸倒引当金残高、直接償却額は、貸出金残高に対するこれらの額の比率が国内銀行の各比率と同じと仮定して算出したものを用いる。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
財務諸表から現先取引保有額、現金担保付債券貸借取引保有額をそれぞれ把握し、合算して計上する。

・国庫短期証券（資産サイド）
登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより保有残高を求め、現先取引分[6]について取引前の状態に戻す調整を行う。

・国債・財投債（資産サイド）
財務諸表のうち、国債（含む国庫短期証券）とみなした勘定科目から[7]、負債側の売付商品債券、売付債券、特定取引売付債券を控除したうえで、そこから、別途推計した国庫短期証券の控除を行う。さらに、これを簿価ベースから時価ベース

[6] 日本銀行の金融調節に関するデータより求めた現先売買残高総額に、現先取引参加可能な主体内での国庫短期証券保有比率（登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより算出）を乗じて推計する。

[7]「国債」・「商品国債」のほかに、一部券種を特定できない有価証券（「貸付有価証券」・「貸付商品債券」、特定取引勘定中の「商品有価証券」・「特定取引有価証券」）についても、国債と仮定する。

に転換して計上する。

・信託受益権、投資信託受益証券（資産サイド）
　財務諸表のその他有価証券より両者の合計を求め、一定比率で按分する。なお、信託受益権はこの按分額に金銭の信託を合算したものを計上する。投資信託受益証券はこの按分額に、投資信託受益証券発行総額から各部門の保有額を差し引いた、保有部門が特定できない残差の一部を加算した額を計上する。

・対外証券投資（資産サイド）
　在日外銀の対外証券投資（残高）は、財務諸表に基づく外国証券に、２つの基礎資料（「対外資産負債残高統計」における「証券投資」と財務諸表の「外国証券」）から求められる銀行等の対外証券投資の乖離額のうち、在日外銀分を加算した額を計上する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
　財務諸表を基に、民間金融機関貸出、日銀貸出金、非金融部門貸出金の合計値[8]を求め、ここから、日銀貸出金（「日本銀行貸出」から把握）、および別途推計した非金融部門貸出金を控除した残差を民間金融機関貸出とする。

・割賦債権（負債サイド）
　ノンバンク保有分に、主なファイナンス会社をベースに算出した割賦債権の在日外銀向け比率を乗じて推計する。

１－２－１－３．農林水産金融機関

　農林水産金融機関は、農林中央金庫の国内店勘定に係る財務諸表および信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合の財務諸表の集計データや、貸出統計（「貸出先別貸出金」）を主な基礎データとして、取引項目の計数の多くを作成している。

[8] 財務諸表科目における、借用金、本店および在外支店との間の本支店勘定の合計値。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、日銀預け金、コール・手形、 現先・債券貸借取引、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、 ＣＰ、債権流動化関連商品、株式等、 預け金、未収金、その他対外債権債務、 その他	流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 外貨預金、日銀貸出金、コール・手形、 民間金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、金融債、 居住者発行外債、株式等、預け金、 未払金、その他対外債権債務、その他
推　　計		
複数主体の合計を比率等で按分	居住者発行外債	
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金、外貨預金】 【信託受益権、投資信託受益証券】	
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【譲渡性預金、（ＣＰ）】 【国債・財投債、(国庫短期証券)】	
取引項目単位のデータ	民間金融機関貸出、国庫短期証券、 対外直接投資、対外証券投資	非金融部門貸出金

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金、定期性預金、外貨預金（資産サイド）
財務諸表を基に、この３項目の合計値を求め、これを預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）等から推計した金融機関預金の種類別構成比を用いて按分する。

・譲渡性預金、ＣＰ（資産サイド）
農林中央金庫については、財務諸表の一般（バンキング）勘定保有分および特定取引勘定保有分を合算して計上する。特定取引勘定保有分については、「その他の特定取引資産」の全額をＣＰとみなすことにしている。これに、財務諸表から求めた各機関の保有分[9]を加えて計上する。

・民間金融機関貸出（資産サイド）
財務諸表から把握した各機関の貸出金および農林中央金庫の本支店勘定（全額非居住者への貸出とみなす）の合計額に、「対外資産負債残高統計」から把握した銀行等の貸付額と財務諸表を基に把握した銀行等の各部門の非居住者向け貸出

[9] 農業協同組合と信用漁業協同組合連合会では、財務諸表の「買入金銭債権」を全額ＣＰとみなしている。

を足し上げた額の乖離のうち、残高の規模をベースに按分した額を加算している。内訳項目である住宅貸付、消費者信用については、「貸出先別貸出金」等により計数を求め、これらを差し引いた残差からさらに個別貸倒引当金相当額を控除し、（実質価値ベースの）企業・政府等向け貸出とする。ただし、取引額には、直接償却（個別貸倒引当金の目的取崩し分も含む）により貸出金の簿価が減少した分は計上しない。また、取引額と、当期末残高と前期末残高との差額との間の差（直接償却額＋個別貸倒引当金の純繰入額に相当）を調整額とする。

残高を実質価値ベースに引き直す対象は、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会である。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）

財務諸表から現先取引保有額、現金担保付債券貸借取引保有額をそれぞれ把握し、合算して計上する。

・国庫短期証券（資産サイド）

登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより保有残高を求め、現先取引分[10]について取引前の状態に戻す調整を行う。

・国債・財投債（資産サイド）

財務諸表のうち、国債（含む国庫短期証券）とみなした勘定科目から[11]、負債側の売付商品債券、売付債券、特定取引売付債券を控除したうえで、そこから、別途推計した国庫短期証券の控除を行う。さらに、これを簿価ベースから時価ベースに転換して計上する。

・居住者発行外債（資産サイド）

居住者発行外債の発行総額から、銀行等（国内銀行、農林水産金融機関、中小企業金融機関等）以外による保有額を差し引いた残差を銀行等へ計上する。このうち、農林水産金融機関が保有する居住者発行外債は、財務諸表に基づく外国証券の保有割合に応じて推計する。

・投資信託受益証券（資産サイド）

財務諸表の受益証券等に、投資信託受益証券発行総額から各部門の保有額を差し引いた、保有部門が特定できない残差の一部を加算した額を計上する。

---

[10] 日本銀行の金融調節に関するデータより求める。

[11] 「国債」・「商品国債」のほかに、一部券種を特定できない有価証券（「貸付有価証券」・「貸付商品債券」、特定取引勘定中の「商品有価証券」・「特定取引有価証券」）についても、国債と仮定する。

・対外証券投資（資産サイド）

農林水産金融機関の対外証券投資（残高）は、財務諸表に基づく外国証券から別途推計した対外直接投資と居住者発行外債を控除した算出額に、２つの基礎資料（「対外資産負債残高統計」における「証券投資」と財務諸表の「外国証券」）から求められる銀行等の対外証券投資の乖離額のうち、農林水産金融機関分を加算した額を計上する。さらに、一部の機関については、財務諸表の金銭の信託から対外証券投資分を推計し、加えて計上する。

１－２－１－４．中小企業金融機関等

中小企業金融機関等は、信金中央金庫、商工組合中央金庫の国内店勘定に係る財務諸表および信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行（２００７年第４四半期以降）等の財務諸表の集計データ等を主な基礎データとして、取引項目の計数の多くを作成している。こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、「日本銀行貸出」データ、貸出統計（「貸出先別貸出金」）等を利用して作成している。

この間、整理回収機構については、破綻した信用組合の業務を引き継いだ旧整理回収銀行に係る資産・負債を継承したものとして、資産・負債の一部[12]をこの部門に含めて計上している。

[12] 整理回収機構は、資金循環統計では、ファイナンス会社として位置づけているが、このうち日銀預け金（資産サイド）、預金（負債サイド）、日銀貸出金（負債サイド）の項目については中小企業金融機関等のみに計上している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、コール・手形、 公的金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、 ＣＰ、債権流動化関連商品、株式等、 預け金、未収金、その他対外債権債務、 その他	流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 外貨預金、コール・手形、 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、金融債、事業債、 居住者発行外債、株式等、預け金、 未払金、その他対外債権債務、その他
取引項目単位のデータ		日銀貸出金
推　　計		
複数主体の合計を比率等で按分	居住者発行外債	
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金、外貨預金】 【信託受益権、投資信託受益証券】	
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【譲渡性預金、（ＣＰ）】 【国債・財投債、(国庫短期証券)】	
取引項目単位のデータ	日銀預け金、民間金融機関貸出、 財政融資資金預託金、国庫短期証券、 対外直接投資、対外証券投資	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・日銀預け金（資産サイド）
日本銀行の財務諸表より求めた総額から他の主体の保有分を控除した残差を計上する。

・流動性預金、定期性預金、外貨預金（資産サイド）
財務諸表を基に、この３項目の合計値を求め、これを預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）等から推計した金融機関預金の種類別構成比を用いて按分する。なお、ゆうちょ銀行については、財務諸表等から把握する。

・譲渡性預金、ＣＰ（資産サイド）
ＣＰについては、信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会分のＣＰ（ＡＢＣＰ分を含むベース）については、「預金・現金・貸出金」統計の「保有

ＣＰ」[13]から計数を把握する。これに、財務諸表から特定した他の機関のＣＰ保有分[14]を加えたうえで、別途推計したＡＢＣＰを控除する。

譲渡性預金については、信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会は、一般勘定の「譲渡性預金」、「買入金銭債権」の「コマーシャルペーパー」、「短期社債」と、特定取引勘定の「その他の特定取引資産」の合算値からＣＰ（ＡＢＣＰを含むベース）を引いた残額を譲渡性預金とみなす。これに、財務諸表から特定した他の機関の保有分を加えて計上する。

・民間金融機関貸出（資産サイド）

財務諸表から把握した各機関の貸出金および商工組合中央金庫の本支店勘定（全額非居住者への貸出とみなす）の合計値に、「対外資産負債残高統計」から把握した銀行等の貸付額と財務諸表を基に把握した銀行等の各部門の非居住者向け貸出を足し上げた額の乖離のうち、残高の規模をベースに按分した額を加算している。内訳項目である住宅貸付、消費者信用については、「貸出先別貸出金」により計数を求め、これらを差し引いた残差からさらに個別貸倒引当金相当額を控除し、（実質価値ベースの）企業・政府等向け貸出とする。取引額には、直接償却（個別貸倒引当金の目的取崩し分も含む）により貸出金の簿価が減少した分は計上しない。また、取引額と、当期末残高と前期末残高との差額との間の差（直接償却額＋個別貸倒引当金の純繰入額に相当）を調整額とする。

残高を実質価値ベースに引き直す対象は、信金中央金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、信用金庫である。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）

財務諸表から現先取引保有額と現金担保付債券貸借取引を把握し、合算して計上する。

・国庫短期証券（資産サイド）

登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより保有残高を求め、現先取引分[15]について取引前の状態に戻す調整を行う。

・国債・財投債（資産サイド）

財務諸表のうち、国債（含む国庫短期証券）とみなした勘定科目から[16]、負債側の売付商品債券、売付債券、特定取引売付債券を控除したうえで、そこから、別途推計した国庫短期証券の控除を行う。さらに、これを簿価ベースから時価ベー

---

[13] 財務諸表における以下の項目が対象。①「買入金銭債権」の「コマーシャルペーパー」、②「短期社債」、③「特定取引資産」の「その他の特定取引資産」に含まれるコマーシャルペーパーおよび短期社債。

[14] 商工組合中央金庫については、一般（バンキング）勘定保有分のほか、特定取引勘定の内、「その他の特定取引資産」の全額をＣＰとみなす。

[15] 日本銀行の金融調節に関するデータより求めた現先売買残高総額に、現先取引参加可能な主体内での国庫短期証券保有比率（登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより算出）を乗じて推計する。

[16] 「国債」・「商品国債」のほかに、一部券種を特定できない有価証券（「貸付有価証券」・「貸付商品債券」、特定取引勘定中の「商品有価証券」・「特定取引有価証券」）についても、国債と仮定する。

スに転換して計上する。
　ゆうちょ銀行は、財務諸表等から推計する。

・居住者発行外債（資産サイド）
　居住者発行外債の発行総額から、銀行等（国内銀行、農林水産金融機関、中小企業金融機関等）以外による保有額を差し引いた残差を銀行等へ計上する。このうち、中小企業金融機関等が保有する居住者発行外債は、財務諸表に基づく外国証券の保有割合に応じて推計する。

・信託受益権（資産サイド）
　財務諸表のその他有価証券から投資信託受益証券分を控除し、金銭の信託を合算したものを計上する。

・投資信託受益証券（資産サイド）
　財務諸表のその他有価証券等から推計した投資信託受益証券残高に、投資信託受益証券発行総額から各部門の保有額を差し引いた、保有部門が特定できない残差の一部を加算した額を計上する。

・対外証券投資（資産サイド）
　中小企業金融機関等の対外証券投資（残高）は、財務諸表に基づく外国証券（除く国内籍投資信託）から別途推計した対外直接投資と居住者発行外債を控除した算出額に、２つの基礎資料（「対外資産負債残高統計」における「証券投資」と財務諸表の「外国証券（除く国内籍投資信託）」）から求められる銀行等の対外証券投資の乖離額のうち、中小企業金融機関等分を加算した額を計上する。

１－２－２．郵便貯金（２００７年第３四半期まで）

郵便貯金は、郵便貯金資金として運用する日本郵政公社郵便貯金業務（旧郵便貯金特別会計[17]）の貸借対照表、「郵便貯金速報」、「郵貯資金の運用状況」等を基礎データとしている[18]。なお、こうした方法で計数を作成すること

[17] ２０００年度までは、郵便貯金特別会計には、一般勘定（郵便貯金の受入、旧資金運用部への預託等）と金融自由化対策資金特別勘定（旧資金運用部からの借入、同借入資金の運用）の区分が存在。それぞれの勘定毎に計数を作成して、両者を合算する方法で計数を作成していたが、２００１年度以降は両勘定の区別はなくなった。

[18] ２００２年度までは、簡易保険福祉事業団・郵便貯金運用事業特別勘定に寄託されているもの（２０００年度までは金融自由化対策資金特別勘定からの寄託金）について、同特別勘定の運用資産を推計し、統合していた。なお、同事業団が保有する金銭信託については、国内銀行・信託勘定（指定単独運用金銭信託）の運用資産を同特別勘定に統合し、これも含めて郵便貯金部門に統合（信託勘定・指定単独運用金銭信託から簡易保険福祉事業団へ、さらに同事業団から郵便貯金へと２段階の統合）。２００３年度には、同事業団が解散し、金銭信託をはじめ、その保有資産は日本郵政公社に承継された。

ができない取引項目については、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データ、財政融資資金の預託金残高に関する統計（「財政融資資金月報」）等を利用して作成している。

なお、金融資産のうち信託による運用資産の内訳は、金銭の信託の運用資産内訳（株式、対外証券投資等）に基づき作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目		負債項目
		統合対象項目	
引用・単純集計			
財務諸表等	日銀預け金、譲渡性預金、コール・手形、公的金融機関貸出、現先・債券貸借取引、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、未収金		流動性預金、定期性預金、株式等、未払金
取引項目単位のデータ	定期性預金、財政融資資金預託金、国庫短期証券、その他	その他	公的金融機関貸出
推　　計			
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【定期性預金、（日銀預け金、譲渡性預金、未収金の現金部分）】【国債・財投債、（国庫短期証券）】		
取引項目単位のデータ	対外証券投資	対外証券投資	
そ　の　他			
（統合データのみの項目）		コール・手形、信託受益権、株式等	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金（負債サイド）
ディスクロージャー誌等より、郵便為替預り金、郵便振替預り金、通常郵便貯金の合計を流動性預金として計上する。

・定期性預金（負債サイド）
ディスクロージャー誌等より、積立郵便貯金（含む住宅積立貯金、教育積立貯金）、定額郵便貯金（含む財形定額貯金）、定期貯金の合計から、未払郵便貯金利子を控除して計上する。

・公的金融機関貸出（負債サイド）
「財政投融資リポート」に基づき、財政融資資金からの借入の年度末（第一四半期末）残高を把握する。他の四半期データは運用資産の増減や借入金の残存期間別残高（郵便貯金のディスクロージャー誌から把握）等から推計する。

・国債・財投債（資産サイド）
ディスクロージャー誌から国債（含む国庫短期証券）の保有額（時価ベース）を把握し、ここから、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより求めた国庫短期証券を控除する。

１－２－３．合同運用信託

合同運用信託は、信託財産の種類別財務データを主な基礎データとして、信託財産毎に取引項目の多くを作成し、合算して計上している。こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、日本証券業協会の現先取引に関する統計（「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」）等を利用して作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	コール・手形、民間金融機関貸出、 地方債、政府関係機関債、事業債、 株式等、対外証券投資、 その他対外債権債務、その他	コール・手形、民間金融機関貸出、 信託受益権
推計		
財務諸表等 ・合計値を比率等で按分	【信託受益権、債権流動化関連商品】	
財務諸表等 ・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、(国庫短期証券)】	
取引項目単位のデータ	現先・債券貸借取引、国庫短期証券	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、事業債、株式等

（主要な取引項目の詳細）

・現先・債券貸借取引（資産サイド）
日本証券業協会の現先取引に関する統計（「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」）により、国債（含む国庫短期証券）の買現先残高を推計[19]し、計上する。

・国庫短期証券（資産サイド）
登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより保有残高を求め、現先取引分[20]について取引前の状態に戻す調整を行う。

・国債・財投債（資産サイド）
信託財産の財務諸表データから国債（含む国庫短期証券）を求め、そこから、別途推計した国庫短期証券を控除する。さらに、これを簿価ベースから時価ベースに転換して計上する。

１－３．証券投資信託

証券投資信託は、公社債投信（ＭＭＦ、ＭＲＦを含む）と株式投信の合算値である。

１－３－１、２．公社債投信、株式投信

公社債投信、株式投信は、証券投資信託の純資産総額に関するデータや、運用資産明細の集計データ等を主な基礎データとして、金融資産・負債総額および運用資産の内訳項目の計数を時価ベースで作成している。なお、私募投信のうち運用資産明細で把握できない一部の運用資産の内訳については、公募投信の同明細を基に推計している。

取引額については、取引項目のうち、債券（国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債）は、債券毎の時価・額面比率の指標により額面ベースに変換した上で、額面残高の前期末と当期末の差額を取引額として推計

[19] 同統計の投資家区分における『信託銀行』の一部を合同運用信託分とみなす。
[20] 日本銀行の金融調節に関するデータより求めた現先売買残高総額に、現先取引参加可能な主体内での国庫短期証券保有比率（登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより算出）を乗じて推計する。

する一方、株式等は株式市場の投資家主体別売買額データ（「投資部門別株式売買代金」）等に基づき、取引額を推計する。このほか、対外証券投資は「国際収支統計」の投資家部門別対外証券投資における投資信託委託会社等の部門から把握している。また、上記以外の資産は、運用資産明細の集計データ等の残高の前期末と当期末の差額を取引額として推計している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	コール・手形、ＣＰ、信託受益権、投資信託受益証券	投資信託受益証券
取引項目単位のデータ	現先・債券貸借取引、株式等	現先・債券貸借取引
推　　計		
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、譲渡性預金、外貨預金】【国庫短期証券、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、対外証券投資】	
取引項目単位のデータ	債権流動化関連商品、金融派生商品・雇用者ストックオプション、未収金、その他	金融派生商品・雇用者ストックオプション、未払金

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
日本証券業協会の現先取引に関する統計（「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」）により国債の現先取引残高を求め、これを計上する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産・負債サイド）
店頭取引分の残高は、まず、「ＢＩＳ金融派生商品サーベイ」あるいは「デリバティブ取引に関する定例市場報告」等により、国内銀行保有分のうち対非金融機関顧客取引分の残高を推計する。この対非金融機関顧客取引[21]に係る残高から、別途求めたファイナンス会社取引分を控除し、残額を企業年金（年金信託）、証券投資信託、民間非金融法人企業との間で按分する。
取引所取引分の残高は、取引所の取引主体別データ（「国債先物・日経２２５オプション取引投資部門別取引状況」、「ユーロ円３ヵ月金利先物オプション約

[21] 非金融機関顧客取引とは、「金融機関以外の顧客(国内銀行・信託勘定を含む)」のことを指すが、資金循環統計では、企業年金（年金信託）、証券投資信託、ファイナンス会社、民間非金融法人企業が該当し、これ以外の主体との取引はないものと仮定。

定数量」）より国内銀行に対する取引規模ウエイトを算出する。これを、国内銀行の金融派生商品保有残高のうち取引所取引分に乗じて保有残高を推計する。

１－４．保険・年金基金

保険・年金基金は、保険と年金基金の合算値である。

１－４－１．保険

保険は、生命保険、非生命保険、共済保険の合算値である。

１－４－１－１．生命保険

生命保険は、民間生命保険会社と簡易保険の合算値である。

１－４－１－１－１．民間生命保険会社（２００７年第３四半期まで[22]）

民間生命保険会社は、財務諸表および運用資産内訳の集計データを主な基礎データとしながら、貸出統計（「個人向け貸出金（住宅資金）」）等を併用することで、まず、統合前の金融資産・負債残高を推計し、次に、団体年金保険に係る受託資金を控除（本来の運用主体である厚生年金基金、年金積立金管理運用独立行政法人（旧年金資金運用基金）等に統合）して、その残額を計上している。

なお、統合の対象[23]となる受託資金残高は、年金契約の受託残高に関する

---

[22] ２００７年第４四半期以降は、民間生命保険会社と簡易保険の合算値のみ公表。

[23] 民間生命保険会社の運用受託資産を統合する対象は、確定給付型年金（厚生年金基金、旧適格退職年金、確定給付年金）、確定拠出型年金、その他年金（国民年金基金、勤労者退職金共済機構・中小企業退職共済事業本部、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、共済組合・退職等年金給付経理）、社会保障基金（年金積立金管理運用独立行政法人の一部（旧年金資金運用基金の一部←＜旧年金福祉事業団・年金財源強化勘定

データや、委託元の財務諸表等のデータを利用して推計し、この運用資産の内訳については、受託資金の運用資産構成が、民間生命保険の運用資産構成と同一であると仮定して推計している（「構成比法」）。ただし、確定拠出型年金からの受託分については、確定拠出年金運営管理機関連絡協議会から公表されている生保委託分の総額に、生命保険会社、損害保険会社以外に委託している確定拠出型年金の運用資産に占める各資産のウエイトを乗じて、各項目を推計している（「同上」）。

＜統合の方法（イメージ図）＞

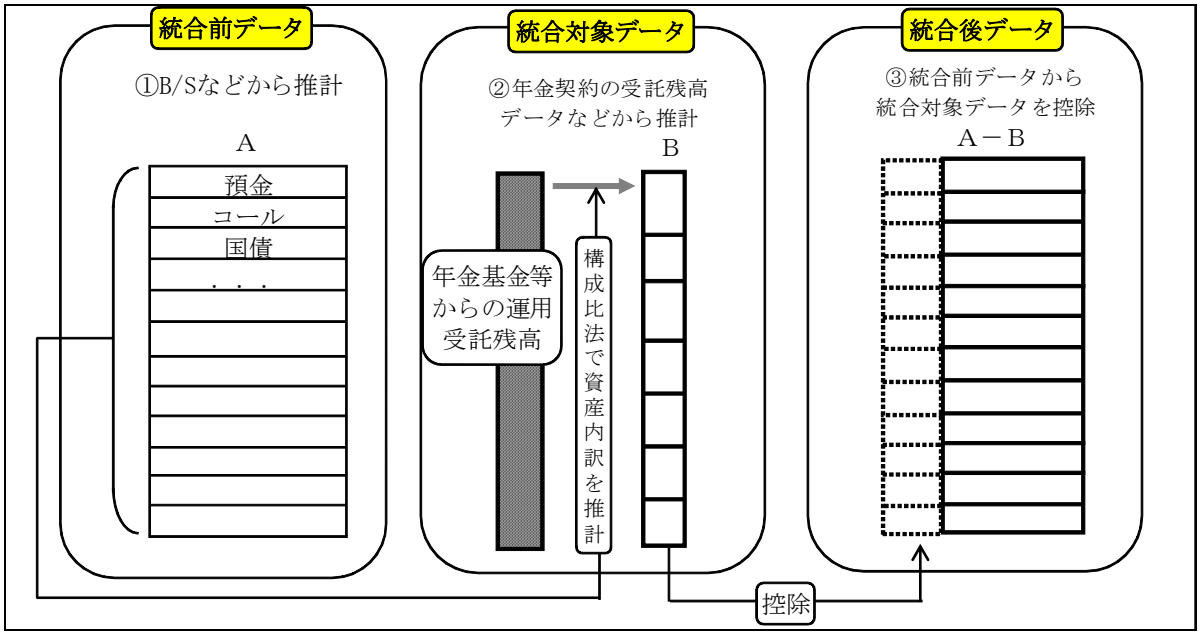

＞）、共済組合・厚生年金保険経理、共済組合・経過的長期経理）。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目 （いずれも統合による控除対象）	負債項目	統合による 控除対象
引用・単純集計			
財務諸表等	現金、民間金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、 居住者発行外債、ＣＰ、 債権流動化関連商品、上場株式、 非上場株式、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、 未収金、その他	民間金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、 ＣＰ、事業債、 居住者発行外債、 株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション、生命保険受給権、 年金保険受給権、 預け金、未払金、その他	年金保険受給権
取引項目単位のデータ	コール・手形		
推　　計			
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金】 【その他の持分、投資信託受益証券】		
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、(国庫短期証券)】 【対外証券投資、(対外直接投資)】		
取引項目単位のデータ	国庫短期証券、対外直接投資、 その他対外債権債務	割賦債権、 その他対外債権債務	
そ　の　他			
（統合データのみの項目）	信託受益権		

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金（資産サイド）
財務諸表を基に、この４項目の合計額を求め、この内訳が共済保険部門保有預金の構成比と同一と仮定して按分する。

・民間金融機関貸出（資産サイド）
財務諸表より把握し、内訳項目である住宅貸付、消費者信用については、「個人向け貸出金（住宅資金）」等により計数を求め、これらを差し引いた残差からさらに個別貸倒引当金[24]相当額を控除し、（実質価値ベースの）企業・政府等向け

[24] ２０００年３月末以前は、主要な生命保険会社における、個別貸倒引当金の貸出に対する比率を用いて、全社ベースの個別貸倒引当金を推計していた。

貸出とする。取引額には、個別貸倒引当金を控除する前の残高（簿価ベース）の変化額から直接償却を除いたものを計上する。また、取引額と、当期末残高と前期末残高の差額との間の差（個別貸倒引当金の純繰入額と直接償却額に相当）を調整額とする。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
　財務諸表から現先取引保有額、現金担保付債券貸借取引保有額をそれぞれ把握し、合算して計上する。

・国庫短期証券（資産サイド）
　登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより保有残高を求め、現先取引分[25]について取引前の状態に戻す調整を行う。

・国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債（資産サイド）
　国庫短期証券と国債・財投債の合計、地方債は、各債券の保有残高に関する集計表から時価ベースの残高を把握するほか、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債は、簿価と評価差額を合算して時価ベースの残高を計上する。

・債権流動化関連商品（資産サイド）
　保有残高に関する集計表から把握した資産担保証券、金銭債権の信託受益権を合算して計上する。

・投資信託受益証券（資産サイド）
　財務諸表のその他の証券の一部に、投資信託受益証券発行総額から各部門の保有額を差し引いた、保有部門が特定できない残差の一部を加算した額を計上する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産・負債サイド）
　財務諸表を基に、保有残高を把握し計上する[26]。同データは半期毎（３月末、９月末）にしか入手できないため、他の四半期は取引所のデータ（「ユーロ円３ヵ月金利先物オプション建玉数量」）により算出した建玉残高の伸び率等を用いて推計する。

・対外直接投資、対外証券投資（資産サイド）
　対外直接投資は、推計により計上する。暦年末残高は、「対外資産負債残高統計」から求める対外直接投資の総額（株式資本と収益の再投資の合計）に、投資業態別の構成比率に関する基礎資料に基づく民間生命保険会社分の構成比率を乗じて推計する。なお、対外直接投資の業態別構成比率は、暦年末のデータとなるため、四半期末残高は、民間生命保険会社の主要な投資案件を個別に積み上げることなどによって速報計数を算出する。さらに、暦年末時点の対外直接投資額と

[25] 日本銀行の金融調節に関するデータより求めた現先売買残高総額に、現先取引参加可能な主体内での国庫短期証券保有比率（登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより算出）を乗じて推計する。

[26] ２０００年第２四半期以前は、オプションプレミアムの期中の残高の変化分を取引額として計上していた。

速報計数との乖離額の一部を民間生命保険会社の各四半期に按分加算することによって確定させる。
　対外証券投資は、保有残高に関する集計表から把握した外国証券（時価ベース）のうち、対外直接投資分を控除して計上する。

・その他（資産サイド）
　財務諸表の買入金銭債権の一部、および他の科目で当該資産として把握できるものと合算する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
　財務諸表の借入金を、すべて民間金融機関からの借入と仮定し、計上する。

・割賦債権（負債サイド）
　ノンバンク保有分に、主なファイナンス会社をベースに算出した割賦債権の民間生命保険会社向け比率を乗じて推計する。

・株式等（負債サイド）
　株式等のうち非上場株式には、財務諸表における資本金および基金のうち株式会社形態の生命保険会社に係る資本金と、資本準備金を計上する。

・生命保険受給権、年金保険受給権（負債サイド）
　生命保険受給権と年金保険受給権の合計額は、財務諸表における責任準備金から、危険準備金、および団体年金保険に係る受託資金残高相当額（年金契約の受託残高に関するデータや運用委託元の財務諸表より推計）を控除したものに、個人保険・個人年金にかかる社員（契約者）配当準備金を加算することにより算出する。このうち、個人年金保険に係る責任準備金・社員（契約者）配当準備金は年金保険受給権とし、残りを生命保険受給権とする。

１－４－１－１－２．簡易保険（２００７年第３四半期まで）

　簡易保険は、かんぽ生命保険（旧日本郵政公社簡易生命保険業務←旧簡易保険特別会計）の財務諸表等を基礎データとして、まず、統合前の金融資産・負債残高を推計し、次に、運用を委託している資産についても、その運用資産を内訳毎に統合する[27]。具体的には、運用委託資産の内訳は信託財産（指定単独運用金銭信託）の種類別財務データの構成と同一であると仮定し、信託受益権

[27] ２００２年度までは、簡易保険福祉事業団・運用事業特別勘定に対する貸付金、運用寄託金について、同特別勘定の運用資産構成を推計して簡易保険部門に統合するとともに、同特別勘定における信託勘定（指定単独運用金銭信託）以外の資産も、簡易保険に加算していた。２００３年度には、同事業団が解散し、金銭信託をはじめ、その保有資産は日本郵政公社に承継された。

残高に各資産の運用資産全体に占めるウエイトを乗じる方法（「構成比法」）により推計している。

なお、こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データ、財政融資資金の預託金残高に関するデータ（「財政融資資金月報」）等を利用して作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目		負債項目
		統合対象項目	
引用・単純集計			
財務諸表等	日銀預け金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金、公的金融機関貸出、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、ＣＰ、信託受益権、株式等、未収金、対外証券投資、その他	定期性預金、公的金融機関貸出、金融債、事業債、株式等、対外証券投資、その他	生命保険受給権、年金保険受給権、未払金
取引項目単位のデータ	財政融資資金預託金、国庫短期証券		
推　　計			
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、（国庫短期証券）】	国債・財投債	
そ　の　他			
（統合データのみの項目）		コール・手形、信託受益権	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等

（主要な取引項目の詳細）

・国債・財投債（資産サイド）

財務諸表から国債（含む国庫短期証券）を求め、そこから、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより求めた国庫短期証券を控除する。さらに、これを簿価ベースから時価ベースに転換して計上する。

・生命保険受給権・年金保険受給権（負債サイド）

財務諸表より、責任準備金（危険準備金を除く）の総額と契約者配当準備金を求め、そのうち個人年金保険に係る責任準備金を年金保険受給権に計上し、残りを生命保険受給権に計上する。

１－４－１－２．非生命保険

非生命保険は、民間損害保険会社、その他非生命保険および定型保証機関の合算値である。

１－４－１－２－１．民間損害保険会社

民間損害保険会社は、財務諸表および運用資産内訳の集計データを主な基礎データとし、統合前の取引項目の計数の多くを作成している。こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、貸出統計（「個人向け貸出金（住宅資金）」）等を利用して作成している。次に、確定拠出型年金に係る受託資金を控除（本来の運用主体である確定拠出型年金に統合）して、その残額を計上している。

なお、統合の対象となる受託資金残高は、確定拠出年金運営管理機関連絡協議会から公表されている損保委託分の総額に、生命保険会社、損害保険会社以外に委託している確定拠出型年金の運用資産に占める各資産の構成割合を参考に内訳データを推計している（「構成比法」）。

また、預け金、未収金（資産サイド）は、３、９月末のデータしか得られないため、他の四半期は横這いとして推計している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	統合による控除対象	負債項目	統合による控除対象
引用・単純集計				
財務諸表等	現金、コール・手形、民間金融機関貸出、現先・債券貸借取引、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、ＣＰ、債権流動化関連商品、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、未収金	未収金	民間金融機関貸出、現先・債券貸借取引、事業債、居住者発行外債、ＣＰ、金融派生商品・雇用者ストックオプション、非生命保険準備金、預け金、未払金	非生命保険準備金
取引項目単位のデータ	国庫短期証券		株式等	
推　　計				
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金】【信託受益権、投資信託受益証券】	流動性預金、定期性預金、投資信託受益証券		
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、（国庫短期証券）】【対外証券投資、（対外直接投資）】			
取引項目単位のデータ	株式等、非生命保険準備金、対外直接投資、その他対外債権債務、その他	その他	割賦債権、その他対外債権債務	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金（資産サイド）
財務諸表を基に、この４項目の合計額を求め、この内訳が共済保険部門保有預金の構成比と同一と仮定して按分する。

・民間金融機関貸出（資産サイド）
財務諸表より把握し、内訳項目である住宅貸付、消費者信用については、「個人向け貸出金（住宅資金）」等により計数を求め、これを差し引いた残差からさ

らに個別貸倒引当金[28]相当額を控除し、（実質価値ベースの）企業・政府等向け貸出とする。取引額には、個別貸倒引当金を控除する前の残高（簿価ベース）の変化額を計上する。また、取引額と、当期末残高と前期末残高の差額との間の差（個別貸倒引当金の純繰入額と直接償却額に相当）を調整額とする。

・国庫短期証券（資産サイド）
登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより把握する。

・国債・財投債（資産サイド）
財務諸表のうち、国債（含む国庫短期証券）とみなした勘定科目[29]を合計したうえで、そこから、別途推計した国庫短期証券の控除を行い、これを簿価ベースから時価ベースに転換して計上する。

・信託受益権、投資信託受益証券（資産サイド）
財務諸表のその他有価証券より両者の合計を求め、按分する。投資信託受益証券はこの按分額に、投資信託受益証券発行総額から各部門の保有額を差し引いた、保有部門が特定できない残差の一部を加算した額を計上する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産・負債サイド）
財務諸表を基に、保有残高を把握する。

・対外直接投資、対外証券投資（資産サイド）
対外直接投資は、推計により計上する。暦年末残高は、「対外資産負債残高統計」から求める対外直接投資の総額（株式資本と収益の再投資の合計）に、投資業態別の構成比率に関する基礎資料に基づく民間損害保険会社分の構成比率を乗じて推計する。なお、対外直接投資の業態別構成比率は、暦年末のデータとなるため、四半期末残高は、民間損害保険会社の主要な投資案件を個別に積み上げることなどによって速報計数を算出する。さらに、暦年末時点の対外直接投資額と速報計数との乖離額の一部を民間損害保険会社の各四半期に按分加算することによって確定させる。
対外証券投資は、財務諸表における保有外国証券の額のうち、対外直接投資分を控除して計上する。

・その他（資産サイド）
財務諸表の買入金銭債権の一部、および他の科目で当該資産として把握できるものと合算する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
財務諸表の借入金を、すべて民間金融機関からの借入と仮定し、計上する。

---

[28] ２０００年３月末以前は、主要な損害保険会社における、個別貸倒引当金の貸出に対する比率を用いて、全社ベースの個別貸倒引当金を推計していた。
[29] 一部券種を特定できない有価証券（「商品有価証券」、「貸付有価証券」）について、その対象が国債に限定されると仮定している。

・割賦債権（負債サイド）
　ノンバンク保有分に、主なファイナンス会社をベースに算出した割賦債権の民間損害保険向け比率を乗じて推計する。

・株式等（負債サイド）
　上場株式は、証券取引所に上場する会社のうち業種別区分『保険業』にあたる生命保険会社または持株会社以外の個社の株式数および株価で作成した時価総額[30]を基に、時価ベースの残高を算出する。取引額は、株式市場における資金調達に関するデータ等（東証データ等）により、新株発行増資額、新株予約権付社債の行使額を合算することにより算出する。

１－４－１－２－２．定型保証機関

定型保証機関は、企業や個人事業者等向けに公的な信用保証を行う先、および住宅ローンの保証を実施している先で構成される。公的な信用保証を行う先については個別の財務諸表を用いて作成している。一方、住宅ローンにかかる保証を行う先についてはアンケート調査を通じて得られた計数を使用している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券、非生命保険準備金、未収金、対外証券投資、その他	株式等、未払金、その他
推計		
取引項目単位のデータ		定型保証支払引当金

（注）時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・定型保証支払引当金（負債サイド）
　資金循環統計における住宅ローン残高から付保率を考慮して住宅ローン保証残

[30] ２００４年までは証券取引所上場株式や店頭登録市場における時価総額の部門別データ（「業種別時価残高」）のうち業種別区分における『保険業』を民間損害保険会社分とみなしていたが、同データが公表されなくなったため、個社ベースによる算出に変更。

高を推計し、これに銀行および系統金融機関等へのアンケートから得られた引当率を乗じて算出する。

１－４－１－２－３．その他非生命保険

その他非生命保険は、地震再保険特別会計等の各保険特別会計や信用保険機関の個別の財務諸表等を基に取引項目の計数を作成している[31]。

ただし、特別会計については、年度末のデータしか得られないことが多く、その場合には、他の四半期は横這いとして推計している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、公的金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、預け金、企業間・貿易信用、未収金、対外証券投資、その他	株式等、非生命保険準備金、預け金、未払金、その他
取引項目単位のデータ	財政融資資金預託金、非生命保険準備金	

（注）時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債

１－４－１－３．共済保険

共済保険は、各機関[32]の財務諸表、責任準備金明細の集計データ等を主な基礎データとして、まず、統合前の金融資産・負債残高を推計し、次に、団体年金保険に係る受託資金[33]を控除（本来の運用主体である旧適格退職年金、確定給付年金、国民年金基金に統合）して、その残額を計上している。

なお、統合の対象となる受託資金残高は、受託機関の責任準備金の明細デー

[31] 財務諸表の現金預金に含まれる政府預金は、国庫資金を統括管理する「国庫」（中央政府に分類）に対する債権債務ととらえ、「その他」に含めて計上している。

[32] 全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会・労働者共済生活協同組合連合会。

[33] 全国共済農業協同組合連合会は国民年金基金、旧適格退職年金、確定給付年金から、全国共済水産業協同組合連合会は国民年金基金から年金資金の運用を受託している。

タから求め、この運用資産の内訳については、受託資産の運用資産構成が、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会毎の全体の運用資産構成と同一であると仮定して推計している（「構成比法」）。

＜統合の方法（イメージ図）＞

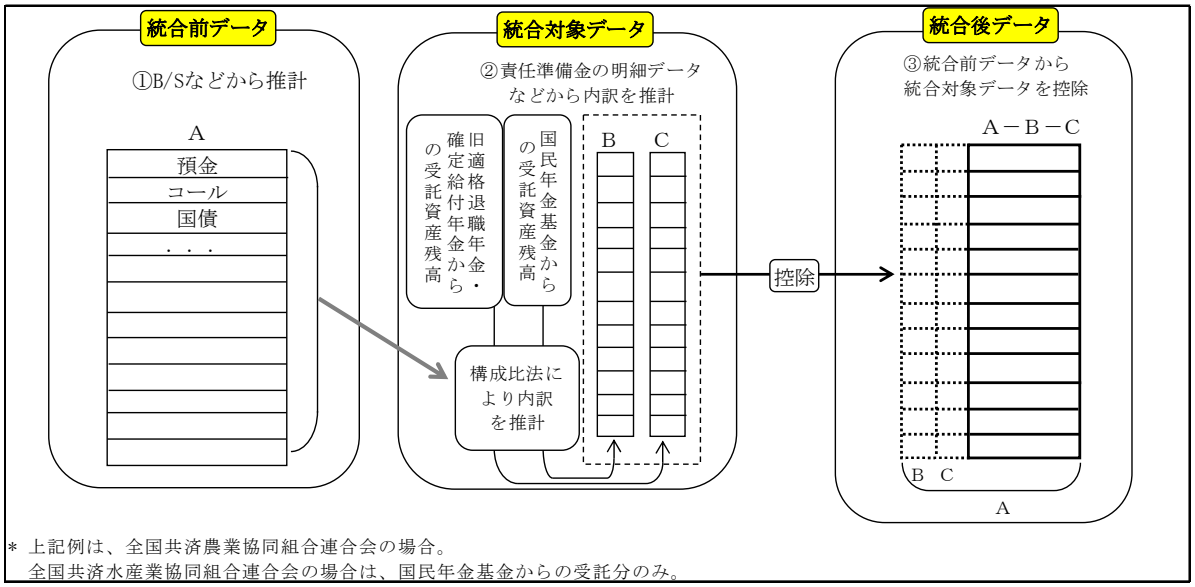

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目 （いずれも統合による控除対象）	負債項目	統合による控除対象
引用・単純集計			
財務諸表等	現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金、コール・手形、民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、ＣＰ、信託受益権、債権流動化関連商品、株式等、投資信託受益証券、預け金、未収金、対外証券投資、その他	民間金融機関貸出、現先・債券貸借取引、株式等、非生命保険準備金、年金保険受給権、預け金、未払金、その他	年金保険受給権
取引項目単位のデータ	国庫短期証券		
推　　計			
取引項目単位のデータ	その他対外債権債務		

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・国庫短期証券（資産サイド）
登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより把握する。

・国債・財投債（資産サイド）
ディスクロージャーの時価残高等を利用して算出している。

・非生命保険準備金、年金保険受給権（負債サイド）
財務諸表における支払備金、責任準備金、契約者割戻準備金の合計から異常危険準備金（掛捨型共済に関するものであるため）を控除し、さらに国民年金基金等からの運用受託分を控除[34]することにより、非生命保険準備金と年金保険受給権の合計額を算出する。さらに、個人年金共済に係る責任準備金も求め、合計額から控除した残差を非生命保険準備金とする。
なお、責任準備金データは年度末しか入手できないため、他の四半期データについては各々推計する。

１－４－２．年金基金

年金基金は、企業年金とその他年金の合算値である。

１－４－２－１．企業年金

企業年金は、確定給付型年金と確定拠出型年金の合算値である。

１－４－２－１－１．確定給付型年金

確定給付型年金は、厚生年金基金、確定給付企業年金（基金型企業年金・規約型企業年金）、旧適格退職年金（２０１２年３月廃止）、退職給付信託を、以下の方法で集計・推計のうえ計上している。

[34] 全国共済農業協同組合連合会は、国民年金基金と旧適格退職年金と確定給付年金から、全国共済水産業協同組合連合会は国民年金基金から年金資金の運用を受託しているが、これらの受託資産（および見合いの年金保険受給権）については、年金基金部門に統合・計上する必要があるため、これに対応する年金保険受給権も当部門から控除する。

厚生年金基金、確定給付企業年金、旧適格退職年金については、企業財務データ、年金の受託データ、内閣府の推計値を利用して作成している。

年金受給権（負債サイド）は、残高を、年金数理的に計算される企業会計上の退職給付債務を基礎データとして推計のうえ計上する。取引額は、当期に被用者が働き続けることで獲得する年金受給権の増加分から、同期に支払われた年金額を控除したものであり、勤務費用、利息費用の合計値から、年金給付額を控除して算出している。調整額は、残高の前期差と取引額の差額を計上している。

資産サイドの各項目については、受託機関の財務諸表等に基づいて，年金資金に対応する運用資産の内訳を、受託機関毎に推計し、これらをすべて統合する形で計数を作成している。なお、資産サイドの項目のうち、年金基金の対年金責任者債権については、確定給付型年金部門の資産総額と負債総額の差額を計上する。この項目は、年金基金の積立不足額（マイナスの場合は積立超過額）を示すこととなる。

退職給付信託については、基礎資料の制約から、受託機関から把握した残高（時価）をその他（資産サイド）に計上している。調整額は、残高の前期差を計上している。

＜統合の方法（イメージ図）＞

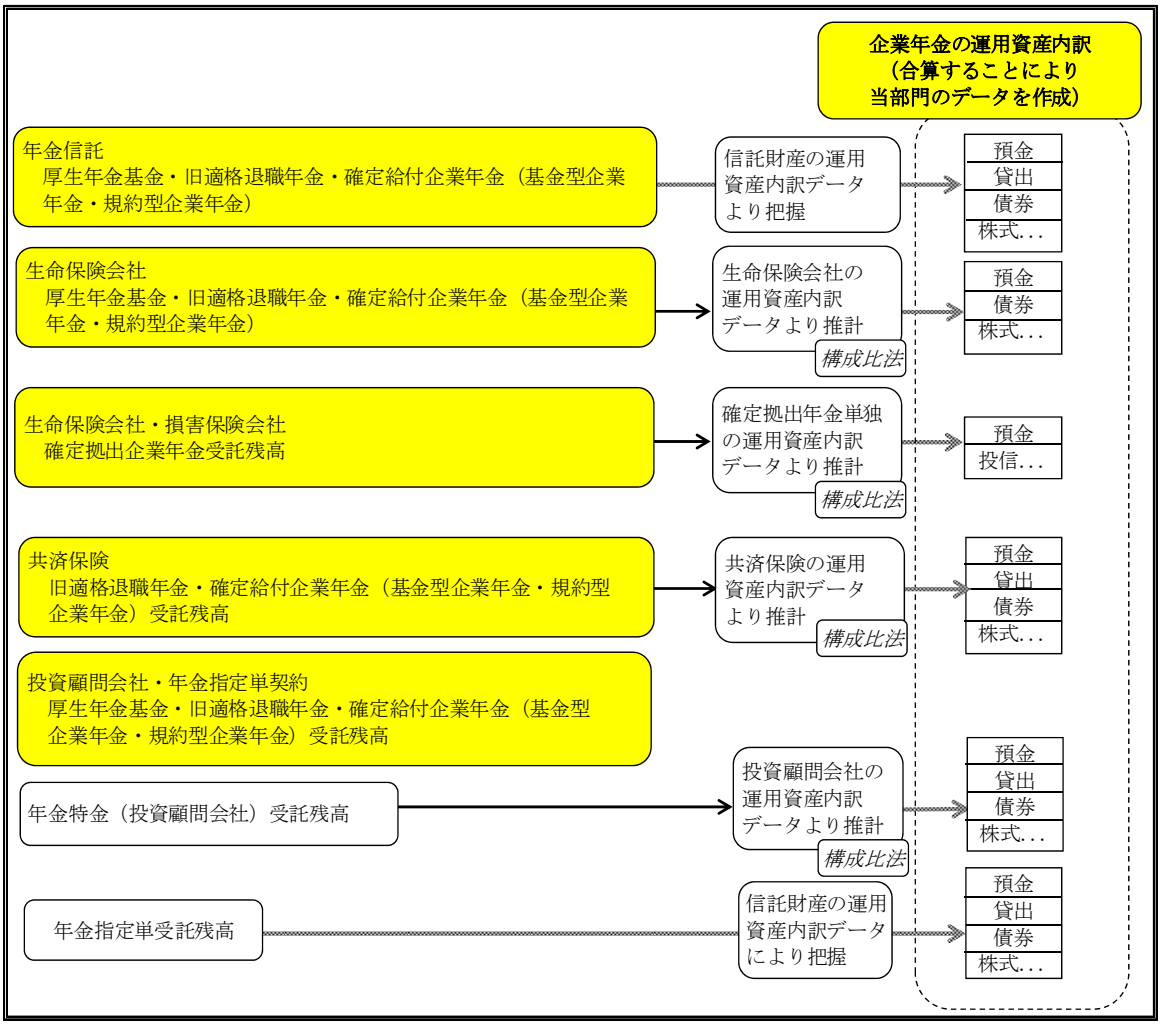
企業年金の運用資産内訳
（合算することにより
当部門のデータを作成）
年金信託
厚生年金基金・旧適格退職年金・確定給付企業年金（基金型企業年金・規約型企業年金）
信託財産の運用資産内訳データより把握
預金
貸出
債券
株式…
生命保険会社
厚生年金基金・旧適格退職年金・確定給付企業年金（基金型企業年金・規約型企業年金）
生命保険会社の運用資産内訳データより推計
構成比法
預金
債券
株式…
生命保険会社・損害保険会社
確定拠出企業年金受託残高
確定拠出年金単独の運用資産内訳データより推計
構成比法
預金
投信…
共済保険
旧適格退職年金・確定給付企業年金（基金型企業年金・規約型企業年金）受託残高
共済保険の運用資産内訳データより推計
構成比法
預金
貸出
債券
株式…
投資顧問会社・年金指定単契約
厚生年金基金・旧適格退職年金・確定給付企業年金（基金型企業年金・規約型企業年金）受託残高
年金特金（投資顧問会社）受託残高
投資顧問会社の運用資産内訳データより推計
構成比法
預金
貸出
債券
株式…
年金指定単受託残高
信託財産の運用資産内訳データにより把握
預金
貸出
債券
株式…

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目 （いずれも統合対象項目）	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	年金基金の対年金責任者債権	年金受給権
そ　の　他		
（統合データのみの項目）	現金、流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金、外貨預金、コール・手形、 民間金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、国庫短期証券、 国債・財投債、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、 居住者発行外債、ＣＰ、信託受益権、 債権流動化関連商品、株式等、 投資信託受益証券、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、 未収金、対外証券投資、 その他対外債権債務、その他	金融派生商品・雇用者ストックオプション

（注）時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・年金受給権（負債サイド）

残高は、連結財務諸表で企業が開示している退職給付債務残高を基に、この集計値を、財務諸表で開示していない企業も含めた一国全体の退職給付債務に膨らまして推計・計上する。膨らましにあたっては、受託機関から入手した一国全体の受託資産総額に対する、企業財務データから判明する年金資産総額の比率を利用する。取引額は、勤務費用と利息費用の合計値から年金給付を控除して作成する。このうち勤務費用、利息費用については、企業財務データから得られる集計値を退職給付債務と同じ方法で一国ベースに膨らまして推計し、年金給付については内閣府の推計値を使って控除する。

・統合対象資産全項目（資産サイド）

国内銀行・信託勘定への委託分（厚生年金基金信託・旧適格退職年金信託・規約型企業年金信託・基金型企業年金信託）は、各信託の信託財産の運用資産内訳データから求める。なお、年金投資基金信託[35]に対する再投資分は、年金信託全体に占める企業年金の比率を用いて、企業年金分に係るものを推計して合算する。

民間生命保険会社・全共連委託分は、運用委託資産総額[36]に受託機関の運用資産

[35] 旧適格退職年金信託、厚生年金基金信託、規約型企業年金信託、基金型企業年金信託、国民年金基金信託の資金運用で株式等への運用を行う場合、年金基金毎の少額投資では運用効率が上がらないことなどの理由から、年金信託の運用資金を合同して再投資運用する指定金銭信託。

[36] 民間生命保険会社委託分は、運用の過程で生じた剰余金分を推計して、これに加算する。

に占める各資産のウエイトを乗じて、各項目を推計（「構成比法」）する。
　年金特金委託分（投資顧問会社）は、運用委託資産残高に受託機関の運用資産に占める各資産のウエイトを乗じて、各項目を推計する。

・年金基金の対年金責任者債権（資産サイド）
　残高は、確定給付型年金部門の資産総額と負債総額の差額（マイナスの場合、積立超過を示す）を計上する。取引額は、雇主企業がこの積立不足相当分に関して本来負担すべき帰属年金負担と帰属利子を計上する。帰属年金負担については内閣府の推計値を、帰属利子については、雇主企業（民間非金融法人企業、国内銀行）における積立不足額に、企業財務データの利息費用から割り出した割引率を乗じた推計値を計上する。

１－４－２－１－２．確定拠出型年金

　確定拠出型年金は、金融機関等が受託した確定拠出年金（企業型）の年金資産について、受託機関や年金資産の記録・運用指図の取り纏めを行う運営管理機関から運用資産残高と運用商品の内訳を把握し、資産項目へ計上している。また、確定拠出型年金制度は、支給額が年金資産の運用実績によって決まるタイプの年金であることから、運用資産総額と同額を、負債サイドの年金受給権に計上している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目		負債項目	
		統合対象項目		統合対象項目
引用・単純集計				
財務諸表等	株式等、投資信託受益証券、未収金、その他	投資信託受益証券、未収金、その他	年金受給権	年金受給権
推　　計				
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金】	いずれも統合対象項目		

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
　　時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
　　投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・年金受給権（負債サイド）
資産サイドで把握した各項目の合計値を、負債サイドの年金受給権に計上する。

・定期性預金・流動性預金（資産サイド）
受託機関の契約残高のうち預貯金に相当する金額を、運営管理機関から把握した定期預貯金と普通預貯金の比率により按分して計上する。さらに、民間生命保険会社・民間損害保険会社委託分は、両者への運用委託資産総額を運用管理機関から把握し、生命保険会社、損害保険会社以外に委託している確定拠出型年金の運用資産に占める各資産のウエイトを参考に、各項目を推計（「構成比法」）し、各取引項目に加算している。

・投資信託受益証券（資産サイド）
年度末残高は、運営管理機関から把握した投資信託に相当する計数を計上する。年度末以外の四半期末残高は、受託機関から把握した投資信託に相当する計数（簿価）の前期差のほか、残高の時価変動分の推計値を、前期末残高に積み上げて作成する。さらに、民間生命保険会社・民間損害保険会社委託分は、両者への運用委託資産総額を運用管理機関から把握し、生命保険会社、損害保険会社以外に委託している確定拠出型年金の運用資産に占める投資信託受益証券のウエイトを参考に推計し、加算している。

・未収・未払金（資産サイド）
運営管理機関から把握した処理待機資金を計上する。さらに、民間生命保険会社・民間損害保険会社委託分は、両者への運用委託資産総額を運用管理機関から把握し、生命保険会社、損害保険会社以外に委託している確定拠出型年金の運用資産に占める未収・未払金のウエイトを参考に推計し、加算している。

１－４－２－２．その他年金

その他年金は、①国民年金基金、確定拠出年金（個人型）と②それ以外の機関（勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構、農業者年金基金、共済組合・退職等年金給付経理）に分けて推計し、これらを合算している。

① 国民年金基金、確定拠出年金（個人型）

国民年金基金および確定拠出年金（個人型）は、受託機関毎に当該機関の財務諸表等に基づいて運用委託資産の内訳を推計し、これらを取引項目毎にすべて統合する形で、資産サイドの計数を作成している。負債サイドの年金受給権の推計に際しては、国民年金基金では財務諸表から推計した責任準備金を、確

定拠出年金（個人型）では、受託機関や年金資産の記録・運用指図の取り纏めを行う運営管理機関から把握した運用資産総額と同額を、それぞれ計上している。

②勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構、農業者年金基金、共済組合・退職等年金給付経理

国民年金基金および確定拠出年金（個人型）以外の機関については、個別の財務諸表等を基に取引項目を算出する。この間、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、共済組合・退職等年金給付経理が保有する指定単独運用金銭信託、特定金銭信託、生命保険資産については、信託および民間生命保険会社から当部門に統合している。統合にあたっては、委託資産残高に、受託機関の財務諸表等を基に推計した受託機関の金融資産構成比を乗じることによって、取引項目の内訳を推計している（「構成比法」）。

＜統合の方法（イメージ図）＞

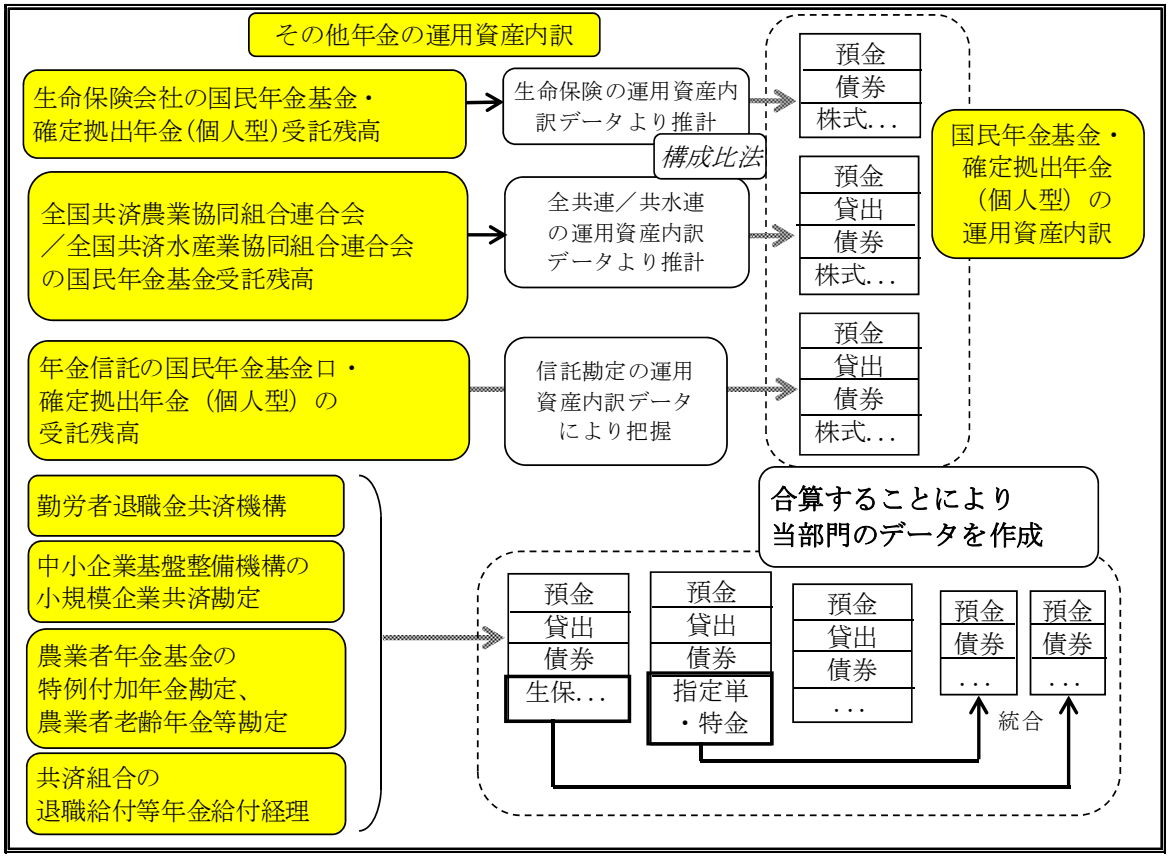

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産 項目		負債項目
		統合対象項目	
引用・ 単純集計			
財務諸表等	現金、流動性預金、 定期性預金、譲渡性預金、 コール・手形、 民間金融機関貸出、 公的金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、 国庫短期証券、 国債・財投債、地方債、 政府関係機関債、金融債、 事業債、信託受益権、 株式等、投資信託受益証券、 預け金、未収金、 対外証券投資	現金、流動性預金、 定期性預金、譲渡性預金、 コール・手形、 民間金融機関貸出、 公的金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、 国庫短期証券、 国債・財投債、地方債、 政府関係機関債、金融債、 事業債、信託受益権、 株式等、投資信託受益証券、 預け金、未収金、 対外証券投資	民間金融機関貸出、 公的金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、 政府関係機関債、 株式等、 年金受給権、 預け金、未払金
取引項目単位のデータ	財政融資資金預託金		
推　　計			
取引項目単位のデータ	その他対外債権債務		
そ　の　他			
（統合データのみの項目）		外貨預金、 居住者発行外債、ＣＰ、 債権流動化関連商品、その他	

（注）時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・年金受給権（負債サイド）
確定拠出年金（個人型）については、受託機関や年金資産の記録・運用指図の取り纏めを行う運営管理機関から把握した運用資産総額と同額を計上する。確定拠出年金（個人型）以外の機関については、責任準備金を推計し、計上する。

・統合対象資産全項目（資産サイド）
信託受託分は、国民年金基金および確定拠出年金（個人型）の運用資産については、信託財産の種類別財務データから求める。なお、年金投資基金信託[37]に対する再投資分は、年金信託に占める国民年金基金の比率を用いて、国民年金基金分に係るものを推計して合算する。

[37] 旧適格退職年金信託、厚生年金基金信託、規約型企業年金信託、基金型企業年金信託、国民年金基金信託の資金運用で株式等への運用を行う場合、年金基金毎の少額投資では運用効率が上がらないことなどの理由から、年金信託の運用資金を合同して再投資運用する指定金銭信託。

民間生命保険会社・全国共済農業協同組合連合会・全国共済水産業協同組合連合会は、運用委託資産残高に受託機関の金融資産に占める各資産のウエイトを乗じて、各項目を推計する。

投資顧問会社委託分（年金特金）は、運用委託資産残高に受託機関の運用資産に占める各資産のウエイトを乗じて、各項目を推計する。

１－５．その他金融仲介機関

その他金融仲介機関は、ノンバンク、公的金融機関、ディーラー・ブローカーの合算値である。

１－５－１．ノンバンク

ノンバンクは、ファイナンス会社、債権流動化に係る特別目的会社・信託の合算値である。

１－５－１－１．ファイナンス会社

ファイナンス会社は、一部の取引項目を除き、①貸金業者、②整理回収機構（中小企業金融機関等計上分を除く）、③証券金融会社、④ベンチャーキャピタルについて、それぞれ別個に資産・負債項目を推計し、これらを合算している。

各主体の推計方法は以下のとおり。

①貸金業者

業界統計等を利用して推計している一部の項目を除き、主要な企業の財務諸表を基礎データとして、金融資産・負債残高を推計[38]している。具体的には、主要企業の貸付金残高合計に対する全企業の貸付金残高の比率を、主要企業の各取引項目の残高に乗じることで、全企業の各取引項目の残高を推計している。ただし、取引項目単位のデータが入手できる一部の項目については、これを用いている。

なお、全企業ベースのデータは年次毎の更新であるため、各四半期計数の作成に際しては、主要企業以外の機関の残高は横這いとし、取引額は主要企業のもののみを計上するが、年次データを入手した後に、その間の計数を遡及改定している。

②整理回収機構

整理回収機構は、同機構の財務諸表から取引項目の計数を作成している。もっとも、一部の項目は、破綻した信用組合から業務を引き継いだ整理回収銀行の保有していた債権債務とみなし、中小企業金融機関等に計上しており、ファイナンス会社には、これらを除いたものが計上されている[39]。

なお、公的資本注入により整理回収機構が取得した優先株式は、財務諸表上の株式より控除し、出資金に額面ベースで計上している。

---

[38] 具体的には、現金・預金、住宅貸付、企業・政府等向け貸出、割賦債権の一部、現先・債券貸借取引、債務証券、株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、未収・未払金（以上資産サイド）、民間金融機関貸出、非金融部門貸出金、株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、企業間・貿易信用、未収・未払金（以上負債サイド）。

[39] 具体的には以下のとおり。

	資産項目	負債項目
ファイナンス会社に全額計上	現金、預金、コール・手形、民間金融機関貸出、債権流動化関連商品、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、信託受益権、株式等、投資信託受益証券、預け金、未収金、対外証券投資、その他	コール・手形、民間金融機関貸出、預け金、未払金、その他
ファイナンス会社と中小企業金融機関等で按分	国債・財投債	株式等
中小企業金融機関等に全額計上	日銀預け金	預金、日銀貸出金

③証券金融会社

証券金融会社は、個別の財務諸表を積み上げて項目を算出している。

④ベンチャーキャピタル

ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャーキャピタル等投資動向調査」および主要なベンチャーキャピタルの財務諸表データを基礎資料として、資産・負債を計上している。なお、ベンチャーキャピタルおよび関連するファンドからベンチャー企業への投資を「株式等」（資産サイド）として計上するほか、投資家（金融機関、非金融法人企業、家計）からベンチャーキャピタルおよび関連するファンドへの投資を「株式等」（負債サイド）として計上している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、コール・手形、割賦債権、現先・債券貸借取引、地方債、政府関係機関債、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、未収金、対外証券投資、その他	日銀貸出金、コール・手形、民間金融機関貸出、非金融部門貸出金、現先・債券貸借取引、債権流動化関連商品、預け金、その他
取引項目単位のデータ	国庫短期証券	割賦債権、事業債、居住者発行外債、ＣＰ、株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション
推計		
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金】 【国債・財投債、金融債、事業債、信託受益権、債権流動化関連商品、株式等、投資信託受益証券】	【企業間・貿易信用、未払金】
取引項目単位のデータ	民間金融機関貸出、対外直接投資、その他対外債権債務	その他対外債権債務

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金、定期性預金、外貨預金（資産サイド）

貸金業者分と証券金融会社分については、各財務諸表から預金総額を算出した上で、「預金者別預金」の「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）」の預金種類別残高の構成比を用いて按分する。

・民間金融機関貸出（資産サイド）
　貸金業者、整理回収機構、証券金融会社の各財務諸表、業界統計等から総額および住宅貸付、消費者信用、企業・政府等向けの各内訳を算出する。
　なお貸金業者分は、個別貸倒引当金相当額を控除し、（実質価値ベースの）残高を計上する。取引額は、残高の前期差を計上する。
　貸金業者による消費者信用は、消費者金融と消費者向け販売信用に分けて推計する。消費者金融は、金融庁「貸金業関係資料集」の消費者向け貸付残高等を利用して推計する。消費者向け販売信用は、日本クレジット協会「クレジット関連統計」、株式会社シー・アイ・シー「割賦販売情報統計データ」等を利用して推計する。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
　貸金業者分と証券金融会社分について、財務諸表から現先取引残高を、調査により債券貸借取引残高を把握する。

・国債・財投債、金融債、事業債、信託受益権、債権流動化関連商品、株式等、投資信託受益証券（資産サイド）
　貸金業者、整理回収機構、証券金融会社の各財務諸表から取引項目毎の総額を推計する。貸金業者については財務諸表が得られる貸金業者分のみ計上しているが、そのうち一部の貸金業者では、主な貸金業者をベースに算出した保有有価証券に占める該当商品の割合を基に推計する。また、証券金融会社については、債券は国債しか保有しないものと仮定する。
　なお、国債・財投債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券については、簿価ベースから時価ベースに転換して計上する。さらに、投資信託受益証券については、投資信託受益証券発行総額から各部門の保有額を差し引いた、保有部門が特定できない残差の一部を加算した額を計上する。

・株式等（負債サイド）
　株式は、証券取引所に上場する会社のうち業種別区分『その他金融業』にあたる個社の株式数および株価で作成した時価総額[40]を基に、時価ベースの残高を算出する。取引額は、株式市場における資金調達に関するデータ等（東証データ等）により、新株発行増資額、新株予約権付社債の行使額を合算することにより算出する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産・負債サイド）
　財務諸表等が得られる貸金業者分につき、同データから保有残高を算出する。

・対外直接投資（資産サイド）
　対外直接投資は、推計により計上する。暦年末残高は、「対外資産負債残高統計」から求める対外直接投資の総額（株式資本と収益の再投資の合計）に、投資業態別の構成比率に関する基礎資料に基づくファイナンス会社分の構成比率を乗

[40] ２００４年までは証券取引所上場株式や店頭登録市場における時価総額の部門別データ（「業種別時価残高」）のうち業種別区分における『その他金融業』をファイナンス会社分とみなしていたが、同データが公表されなくなったため、個社ベースによる算出に変更。

じて推計する。なお、対外直接投資の業態別構成比率は、暦年末のデータとなるため、四半期末残高は、ファイナンス会社の主要な投資案件を積み上げることなどによって速報計数を算出する。さらに、暦年末時点の対外直接投資額と速報計数との乖離額の一部をファイナンス会社の各四半期に按分加算することによって確定させる。

１－５－１－２．債権流動化に係る特別目的会社・信託

債権流動化に係る特別目的会社・信託は、債権流動化関連商品の市場統計[41]を基礎データとして、同商品の発行残高を負債サイドに計上する。同部門が保有する資産は、流動化商品毎に、原債権の種類別流動化状況に関する資料を利用し推計している。流動化商品の原債権としては、貸出（企業・政府等向け）、住宅貸付、消費者信用、割賦債権、事業債、債権流動化関連商品、売掛金（企業間・貿易信用）、預け金が挙げられる。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	流動性預金	
推　　計		
取引項目単位のデータ		債権流動化関連商品
財務諸表等・合計値を比率等で按分	【民間金融機関貸出、割賦債権、事業債、債権流動化関連商品、預け金、企業間・貿易信用】	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。

（主要な取引項目の詳細）

・債権流動化関連商品（資産サイド）
　二段階で発行された流動化商品の、裏付となっている金銭債権の信託受益権残

[41] 具体的には、ＡＢＣＰを証券保管振替機構が公表する「発行者区分別残高状況」から把握するほか、金銭債権信託の受益権を、金融機関の信託受託残高データ、信託会社の信託財産種類別財務データ等を用いて推計している。また、ＡＢ国内社債は証券保管振替機構が公表する「債券種類別発行償還状況」の資産担保型社債（公募・非公募）のうち金融債権を担保にした額を推計し計上している。なお、資産担保型社債（公募・非公募）のうち実物資産を担保にしたものは、民間非金融法人企業の事業債（負債サイド）に計上している。

高を計上する。同残高は、金融機関の信託受託残高データや「証券化商品の動向調査」（日本証券業協会）の原債権に関する資料などにより推計する。

１－５－２．公的金融機関

公的金融機関は、財政融資資金、政府系金融機関の合算値である。

１－５－２－１．財政融資資金

財政融資資金は、財政投融資特別会計の財務諸表、運用資金明細および財政投融資に関するデータ（「財政融資資金月報」、「財政投融資リポート」）等を主な基礎データとして取引項目の計数を作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	流動性預金、公的金融機関貸出、地方債、政府関係機関債、金融債、対外証券投資	財政融資資金預託金、国庫短期証券、株式等、未払金
取引項目単位のデータ	現先・債券貸借取引、国庫短期証券、その他	国債・財投債、その他
推計		
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、（国庫短期証券）】	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債

（主要な取引項目の詳細）

・国庫短期証券（資産サイド）
登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより把握する。

・国債・財投債（資産サイド）
財務諸表のうち、国債（含む国庫短期証券）とみなした勘定科目を合計したうえで、そこから、別途求めた国庫短期証券の控除、現先取引分をその取引前の状態に戻す調整を行う。さらに、これを簿価ベースから時価ベースに転換して計上

する。

１－５－２－２．政府系金融機関

政府系金融機関は、個別の財務諸表等を主な基礎データとして、これを積み上げることで取引項目の計数を作成している。こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、「個人向け貸出金（住宅資金）」等の取引項目毎のデータや、財政投融資に関する資料（「財政投融資リポート」）等を利用して作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、日銀預け金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金、コール・手形、公的金融機関貸出、現先・債券貸借取引、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、信託受益権、株式等、預け金、未収金、その他対外債権債務、その他	コール・手形、民間金融機関貸出、政府関係機関債、株式等、預け金、未払金、その他
取引項目単位のデータ	財政融資資金預託金、国庫短期証券	公的金融機関貸出、現先・債券貸借取引、居住者発行外債、ＣＰ
推計		
複数主体の合計から他の部門を控除	対外証券投資	
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、（国庫短期証券）】	【非金融部門貸出金、（民間金融機関貸出、公的金融機関貸出）】

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・公的金融機関貸出（資産サイド）
公的金融機関貸出は、基本的には各機関の財務諸表から算出する。海外向け貸出は

「国際収支統計」ないし「対外資産負債残高統計」における一般政府部門の貸付から把握する。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
　現先取引の資産側については、財務諸表から保有額を把握する。現先取引の負債側については、日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」の「その他[42]」の残高を、各内訳部門の国債保有残高に基づいて按分した金額を計上する。

・国庫短期証券（資産サイド）
　登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより把握する。

・国債・財投債（資産サイド）
　財務諸表データから国債（含む国庫短期証券）を求め、そこから、別途推計した国庫短期証券の控除を行う。さらに、これを簿価ベースから時価ベースに転換して計上する。

・民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出金（負債サイド）
　財務諸表データよりこれらの総額および民間金融機関からの借入を算出する一方、各特別会計の財務諸表や財政投融資に関する資料（「財政投融資リポート」）等から財政投融資特別会計、簡易保険といった公的金融機関からの借入を求め、これらの残差を非金融部門からの借入とする。

・対外証券投資（資産サイド）
　残高については、「対外資産負債残高統計」の証券投資（資産）に占める一般政府部門から、政府系金融機関以外の部門（ファイナンス会社および中央政府の一部、財政融資資金）による保有額を控除した残差を計上する。

１－５－３．ディーラー・ブローカー

ディーラー・ブローカーは、証券会社、短資会社、銀行等保有株式取得機構(特別勘定)の合算値である。

１－５－３－１．証券会社

証券会社は、財務諸表を主な基礎データとして、取引項目の計数の多くを作

[42] 同統計の投資家区分における「その他」には、日本証券業協会の協会員が落札した日本銀行の国債現先オペの残高が含まれるため、別途控除している。

成している。こうした方法で計数を作成することができない取引項目については、社債に関する市場データ（東京証券取引所「所報」）、日本銀行の財務諸表等を利用して作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	譲渡性預金、コール・手形、 民間金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション、 預け金、未収金、その他	現先・債券貸借取引、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、 未払金、その他
取引項目単位のデータ	日銀預け金	事業債、ＣＰ、株式等
推　　計		
財務諸表等 ・合計値を比率等で按分	【現金、流動性預金、定期性預金、外貨預金】 【地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、ＣＰ、投資信託受益証券、対外証券投資】	【民間金融機関貸出、非金融部門貸出金】
財務諸表等 ・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、(国庫短期証券、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、ＣＰ、上場株式、投資信託受益証券、対外直接投資、対外証券投資)】	【居住者発行外債、（事業債、CP）】
取引項目単位のデータ	国庫短期証券、対外直接投資、 その他対外債権債務	日銀貸出金、その他対外債権債務
取引総額から他の部門を控除		コール・手形

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・日銀預け金（資産サイド）
２０１２年９月までは、日本銀行の財務諸表における別口当座預金をすべて証券会社からのものと仮定し、計上する。２０１２年１２月からは、「業態別の日銀当座預金残高」における「うち証券」の値を計上する。

・現金、流動性預金、定期性預金、外貨預金（資産サイド）
財務諸表を基に、この４項目の合計値を求め、これを主要な証券会社の有価証券報告書から得られる現金・預金の種類別構成比で按分する。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
財務諸表から現先取引保有額、現金担保付債券貸借取引保有額をそれぞれ把握し、合算して計上する。

・国庫短期証券（資産サイド）
登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより保有残高を求め、現先取引分[43]について取引前の状態に戻す調整を行う。

・国債・財投債（資産サイド）
日本証券業協会「会員の主要勘定及び顧客口座数等」における商品有価証券等（資産と負債の差額）と投資有価証券の合算値から、別途推計した国庫短期証券、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、ＣＰ、上場株式、投資信託受益証券、対外直接投資、対外証券投資を控除して計上する。

・株式等（資産サイド）
上場株式は、日本証券業協会「会員の主要勘定及び顧客口座数等」における商品有価証券等（資産と負債の差額）と投資有価証券の合計値に、主要証券会社の開示データから算出した有価証券に占める上場株式の比率を乗じて推計している。

・株式等（負債サイド）
上場株式は、証券取引所に上場する会社のうち業種別区分『証券業』にあたる持株会社以外の個社の株式数および株価で作成した時価総額[44]を基に、時価ベースの残高を算出する。取引額は、株式市場における資金調達に関するデータ等（東証データ等）により、新株発行増資額、新株予約権付社債の行使額を合算することにより算出する。
非上場株式のうち持株会社の子会社の株式については、持株会社の発行株式の時価総額を子会社の発行株式の時価総額と同額とみなして計上する。

１－５－３－２．短資会社等[45]

短資会社等は、個別の財務諸表データを積み上げることにより、取引項目の計数を作成している。

---

[43] 日本銀行の金融調節に関するデータより求めた現先売買残高総額に、現先取引参加可能な主体内での国庫短期証券保有比率（登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより算出）を乗じて推計する。

[44] ２００４年までは証券取引所上場株式や店頭登録市場における時価総額の部門別データ（「業種別時価残高」）のうち業種別区分における『証券業』を証券会社分とみなしていたが、同データが公表されなくなったため、個社ベースによる算出に変更。

[45] ２００２年以降は短資会社のほかに、銀行等保有株式取得機構（特別勘定）の計数も含む。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、日銀預け金、流動性預金、 譲渡性預金、コール・手形、 現先・債券貸借取引、 民間金融機関貸出、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、 ＣＰ、信託受益権、株式等、 投資信託受益証券、預け金、未収金、 その他	コール・手形、日銀貸出金、 現先・債券貸借取引、 民間金融機関貸出、政府関係機関債、 株式等、預け金、 未払金、その他
取引項目単位のデータ		ＣＰ
推　　計		
取引項目単位のデータ	国庫短期証券	
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【国債・財投債、(国庫短期証券)】	

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

１－６．非仲介型金融機関

非仲介型金融機関は、金融持株会社とその他非仲介型金融機関の合算値である。

１－６－１．金融持株会社

金融持株会社は、銀行持株会社のほか、保険、証券の主要な持株会社、および日本取引所グループの個別財務諸表を積み上げることにより作成している。具体的には、保険については、単体で計数が把握可能な主要な持株会社を、証券については、傘下に国債市場特別参加者を有する、単体で計数が把握可能な主要な持株会社を計上している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金、民間金融機関貸出、国債・財投債、預け金、未収金、その他	ＣＰ、株式等、預け金、未払金、その他
取引項目単位のデータ		居住者発行外債
推　　計		
財務諸表等・合計値から（ ）を控除	【株式等、（対外直接投資）】	【民間金融機関貸出、(非金融部門貸出金)】 【事業債、（居住者発行外債）】
取引項目単位のデータ	対外直接投資	非金融部門貸出金、その他対外債権債務

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、事業債、株式等

（主要な取引項目の詳細）

・民間金融機関貸出（資産サイド）

半期（あるいは年度）毎に入手可能な金融持株会社の財務諸表を集計して計上する。金融持株会社のうち銀行持株会社については、持株会社の財務諸表を入手できない６月末、１２月末の残高を子会社の財務諸表から入手可能な計数を用いて推計する。また、残高の変動のうち為替変動に起因する部分を、金融持株会社および子会社の財務諸表から外貨建て貸出残高を推計することによって算出し、調整額として計上する。

・非上場株式（資産サイド）

持株会社が保有する子会社株式について、持株会社の発行株式の時価総額を子会社の発行株式の時価総額と同額とみなし、そこから対外直接投資（海外子会社分）と持株会社が保有する中間持株会社の上場株式を控除して非上場株式へ計上する。

・対外直接投資（資産サイド）

対外直接投資は、推計により計上する。暦年末残高は、「対外資産負債残高統計」から求める対外直接投資の総額（株式資本と収益の再投資の合計）に、投資業態別の構成比率に関する基礎資料に基づく金融持株会社分の構成比率を乗じて推計する。なお、対外直接投資の業態別構成比率は、暦年末のデータとなるため、四半期末残高は、金融持株会社の主要な投資案件を個別に積上げることなどによって速報計数を算出する。さらに、暦年末時点の対外直接投資額と速報計数との乖離額の一部を金融持株会社の各四半期に按分加算することによって確定させる。

１－６－２．その他非仲介型金融機関

その他非仲介型金融機関は、各機関の個別財務諸表を積み上げることにより、取引項目の計数を作成している。ただし、証券取引所・金融商品取引所、外為ブローカー、外為証拠金取扱業者、農水産業協同組合貯金保険機構、銀行等保有株式取得機構（一般勘定）のデータには年度末しか入手できないものがあることから、その間は多くの項目で残高を横這いとして推計している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	流動性預金、定期性預金、 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、 国庫短期証券、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、 信託受益権、株式等、 投資信託受益証券、非生命保険準備金、 預け金、未収金、その他	日銀貸出金、民間金融機関貸出、 公的金融機関貸出、政府関係機関債、 株式等、預け金、未払金
取引項目単位のデータ	国債・財投債	
推計		
財務諸表等	金融派生商品・雇用者ストックオプション	
取引項目単位のデータ	日銀預け金	その他

（注） 時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

１－７．公的専属金融機関

公的専属金融機関は、個別の財務諸表等を主な基礎データとして、これを積み上げることで取引項目の計数を作成している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金、外貨預金、 公的金融機関貸出、割賦債権、 国債・財投債、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、 信託受益権、株式等、預け金、 未収金、対外証券投資、その他	民間金融機関貸出、 政府関係機関債、事業債、株式等、 預け金、未払金、その他
取引項目単位のデータ		公的金融機関貸出、 現先・債券貸借取引、居住者発行外債
推　　計		
財務諸表等・合計値から（ ）を控除		【非金融部門貸出金、（民間金融機関貸出、公的金融機関貸出）】

（注）【　】は、財務諸表等により合計値を把握することができる項目の組み合わせ。
時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債

２．非金融法人企業

非金融法人企業は、民間非金融法人企業、公的非金融法人企業の合算値である。

２－１．民間非金融法人企業

民間非金融法人企業は、金融機関の財務諸表、預金統計（「預金者別預金」等）、貸出統計（「貸出先別貸出金」等）、債券市場・株式市場に関する統計を主な基礎データとして、取引項目を推計している。なお、現金・預金、証券の保有額（資産サイド）の多くには、部門（経済主体）別の推計において他の部門を推計した後の残差部分も含まれている。

民間非金融法人企業に対応する財務諸表として、財務省「法人企業統計」があるが、①取引項目別の詳細なデータが得られないこと、②サンプル替えに伴う段差が発生すること、③民間非金融法人企業に該当しない法人企業が一部含まれることなどから、非金融部門貸出金（資産サイド）、国債・財投債（資産

サイド）、企業間・貿易信用（資産サイド）といった項目を推計する際に、当該統計を利用するに止めている。

なお「法人企業統計」の利用に際しては、同統計の計数から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整するため、同統計の個票データ（統計法第33条に基づき財務省から提供を受けたもの）を用いている。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
取引項目単位のデータ	非金融部門貸出金、非生命保険準備金、	政府関係機関債、居住者発行外債、株式等、投資信託受益証券
推　　計		
取引項目単位のデータ	コール・手形、割賦債権、現先・債券貸借取引、国庫短期証券、国債・財投債、非上場株式、その他の持分、投資信託受益証券、定型保証支払引当金、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、企業間・貿易信用未収金、その他	非金融部門貸出金、割賦債権、現先・債券貸借取引、事業債、年金基金の対年金責任者債権、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、未払金、その他対外債権債務、その他
複数主体の合計を比率等で按分	現金、地方債、政府関係機関債、事業債、上場株式	
取引総額から他の部門を控除	流動性預金、定期性預金、外貨預金、譲渡性預金、金融債、ＣＰ、信託受益権、債権流動化関連商品、対外直接投資、対外証券投資、その他対外債権債務	民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、ＣＰ、企業間・貿易信用

（注）　時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・現金（資産サイド）

民間非金融法人企業による年度末の保有額については、現金保有額の大きい業種の現金保有残高を、「法人企業統計年報」の売上高から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整した値に、総務省「個人企業経済調査（構造編）」から得られる現金の対売上高保有比率を乗じることにより算出している。年度末以外の四半期は、現金発行総額から家計・対家計民間非営利団体・民間非金融法人企業以外の部門による保有額を控除した残差に、年度末における上記３部門による保有額に占める民間非金融法人企業の比率を乗じることにより算出している。

・割賦債権（資産・負債サイド）
資産サイドは、主要な自動車関連会社および携帯電話会社の財務諸表等を用いて推計する。
負債サイドは、公的非金融法人企業保有分（財務諸表から把握）の一部について、その事業内容から民間非金融法人企業向けとするほか、ノンバンク保有分に、主なファイナンス会社をベースに算出した割賦債権の民間非金融法人企業向け比率を乗じたものを加算する。また、民間非金融法人企業保有分（財務諸表等から推計）については、家計向けを控除した残りを計上する。

・現先・債券貸借取引（資産・負債サイド）
日本証券業協会の現先取引に関する統計（「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」）における事業法人の現先取引残高を計上する。また、全部門の現先取引の資産総額と負債総額の差額を負債側（差額が負となった場合はその絶対値を資産側）に加算する。

・国債・財投債（資産サイド）
「法人企業統計」から把握した民間非金融法人企業による公社債の保有額から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整した値に、公社債に占める国債・財投債の保有割合を乗じることにより簿価ベースの残高を推計する。公社債に占める国債・財投債の保有割合は、基礎資料の制約上、公社債の発行残高に占める国債・財投債の割合に等しいと仮定しこれを使用する。さらに時価ベースに転換して残高を計上する。

・地方債、政府関係機関債、事業債（資産サイド）
発行総額（現存額）[46]から、家計保有額と財務諸表等から把握可能な主体（金融機関など）の保有額を差し引いた残差を求め、これに、地方債と事業債の場合は、債券登録機関の保有主体別登録債残高データから算出した保有比率、政府関係機関債の場合は、「国際収支統計」等の基礎資料から推計した保有比率（いずれも財務諸表等から把握できない主体間での保有比率）を用いて按分する。按分は、地方債の場合は対家計民間非営利団体との間で、事業債と政府関係機関債の場合は対家計民間非営利団体と海外との間で行う。なお、残高については時価ベースに転換して計上する。

・株式等（資産サイド）
上場株式は、保有者の分布状況に関する統計（「株式分布状況調査」等）を基に、ファイナンス会社、対家計民間非営利団体との合計額を求め、ここからそれぞれの保有額を控除した残差を計上する。
非上場株式およびその他の持分は、総額から他の部門による保有額を控除した金額を家計部門との間で、上場株式の保有者の分布状況に関する統計（「株式分布状況調査」）から算出した比率を参考にして按分する。また、私募ＲＥＩＴを除く不動産私募ファンド（エクイティ部分）への出資額を、不動産私募ファンドに関する調査（一般社団法人不動産証券化協会・株式会社三井住友トラスト基礎

[46] 地方債の発行総額（現存額）は登録債データ、証券保管振替機構のデータ（「債券種類別発行償還状況」）等から推計し、政府関係機関債、事業債の発行総額（現存額）は証券保管振替機構のデータ（「債券種類別発行償還状況」）等から求める。

研究所「不動産私募ファンドに関する実態調査」、一般社団法人不動産証券化協会「会員対象不動産私募ファンド実態調査」（２０１８年１２月末データで公表取り止め））や私募ＲＥＩＴに関する基礎資料（投資信託協会「私募不動産投信の月末資産増減状況」、一般社団法人不動産証券化協会「私募リート・クォータリー」）から推計し、その他の持分へ計上する。

・投資信託受益証券（資産サイド）

民間非金融法人企業が保有するＥＴＦとＲＥＩＴの残高は、各発行総額に、東京証券取引所公表の保有主体データ（ＥＴＦ受益者情報調査、ＲＥＩＴ投資主情報調査）等から推計した、民間非金融法人企業の構成比率を乗じて算出する。また、私募ＲＥＩＴの残高は、発行総額に、一般社団法人不動産証券化協会「私募リート・クォータリー」の「事業会社等」から算出した構成比率を乗じて推計する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産・負債サイド）

金融派生商品のうち取引所取引分の残高は、取引所の取引主体別データ（「国債先物・日経２２５オプション取引投資部門別取引状況」、「ユーロ円３ヵ月金利先物オプション約定数量」）より国内銀行に対する取引規模ウエイトを算出し、国内銀行の金融派生商品保有残高のうち取引所取引分に乗じて保有残高を推計する[47]。

金融派生商品のうち店頭取引分の資産残高は、「ＢＩＳ金融派生商品サーベイ」や「デリバティブ取引に関する定例市場報告」等から推計する店頭取引の対非金融機関顧客取引分の残高[48]からファイナンス会社取引分を控除し、残額を企業年金（年金信託）、証券投資信託、民間非金融法人企業との間で按分することにより推計する。店頭取引分の負債残高は、全部門の店頭取引分の資産（負債）総額から民間非金融法人企業以外の部門の店頭取引分の負債額を差し引いたものを計上する。

雇用者ストックオプションは、「法人企業統計季報」の「新株予約権」の残高に、企業の財務諸表から把握した未行使株式数の割合を乗じて計上する。

・預け金（資産・負債サイド）

発生原因別（従業員預け金[49]、ゴルフ場への預託金[50]、ビル入居保証金[51]、所得

---

[47] ２０００年第２四半期以前は、オプションプレミアムの変化分を取引額に計上していた。

[48] 非金融機関顧客取引とは「金融機関以外の顧客(国内銀行・信託勘定を含む)」のことを指すが、資金循環統計では、企業年金（年金信託）、証券投資信託、ファイナンス会社、民間非金融法人企業が該当し、これ以外の主体との取引をないものと仮定。

[49] 社内預金に関するデータ（「社内預金の現状」）を基に、社内預金総額を把握し、ここから金融部門の社内預金（財務諸表等から推計）を控除した残差を計上する。

[50] 負債サイドは、「特定サービス産業実態調査報告書」等から預託金総額を求めて、これを計上している。資産サイドは、この総額に、同報告書を基に算出した会員数の構成比を基に家計と按分する。

[51] 固定資産価格やオフィスビルに関する統計（「固定資産の価格等の概要調書」、「ビル実態調査のまとめ」）からビル保証金の総額を推計し、負債サイドに計上している。資産サイドは、こうして推計した総額から、財務諸表データから求めた金融部門、公的非金融法人企業の保有預け金（資産）を控除した残差を計上する。

税・源泉徴収分[52]、外為証拠金取引の証拠金[53]、プリペイド方式のＩＣ型電子マネーとプリペイドカードの残高[54]、不特定保管金口座の残高[55]）に推計した額に、他の主体の預け金のうち相手先を特定できない額を民間非金融法人企業との取引と仮定して加算する。

・企業間・貿易信用（資産・負債サイド）

資産サイドは、「法人企業統計季報」における金融業、保険業と医療・福祉業を除く全産業の売掛金と受取手形の合計額から、割賦債権に該当する分（財務諸表等から推計）や民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を控除した値に、「医療費の動向」や「介護給付費等実態調査」等から算出した医療・介護費用の公的保険適用分のうち、民間医療・介護機関から社会保障基金への与信残高を加算して計上する。負債サイドは、各部門の企業間・貿易信用の資産合計から負債合計を差し引いた残差を、民間非金融法人企業間の取引にかかる買掛金であるとみなして計上する。

・未収・未払金（資産・負債サイド）

税金関係の推計額（資産・負債）[56]、ファイナンス会社の未収金について家計との間で按分した額（負債）、金融部門の未収・未払金のうち相手先部門を特定できない額について按分した額（資産・負債）[57]、ポイントの残高（資産・負債）[58]を合算して計上する。

資産サイドには、最終的には、全部門の未払金の総額から、他の部門が保有する未収金を控除した残差を計上する。

・その他対外債権債務（資産・負債サイド）

資産サイドは、「対外資産負債残高統計」のその他資産に占めるその他部門の額から海外への未収金を控除した額に、「対外資産負債残高統計」等から求める

---

[52] 租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入額調」）を基に、所得税・源泉徴収分の各四半期の収税額の一部を各前四半期の未払税金とみなし、これを金融部門との間で一定比率により按分する。

[53] 金融先物取引業協会および東京金融取引所のデータを使用し、家計と民間非金融法人企業との間で按分する。

[54] プリペイド方式のＩＣ型電子マネーの発行残高は、日本銀行「最近の電子マネーの動向について」から、プリペイドカードの発行残高は、金融庁「前払式支払手段の発行額等の推移」から把握する。民間非金融法人企業部門の保有額は、発行総額を、市場調査等を基に、家計との間で按分することにより算出する。

[55] 個別の財務諸表から把握する。

[56] 租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入額調」）を基に、一定時期毎に、法人税の収税額を前年度末の未払税金として、あるいは当年度の予定納税分の前受けとして、未収金に計上している。また、消費税分は、各四半期の収税額の一部を前四半期末の未払税金として、負債に計上する。

[57] 資産サイドは預金・金融債の保有額でみた民間非金融法人企業のウエイト、負債サイドは借入額でみた同部門のウエイトを用いて按分する。

[58] ポイント発行残高は、発行主体の財務諸表から捕捉するポイント引当金額を計上する。民間非金融企業部門の保有額は、発行総額を、市場調査等を基に、家計との間で按分することにより算出する。

国内部門のその他対外債権債務の総額と各国内部門の積上げから求める国内部門のその他対外債権債務の総額との乖離額のうち、民間法人分を加算した額を計上する。負債サイドは、「国際収支統計」ないし「対外資産負債残高統計」のその他負債に占めるその他部門の額から、海外への未払金を差し引いて計上する。

・その他（資産・負債サイド）
　金融部門等の財務諸表においてその他に計上したもののうち、相手先が特定できない額を、家計、対家計民間非営利団体との間で按分する。また、新株予約権のうち、権利未確定分を計上する。

２－２．公的非金融法人企業

公的非金融法人企業は、①特殊法人・独立行政法人等、中央政府の特別会計の一部と、②地方公社、地方公営企業の、各々の財務諸表の集計データを基に取引項目を作成している。このほか、債券発行残高に関するデータや「地方財政統計年報」等を利用し、取引項目の計数の推計も行なっている。

① 特殊法人・独立行政法人等、中央政府の特別会計の一部

特殊法人・独立行政法人等、中央政府の特別会計は、各機関の個別財務諸表を基礎データとして、これを積み上げることで取引項目の計数の多くを作成している。ただし、債券発行額（負債サイド）については銘柄別発行残高データ等を利用している。

② 地方公社、地方公営企業

地方公社、地方公営企業は、主に財務諸表の集計データ（「地方公社総覧」、「地方公営企業決算の概要」）を利用して預金保有額（資産サイド）、証券保有額（資産サイド）、その他の持分（負債サイド）、借入金（負債サイド）、債券発行額（地方公営企業の負債サイド）を推計している。このほか、非金融部門借入金、地方公社の借入金、地方公社に対するその他の持分（負債サイド）、地方公社の債券発行額（負債サイド）については、「地方財政統計年報」、「貸出先別貸出金」、「第三セクター等の状況に関する調査」、振替債データ等の取引項目別のデータも利用して推計している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金、外貨預金、 非金融部門貸出金、国庫短期証券、 国債・財投債、地方債、政府関係機関債、 金融債、事業債、居住者発行外債、ＣＰ、 信託受益権、債権流動化関連商品、 投資信託受益証券、預け金、未収金、 対外証券投資、対外直接投資、その他	民間金融機関貸出、事業債、ＣＰ、 株式等、預け金、未払金、その他
取引項目単位のデータ	財政融資資金預託金、 現先・債券貸借取引、株式等	現先・債券貸借取引、 政府関係機関債、居住者発行外債
推　　計		
取引項目単位のデータ	割賦債権、企業間・貿易信用	公的金融機関貸出、 非金融部門貸出金、割賦債権、 地方債、企業間・貿易信用

（注）時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・現先・債券貸借取引（資産サイド）
日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」の「その他[59]」の残高から、財務諸表等で特定可能な部門分を控除した残差を、公的非金融法人と地方公共団体の国債保有残高に基づいて按分した金額を計上する。

・企業間・貿易信用（資産・負債サイド）
資産サイドは、「医療費の動向」や「介護給付費等実態調査」等から算出した医療・介護費用の公的保険適用分のうち、公的医療・介護機関から社会保障基金への与信残高を算出して計上する。また、後払いである上水道料金の与信残高を計上する。
負債サイドは、「建設総合統計」等から推計した公共工事の後払い金のうち、公的非金融法人企業が発注者である分を算出して計上する。その他の売掛金・買掛金、受取手形・支払手形は、財務諸表等から求め、それぞれ合算して計上する。

・民間金融機関貸出金（負債サイド）
地方公社は、「貸出先別貸出金」の不動産関連地方公社等向け貸出残高を用いて推計する。地方公営企業は、「地方公営企業決算の概況」を用いて、企業債のうち民間金融機関からのものを推計する。
地方公営企業、地方公社以外の機関は、財務諸表等から求め、それぞれ合算して計上する。

[59] 同統計の投資家区分における『その他』には、日本証券業協会の協会員が落札した日本銀行の国債現先オペの残高が含まれるため、別途控除している。

・公的金融機関貸出（負債サイド）
　地方公社は、取引項目単位で求めた政府系金融機関の地方公社向け貸出をこの推計値とし、地方公営企業は「地方公営企業決算の概況」を用いて推計する。
　地方公営企業、地方公社以外の機関は、財務諸表等から求め、それぞれ合算して計上する。

・非金融部門貸出金（負債サイド）
　地方公営企業は、「地方財政統計年報」を用いて、地方公共団体からの借入金を推計する。
　地方公営企業、地方公社以外の機関は、財務諸表等の各基礎データから求め、それぞれ合算して計上する。

・地方債（負債サイド）
　地方公営企業発行の地方債は、「地方公営企業決算の概況」を用いて推計する。

３．一般政府

一般政府は、中央政府、地方公共団体、社会保障基金の合算値である。

３－１．中央政府

中央政府部門は、①国の一般会計・一部の特別会計および、②事業団等特殊法人・認可法人・独立行政法人の一部について、それぞれ推計し、合算している。

①国の一般会計・一部の特別会計

政府預金保有額（資産サイド）を「日本銀行勘定」から、国債・財投債や国庫短期証券の発行額（負債サイド）を国債の発行・償還に関するデータ（日本銀行「公社債発行・償還および現存額」等）から把握するほか、税金関連の未収・未払金等を租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入調」）から推計するなどして、取引項目の計数を作成している。

②事業団等特殊法人・認可法人・独立行政法人の一部

事業団等特殊法人・認可法人・独立行政法人については、各機関の個別財務諸表を基礎データとして、これを積み上げることで取引項目の計数の多くを作成している。ただし、債券発行額（負債サイド）は銘柄別発行残高データを、また非上場株式およびその他の持分（負債サイド）は、「政府出資法人一覧」を追加的に利用して、計数を把握している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金、外貨預金、 非金融部門貸出金、地方債、 政府関係機関債、金融債、事業債、ＣＰ、 信託受益権、株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、未収金	民間金融機関貸出、 公的金融機関貸出、 非金融部門貸出金、割賦債権、政府関係機関債、 株式等、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金
取引項目単位のデータ	政府預金、財政融資資金預託金、 現先・債券貸借取引、国庫短期証券、 国債・財投債、企業間・貿易信用、 対外証券投資、その他対外債権債務、 その他	現先・債券貸借取引、国庫短期証券、 国債・財投債、その他対外債権債務、 その他
推　　計		
取引項目単位のデータ		企業間・貿易信用、未払金

（注）時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・政府預金（資産サイド）
「日本銀行勘定」から求め、これを全額中央政府の資産として計上する。なお、特別会計の保有する政府預金に相当する金額は、中央政府と特別会計間の「その他」を通じた債権債務として計上する。

・非金融部門貸出金（資産サイド）
政府系金融機関、公的法人企業の財務諸表から、これら機関の中央政府からの借入金を求め、これを一般・特別会計分の非金融部門貸出金とする。また、財務諸表から事業団等の非金融部門貸出を把握し、両者を合算する。

・国庫短期証券（資産サイド）
登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表データより把握する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産サイド・負債サイド）
「省庁別財務書類」の金利スワップ取引に係る評価損益を計上する。

・未収・未払金（資産・負債サイド）、預け金（資産サイド）
中央政府における国税収納に係る債権債務は、租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入額調」）を基礎データとし、以下のとおり税目毎に一定の仮定に基づいて推計した額が、各項目に含まれる。
所得税・源泉徴収分は、各四半期の収税額の一部を各前四半期の税金の未収分とみなし、前四半期末の預け金（資産）に計上する。
所得税・申告納税分、法人税は、一定時期毎にその収税額を前年度末（第１四半期末）の未収であった税金の確定納付分として前年度末（第１四半期）の未収金に計上する。また、一定期毎にその収税額を当年度分の予定納付分とみなし、第３、４四半期の未払金に計上する。
消費税は、各四半期の収税額の一部を各前四半期分の税金の未収分とみなし、前四半期末の未収金（資産）に計上する。

・その他対外債権債務（資産・負債サイド）
資産サイドは、「国際収支統計」ないし「対外資産負債残高統計」の持分と金・SDR等の合計額を計上する。負債サイドは、「国際収支統計」ないし「対外資産負債残高統計」のその他負債に占める一般政府部門と金・SDR等の合計額を計上する。

・その他（資産・負債サイド）
財務諸表から求めたもののほかに、特別会計の保有する政府預金に相当する金額を、中央政府と特別会計間の「その他」を通じた債権債務として計上する。このほか、負債サイドには、貨幣流通高相当額を中央銀行に対する債務として、当項目に加算する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
財務諸表から事業団等分を、金融機関の財務諸表や貸出金統計（「預金・現金・貸出金」）から一般・特別会計分を各々求め、両者を合算する。

・公的金融機関貸出（負債サイド）
財務諸表ないし「財政投融資リポート」などから把握できるもののほか、財政融資資金の貸出のうち他の部門への貸出を控除した残差を中央政府向け貸出として、合算する。

・企業間・貿易信用（負債サイド）
「建設総合統計」等から推計した公共工事の後払い金のうち、国が発注者である分を計上する。

３－２．地方公共団体

地方独立行政法人等の一部を除いて、地方公共団体は財務諸表が得られないことから、主として取引項目毎のデータを用いて推計している。具体的には、預金保有額（資産サイド）、借入額（負債サイド）、債券発行額（負債サイド）等を、各々の取引項目別のデータ（「預金・現金・貸出金」、「貸出先別貸出金」等）から推計する。一方、地方公共団体の投融資額（資産サイド）については、「地方財政統計年報」を用いて推計している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、非金融部門貸出金、国庫短期証券、株式等、投資信託受益証券、預け金、対外証券投資	割賦債権
取引項目単位のデータ	現先・債券貸借取引、その他	公的金融機関貸出、現先・債券貸借取引、居住者発行外債、株式等
推計		
複数主体の合計から他の部門を控除	流動性預金、定期性預金、外貨預金、信託受益権	
取引項目単位のデータ	譲渡性預金、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、企業間・貿易信用、未収金	民間金融機関貸出、非金融部門貸出金、地方債、預け金、企業間・貿易信用、未払金

（注） 時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・流動性預金、定期性預金、外貨預金（資産サイド）
預金統計（「預金・現金・貸出金」等）や預金取扱機関の財務諸表における公金預金を地方公共団体および公的機関の保有分とみなし、ここから地方公営企業分（「地方公営企業決算の概況」から把握）を控除する。

・譲渡性預金（資産サイド）
発行総額（現存額）から保有部門を特定できない部分を、家計、地方公共団体、民間非金融法人企業の合計額としたうえで、この３主体に占める地方公共団体の保有比率（譲渡性預金の販売先に関するデータを基に算出）を乗じ、さらに農業

協同組合[60]の発行分（財務諸表から把握）を加算する。

・国債・財投債、政府関係機関債、金融債、事業債（資産サイド）
　地方公共団体による有価証券の保有額に、有価証券に占める各債券の割合を乗じることにより各債券の簿価ベースの残高を推計する。地方公共団体による有価証券の保有額は、「地方財政統計年報」から把握した基金による有価証券保有額に、減債基金のうち満期一括償還地方債のための積立金に占める有価証券を加算して算出する。また、有価証券に占める各債券の割合は、一部自治体の基金が運用する有価証券に占める各債券の割合を使用する。さらに時価ベースに転換して残高を計上する。

・地方債（資産サイド）
　「地方財政統計年報」から把握した基金による地方債保有額に、減債基金のうち満期一括償還地方債のための積立金に占める地方債を加算して簿価ベースの残高を算出する。さらに時価ベースに転換して残高を計上する。

・企業間・貿易信用（資産・負債サイド）
　資産サイドは、「介護給付費等実態調査」等から算出した介護費用の公的保険適用分のうち、地方公共団体運営の介護施設から社会保障基金への与信残高を計上する。また、後払いである下水道料金の与信残高を計上する。
　負債サイドは、「建設総合統計」等から推計した公共工事の後払い金のうち、都道府県と市区町村が発注者である分を計上する。

・未収・未払金（資産・負債サイド）
　金融部門の未収・未払金のうち相手先が特定できない額について按分[61]したものを計上する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
　金融機関毎に、貸出統計（「貸出先別貸出金」）や財務諸表等から推計する。

・公的金融機関貸出（負債サイド）
　地方公共団体向け貸出を保有している機関の財務諸表から求める。

・非金融部門貸出金（負債サイド）
　中央政府（財務諸表から得られた各公的機関の貸出金のうち、その業務の性質に応じて地方公共団体向けとして算出したもの）、地方公共団体、社会保障基金（相手方を特定できないものを地方公共団体向けと仮定）の部門毎に推計したものを合算して計上する。

・地方債（負債サイド）
　登録債データ、債券種類別内訳データ（証券保管振替機構の「債券種類別発行償還状況」）等から発行総額（現存額）を推計し、地方公営企業の発行分（「地

[60] 農業協同組合発行分は全額地方公共団体が保有するとみなす。
[61] 資産サイドは預金・金融債の保有額でみた地方公共団体のウエイト、負債サイドは借入額でみた同部門のウエイトを用いて按分する。

方公営企業決算の概況」により推計）を控除することにより、地方公共団体の発行分を推計する。

３－３．社会保障基金

社会保障基金は、公的年金とその他社会保障基金の合算値である。

３－３－１．公的年金

公的年金は、各機関の四半期ごとの積立金運用状況やその詳細なデータ（例えば年次で開示されている保有全銘柄の一覧表）等を利用して内訳計数を計上している[62]。特別会計の一部等については、財務諸表を利用して計上している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、流動性預金、 定期性預金、譲渡性預金、 非金融部門貸出金、 国債・財投債、地方債、 政府関係機関債、金融債、 事業債、信託受益権、 株式等、投資信託受益証券、 預け金、未収金、 対外証券投資、その他	民間金融機関貸出、 公的金融機関貸出、その他の 持分、預け金、未払金
取引項目単位のデータ	財政融資資金預託金、 現先・債券貸借取引	

（注）時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、
居住者発行外債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

[62] 生命保険会社あるいは信託勘定に運用を委託していて資産種類が把握できない一部機関の資産については、運用受託機関における運用資産の構成比を乗じることで内訳資産を推計し、統合している（「構成比法」）。

（主要な取引項目の詳細）

・現先・債券貸借取引（資産サイド）
　日本証券業協会の現先取引に関する統計（「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」）[63]および財務諸表等により把握する。

・国債・財投債（資産サイド）
　各機関の四半期ごとの積立金運用状況やその詳細なデータ（年次で開示されている保有全銘柄の一覧表等）等を利用して計上する。

・預け金（資産サイド）
　公的年金のうち年金特別会計、およびその他社会保障基金のうち労働保険特別会計における社会保険料の収入額を、財政資金収支等のデータを基に特定した上で、一定の仮定に基づいて推計したデータを、当項目に計上する。
　厚生保険料は、各四半期の納付額の一部を各前四半期の保険料収入の未収分とみなし、公的年金の前四半期末の預け金（資産）に計上する。
　労働保険料は、各四半期の納付額の一部を各前四半期の保険料収入の未収分とみなし、その他社会保障基金の前四半期末の預け金（資産）に計上する。

３－３－２．その他社会保障基金

　その他社会保障基金は、これに属する労働保険特別会計等や健康保険組合等の各機関の財務諸表を基礎データとして、これを積み上げることで取引項目を算出している。

[63] 同統計の投資家区分における『官公庁共済組合』を社会保障基金保有分とみなす。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
財務諸表等	現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、非金融部門貸出金、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、信託受益権、株式等、投資信託受益証券、預け金、未収金、対外証券投資、その他	民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、株式等、預け金、未払金
取引項目単位のデータ	財政融資資金預託金	
推計		
取引項目単位のデータ		企業間・貿易信用

（注）時価ベースで計上している項目は、以下のとおり。
国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・企業間・貿易信用（負債サイド）
「医療費の動向」や「介護給付費等実態調査」等から算出した医療・介護費用の公的保険適用分を計上する。

４．家計

家計は、金融機関の財務諸表、預金統計（「預金者別預金」等）、貸出統計（「貸出先別貸出金」等）、債券市場・株式市場に関する統計を主な基礎データとして推計している。

家計には、個人企業も含まれることから、個人企業に帰属する企業間・貿易信用、企業・政府等向け貸出（民間金融機関貸出の内訳項目）等については、「中小企業実態基本調査」や、「貸出先別貸出金」の事業者向け貸出データなどを用いて推計している。一方、現金・預金、証券（株式、債券、対外証券投資等）の保有額は、個人企業を含むベースで家計全体を推計している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
取引項目単位のデータ	国債・財投債、地方債、事業債、上場株式、非生命保険準備金、生命保険受給権、年金保険受給権、年金受給権	
推　　計		
取引項目単位のデータ	流動性預金、定期性預金、外貨預金、非金融部門貸出金、政府関係機関債、金融債、非上場株式、その他の持分、投資信託受益証券、定型保証支払引当金、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、企業間・貿易信用、未収金、対外証券投資	民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、割賦債権、金融派生商品・雇用者ストックオプション、企業間・貿易信用、未払金
複数主体の合計を比率等で按分	譲渡性預金、信託受益権、債権流動化関連商品、その他	その他
取引総額から他の部門を控除	現金	

（注）時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、事業債、金融債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）

・現金（資産サイド）
現金発行総額から、他の部門が保有している残高を控除した残差を計上する。

・流動性預金、定期性預金（資産サイド）
財務諸表データと預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）に基づいて、金融機関毎に個人預金額を預金種類別に推計する。

・譲渡性預金（資産サイド）
発行総額（現存額）から保有部門を特定できない部分を、家計、地方公共団体、民間非金融法人企業の合計保有額とし、この３主体に占める家計の保有比率（譲渡性預金の販売先に関するデータを基に算出）を乗じて推計する。

・外貨預金（資産サイド）
預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）に基づいた個人預金額に、「国外財産調書」に基づいて個人が海外に直接保有する金額を加えて推計する。

・非金融部門貸出金（資産サイド）
非金融部門貸出金のうち、個人が国内の金融機関を介さずに直接海外に貸し付けている金額を、「国外財産調書」を用いて算出する。

・国債・財投債（資産サイド）
国債の発行・償還に関するデータ（「公社債発行・償還および現存額」等）から把握できる証券国債、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表および振決国債の保有者に関する調査データから求めた個人保有分を合算し、時価ベースに転換して計上する。ただし、個人向け国債については、その商品性から額面ベースで計上する。

・地方債（資産サイド）
地方債協会で作成されている住民参加型市場公募地方債の残高を家計の保有分とみなし、これを時価ベースに転換して計上する。

・事業債（資産サイド）
個別機関の債券発行情報等（アイ・エヌ情報センター「Ｆｕｎｄｉｎｇ　Ｖｉｅｗ」等を利用）から把握できる個人向け社債の残高を家計の保有分とみなし、これを時価ベースに転換して計上する。

・金融債（資産サイド）
金融債の販売先に関するデータより、割引金融債のうち、債券発行金融機関の窓口で販売されたもの、証券会社経由で販売されたもの、および利付金融債のうち、家計向けに販売された売出債が全て家計保有分と仮定して推計し、これを時価ベースに転換して計上する。

・株式等（資産サイド）
上場株式は、保有者の分布状況に関する統計（「株式分布状況調査」等）により算出する（同資料の『個人』保有の株式を家計保有分とみなす）。
非上場株式およびその他の持分は、総額から他の部門による保有額を控除した金額を民間非金融法人企業部門との間で、上場株式の保有者の分布状況に関する統計（「株式分布状況調査」）で算出した比率を参考にして按分する。

・投資信託受益証券（資産サイド）
公募投資信託の発行総額から把握可能な他部門の保有額を控除した残高と、ＲＥＩＴの発行総額に東京証券取引所公表の保有主体別データ（ＲＥＩＴ投資主情報調査）等から推計した家計保有比率を乗じて算出した残高の合計を計上する。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産サイド・負債サイド）
フォワード系の残高は、主要な外為証拠金取扱業者の財務諸表データ等を用いて推計した総額から法人分を控除することで家計分を計上する。
オプション系の残高は、取引所の取引主体別データ（「国債先物・日経２２５オプション取引投資部門別取引状況」、「ユーロ円３ヵ月金利先物オプション約定数量」）より国内銀行に対する取引規模ウエイトを算出し、国内銀行の金融派

生商品保有残高のうち取引所取引分に乗じて保有残高を推計する[64]。
　雇用者ストックオプションは、「法人企業統計季報」の「新株予約権」の残高に、企業の財務諸表から把握した未行使株式数の割合を乗じて計上する。

・保険・年金・定型保証（資産サイド）
　保険・年金基金部門の負債として取引項目毎に把握・推計した金額のうち、家計保有分を計上する。

・預け金（資産・負債サイド）
　発生原因別（従業員預け金[65]、ゴルフ場への預託金[66]、外為証拠金取引の証拠金[67]、プリペイド方式のＩＣ型電子マネーとプリペイドカードの残高[68]、公務員共済組合・貯金経理の組合員貯金[69]）に推計した額を計上する。

・企業間・貿易信用（資産・負債サイド）
　資産サイドは、個人企業の売上債権を「中小企業実態基本調査」から推計して計上する。また、「医療費の動向」等から算出した医療費の公的保険適用分のうち、個人開業医から社会保障基金への与信残高を加算して計上する。
　負債サイドは、個人企業の買入債務を「中小企業実態基本調査」から推計して計上する。また、家計の債務として、「家計の目的別最終消費支出」等から推計した後払いの公共料金（電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話）と、「建設総合統計」等から推計した未完成住宅購入時の後払い金を加算して計上する。

・未収・未払金（資産サイド・負債サイド）
　発生原因別（税金関係[70]、ポイント[71]）に推計した額、ファイナンス会社の未収金（資産サイド）について民間非金融法人企業との間で按分した額、金融部門の未収・未払金のうち相手先が特定できない額について按分[72]した額を合算して計上

---

[64] ２０００年第２四半期以前は、オプションプレミアムの変化分を取引額に計上していた。
[65] 社内預金に関するデータ（「社内預金の現状」）を基に、社内預金総額を求め、これを全額家計の資産サイドに計上する。
[66] 預託金総額（「特定サービス産業実態調査報告書」等から把握）に同報告書を基に算出した会員数の構成比を基に民間非金融法人企業と按分する。
[67] 金融先物取引業協会および東京金融取引所のデータを使用し、家計と民間非金融法人企業との間で按分する。
[68] プリペイド方式のＩＣ型電子マネーの残高は、日本銀行「最近の電子マネーの動向について」から、プリペイドカードの残高は、金融庁「前払式支払手段の発行額等の推移」から把握する。資産サイドは、これらの総額を、市場調査等を基に、民間非金融法人企業との間で按分する。
[69] 国家公務員共済組合と地方公務員共済組合について、貯金経理の財務諸表から把握。
[70] 租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入額調」）を基に、一定時期毎に、所得税・申告分の収税額を前年度末の未払税金として、あるいは当期前受けした予定納税分とみなし、未収金として計上する。
[71] ポイントは、発行主体の財務諸表からポイント引当金を計上する。資産サイドは、この総額を、市場調査等を基に、民間非金融法人企業との間で按分する。
[72] 資産サイドは預金・金融債の保有額でみた家計のウエイト、負債サイドは借入額でみ

する。

・対外証券投資（資産サイド）
国内の金融機関を介する対外証券投資については、外国債券、外国株式、外国籍投資信託に分けて推計する。外国債券および外国株式は、主要な証券会社による個人の預かり資産情報や証券会社の「業務及び財産の状況に関する説明書」等を活用して推計する。また、外国籍投資信託は、対外資産負債残高統計のその他部門における投資ファンド持分残高をもとに、日本証券業協会による外国投信の「商品別投資残高表」の債券型、株式型の残高比率と、前述により求めた外国債券および外国株式が対外資産負債残高統計のその他部門の外国債券および外国株式に占める比率を用いて推計する。個人が国内の金融機関を介さずに直接海外に保有する対外証券投資については、「国外財産調書」の有価証券を計上する。

・その他（資産サイド・負債サイド）
金融部門、公的非金融法人企業等の財務諸表においてその他に計上したもののうち、相手先が特定できない額を、民間非金融法人企業、対家計民間非営利団体との間で按分する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
住宅貸付、消費者信用は、「貸出先別貸出金」および金融機関の財務諸表等から把握する。
企業・政府等向け（個人企業の借入）は、貸家業向けと貸家業以外向けに分けて推計する。貸家業向けは、「貸出先別貸出金」および金融機関の財務諸表等から把握する。貸家業向け以外のうち、国内銀行等からの借入額は、一般社団法人ＣＲＤ協会のデータ等を用いて推計した借入実施先の個人企業の平均借入額や、信用保証協会を利用する企業数等を用いて推計した借入のある個人企業数等から算出する。また、ファイナンス会社からの借入額については、日本貸金業協会による会員向けアンケート調査から推計するほか、農林水産金融機関からの借入額は、財務諸表等を利用して推計する。

・公的金融機関貸出（負債サイド）
機関毎に財務諸表等から家計向けを把握する。貸出先が明らかでない場合には、業務の性格に応じた貸出先比率で家計向けを推計する。住宅金融支援機構（住宅融資保険勘定を除く）の住宅貸付には、財務諸表上の貸付残高のほか、買取債権も含めて計上している。なお、民間金融機関貸出のように個別貸倒引当金残高を用いた実質価値の推計は行っていないが、取引額算出に際しては、直接償却分が混入しないように、調整をする[73]。

・非金融部門貸出金（負債サイド）
中央政府（財務諸表から得られた各公的機関の貸出金のうち、その業務の性質に応じて家計向けとして算出したもの）、地方公共団体（「地方財政統計年報」や地方独立行政法人の財務諸表に基づき、その業務の性質に応じて家計向けとし

た同部門のウエイトを用いる。
[73] 貸出の計上方法については、第３章「Ｃ.貸出」を参照。

て把握したもの）、社会保障基金（財務諸表から求めたものに運用委託資産に含まれるものを加算）、対家計非営利団体等の部門毎に推計したものを合算する。

・割賦債権（負債サイド）
　住宅金融支援機構が公表する都市再生機構の住宅販売に係る割賦債権額を計上する。また、民間非金融法人企業が供与する販売信用（財務諸表等から推計）に、業界統計を利用して推計した家計向け比率を乗じたものを加算する。

５．対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、金融機関の財務諸表、預金統計（「預金者別預金」等）、貸出統計（「貸出先別貸出金」等）、債券市場・株式市場に関する統計、内閣府の「民間非営利団体実態調査」、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」を主たる基礎データとして推計している。取引項目単位の推計にあたっては、医療・教育・福祉といった業務の内容や、非課税法人という法的位置付けによって、対家計民間非営利団体を特定している。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
推　　計		
取引項目単位のデータ	流動性預金、定期性預金、外貨預金、非金融部門貸出金、現先・債券貸借取引、国債・財投債、金融債、株式等、投資信託受益証券、企業間・貿易信用	民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、現先・債券貸借取引、株式等、預け金
複数主体の合計を比率等で按分	現金、譲渡性預金、地方債、政府関係機関債、事業債、未収金、その他	未払金、その他

（注）時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、事業債、金融債、株式等、投資信託受益証券

（主要な取引項目の詳細）

・現金（資産サイド）
　現金は、財務諸表等から把握することが難しいため、対家計民間非営利団体の流動性預金の残高に、同部門と事業内容が相対的に近いとみられる民間非金融法人企業の現金における対流動性預金比率を乗じて推計する。

・流動性預金、定期性預金、外貨預金（資産サイド）
財務諸表と「預金者別預金」（これの『うち医療、福祉、教育、各種団体等』から対家計民間非営利団体に該当しない一部の機関を控除した預金額を対家計民間非営利団体分と仮定）等に基づいて、金融機関毎に預金額を預金種類別に推計する。

・譲渡性預金（資産サイド）
発行総額（現存額）から保有部門を特定できない部分を、家計、対家計民間非営利団体、民間非金融法人企業の合計保有額とし、この３部門に占める対家計民間非営利団体の保有比率（この３部門に占める預金（除く譲渡性預金）の保有比率を準用）を乗じて推計する。

・国債・財投債（資産サイド）
民間非営利団体に関するデータ（「民間非営利団体実態調査」、「今日の私学財政」）に基づき、２０１１年３月末の残高を計上する。それ以外の四半期末残高は、相対的に運用スタンスが近いとみられる非金融法人企業による国債保有額の伸び率を乗じることにより推計する。

・地方債、政府関係機関債、事業債（資産サイド）
発行総額（現存額）[74]から家計保有額と財務諸表等から把握可能な主体（金融機関など）の保有額を差し引いた残差を求め、これに、地方債と事業債の場合は、債券登録機関の保有主体別登録債残高データから算出した保有比率、政府関係機関債の場合は、「国際収支統計」等の基礎資料から推計した保有比率（いずれも財務諸表から把握できない主体間での保有比率）を用いて按分する。按分は、地方債の場合は民間非金融法人企業との間で、事業債と政府関係機関債の場合は民間非金融法人企業、海外との間で行う。なお、残高については時価ベースに転換して計上する。

・金融債（資産サイド）
金融債発行機関の財務諸表データ等から求めた割引金融債残高総額の一定比率を対家計民間非営利団体保有分とみなして推計する。

・株式等（資産・負債サイド）
民間非営利団体に関するデータ（「民間非営利団体実態調査」、「今日の私学財政」）を元に時価ベースで計上する。

・未収・未払金（資産・負債サイド）
金融部門の未収・未払金のうち相手先が特定できない額について按分[75]したものを計上する。

---

[74] 地方債の発行総額（現存額）は登録債データ、証券保管振替機構のデータ（「債券種類別発行償還状況」）等から推計し、政府関係機関債、事業債の発行総額（現存額）は証券保管振替機構のデータ（「債券種類別発行償還状況」）等から求める。

[75] 資産サイドは預金・金融債の保有額でみた対家計民間非営利団体部門のウエイト、負債サイドは借入額でみた同部門のウエイトを用いて按分する。

・その他（資産・負債サイド）
　金融部門、公的非金融法人企業等の財務諸表データにおいてその他に計上したもののうち、相手先が特定できない額を、民間非金融法人企業、家計との間で按分する。

・民間金融機関貸出（負債サイド）
　「貸出先別貸出金」（これの『教育、学習支援業』、『各種団体』向けの全額と、『医療・福祉』向けから対家計民間非営利団体に該当しない一定額を除いた額を対家計民間非営利団体分と仮定[76]）等に基づいて、金融機関毎に貸出額を推計する。

・公的金融機関貸出（負債サイド）
　公的金融機関の業務の性格に応じて算出した貸出先比率を用いて推計した対家計民間非営利団体向け貸出を合算する。

・非金融部門貸出金（負債サイド）
　中央政府（財務諸表データから得られた各公的機関の貸出金のうち、その業務の性質に応じて対家計民間非営利団体向けとして算出したもの）、地方公共団体（「地方財政統計年報」に基づき求めたもの）、社会保障基金（財務諸表から求めたものに運用委託資産に含まれるものを加算）の部門毎に推計したものを合算する。

６．海外

　海外部門は、「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」、「対外債務統計」を主な基礎データとしつつ、一部の項目についてはその他の基礎データを組み合わせて推計している。

　具体的には、「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」、「対外債務統計」から、国庫短期証券、国債・財投債、非金融部門貸出金、居住者発行外債、株式等、その他対外債権債務（以上資産サイド）、企業間・貿易信用（資産・負債サイド）、外貨預金、対外直接投資、対外証券投資（以上負債サイド）を把握している。

　一方、預金（資産サイドおよび負債サイド）や貸出（負債サイド）については、国内銀行等の対外取引に係る財務諸表データ、各種預貸金統計（「預金者別預金」、「貸出先別貸出金」）等を用いて、対非居住者取引分を推計してい

[76] ２００３年３月以降、貸出先別貸出金統計の業種分類の見直しに伴い、推計に用いる業種を見直し。

る。

海外部門の資金過不足（フロー）、金融資産・負債差額（ストック）といったネット尻については、「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」等をもとに計上しており、資産サイドの推計値合計と負債サイドの推計値合計の差額として算定・計上するのではないという点で、他の部門の算定・計上方法と大きく異なっている。具体的には、資金過不足については「国際収支統計」における経常収支と資本移転等収支の合計を、金融資産・負債差額については「対外資産負債残高」における純資産総額から貨幣用金[77]を控除し、別途「国外財産調書」から把握・推計した家計の対外証券投資の金額を加算した値を、逆符号で計上している。この結果生じる不突合は、その他対外債権債務の負債サイドで調整している。

なお、為替変動によるストックの変動については、調整額として反映されることとなるが、調整額には、基礎データにおけるフローとストックの不接合等、為替変動以外の要因によって生じたものも含まれている。

[77] 貨幣用金は、資金循環統計では、国内経済主体の資産に対応する負債がいずれの部門にも存在しないものとして扱うが、対外資産負債残高統計では、外貨準備の構成要素として対外純資産残高に含む扱いとなっているため、海外部門の金融資産・負債差額（対内純負債に相当）算定に際しては、こうした調整を行っている。

＜各項目の作成方法の概要＞

基礎データ	資産項目	負債項目
引用・単純集計		
対外資産負債残高統計、国際収支統計等	非金融部門貸出金、国庫短期証券、地方債、株式等、企業間・貿易信用、その他対外債権債務	外貨預金、預け金、企業間・貿易信用、対外直接投資、対外証券投資、その他対外債権債務
取引項目単位のデータ	現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金、現先・債券貸借取引、債権流動化関連商品、上場株式、その他	定期性預金、日銀貸出金、民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、現先・債券貸借取引、その他
推計		
対外資産負債残高統計、国際収支統計等	居住者発行外債	
取引項目単位のデータ	国債・財投債、政府関係機関債、事業債、金融債、投資信託受益証券、金融派生商品・雇用者ストックオプション、預け金、未収金	割賦債権、金融派生商品・雇用者ストックオプション、未払金

（注）時価（実質価値）ベースで計上している項目は、以下のとおり。
民間金融機関貸出、国庫短期証券、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、事業債、金融債、株式等、投資信託受益証券、対外証券投資

（主要な取引項目の詳細）[78]

・国庫短期証券（資産サイド）
「対外債務統計」における一般政府部門の短期債の残高を時価ベースで計上する[79]。

・国債・財投債（資産サイド）
残高については、「対外資産負債残高統計」における本邦負債・証券投資の公的部門の債券から、国庫短期証券を控除する。さらに、中央政府以外の公的部門が発行する債券のうち、海外が保有しているもの（海外が保有している政府関係機関債）またはその蓋然性の高いもの（地方公共団体および政府系金融機関が発行する居住者発行外債）を控除して推計する。取引額については、「国際収支統計」における「本邦債券に対する対内証券投資」の内訳項目「国債」から、別途

[78] 現金（資産サイド）については、２００３年第４四半期まで国内銀行の在外支店の財務諸表により、同保有分のみ計上していた。２００４年第１四半期以降は、国内銀行在外支店を含めて、非居住者が保有する円貨については基礎データの制約から把握できていない。

[79] 対外債務統計の一般政府部門・短期債には、海外部門が保有する国庫短期証券以外の短期債が含まれる可能性がある。もっとも、その金額は僅少であるため、全額を国庫短期証券として計上する。また、国庫短期証券の残高については原則額面ベースで計上するが、基礎計数（対外債務統計）が時価で公表されている海外部門の保有額については時価ベースで計上する。なお、時価と額面との違いも僅少であることを確認している。

把握する国庫短期証券を控除して計上する。

・地方債（資産サイド）
　残高については、前期の地方債残高に「国際収支統計」における「本邦債券に対する対内証券投資」の内訳項目「地方債」のフローを加算し、これを時価ベースに転換して計上する。

・政府関係機関債（資産サイド）
　残高については、発行総額（現存額）[80]から家計保有額と財務諸表から把握可能な主体（金融機関など）の保有額を差し引いた残差を求め、これに「国際収支統計」等の基礎資料から推計した保有比率（財務諸表から把握できない主体間での保有比率）を用いて按分し、時価ベースに転換して計上する。按分は、民間非金融法人企業、対家計民間非営利団体との間で行う。

・事業債（資産サイド）
　発行総額（現存額）[81]から家計保有額と財務諸表等から把握可能な主体（金融機関など）の保有額を差し引いた残差を求め、これに債券登録機関の保有主体別登録債残高データから算出した保有比率（財務諸表から把握できない主体間での保有比率）を用いて按分する。按分は、民間非金融法人企業、対家計民間非営利団体との間で行う。なお、残高については時価ベースに転換して計上する。

・居住者発行外債（資産サイド）
　残高については、「対外資産負債残高統計」における本邦負債・証券投資に占める債券から、資金循環統計における海外部門による居住者発行外債以外の債務証券の保有額を控除して計上する。

・株式等（資産サイド）
　株式等の残高については、「対外資産負債残高統計」における「直接投資／株式資本」、「直接投資／収益の再投資」、および「証券投資／株式・投資ファンド持分」の合計から投資信託受益証券を控除した額を時価ベースで計上する。取引額については、「国際収支統計」における「直接投資／株式資本」、「直接投資／収益の再投資」、および「証券投資／株式・投資ファンド持分」の合計から投資信託受益証券のフローを控除した額を計上する。
　上場株式の残高については、東証の「株式分布状況調査」の「外国法人等」の保有額を基礎資料として時価ベースで計上する。取引額については、東証の「投資部門別株式売買状況」の「海外投資家」の売買代金を基礎資料とする。

・投資信託受益証券（資産サイド）
　海外が保有するＥＴＦとＲＥＩＴの残高は、各発行総額に、東京証券取引所公表の保有主体データ（ＥＴＦ受益者情報調査、ＲＥＩＴ投資主情報調査）等から推計した、海外の構成比率を乗じて算出する。

---

[80] 証券保管振替機構のデータ(「債券種類別発行償還状況」)等から求める。
[81] 証券保管振替機構のデータ(「債券種類別発行償還状況」)等から求める。

・金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産・負債サイド）
店頭取引分の残高は、「ＢＩＳ金融派生商品サーベイ」あるいは「デリバティブ取引に関する定例市場報告」等により推計した国内銀行保有分に、同調査から得られた海外取引比率を基に按分する方法で海外向けを推計する。
取引所取引分の残高は、取引所の取引主体別データ（「債券先物・日経２２５オプション取引投資家別取引状況」、「ユーロ円３ヵ月金利先物オプション約定数量」）より国内銀行に対する取引規模ウエイトを算出する。これを、国内銀行の金融派生商品保有残高のうち取引所取引分に乗じて保有残高を推計する。

・未収・未払金（資産・負債サイド）
「国際収支統計」におけるその他資産・その他負債の一部および金融部門の未収・未払金のうち相手先が特定できない額について按分したもの[82]を計上する。

・その他対外債権債務（資産サイド）
「対外資産負債残高統計」ないし「国際収支統計」におけるその他負債から未収金と預け金を差し引いて計上する。

・割賦債権（負債サイド）
ノンバンク保有分に、主なファイナンス会社をベースに算出した割賦債権の海外向け比率を乗じて推計する。

・対外証券投資（負債サイド）
「対外資産負債残高統計」ないし「国際収支統計」における証券投資、「外貨準備等の状況」における外貨準備うち外貨建て証券、「国外財産調書」における有価証券を計上する。

・その他対外債権債務（負債サイド）
残高は、金融資産残高合計からその他対外債権債務（負債サイド）以外の金融負債残高および金融資産・負債差額を控除したものを計上する。取引額も、運用額合計からその他対外債権債務（負債サイド）以外の調達額合計および資金過不足を控除したものを計上する。

・資金過不足、金融資産・負債差額（負債サイド）
金融資産・負債差額（ストック）は「対外資産負債残高統計」における対外純資産残高から、国内経済主体の貨幣用金の保有残高などを調整[83]したものの逆符号の計数を計上する。

---

[82] 資産サイドは預金・金融債の保有額でみた海外部門のウエイト、負債サイドは借入額でみた同部門のウエイトを用いて按分する。
[83] 資金循環統計では、国内経済主体が保有する貨幣用金に対応する負債をいずれの部門にも計上していない一方、対外資産負債残高統計の純資産残高には含まれているため、純資産残高から貨幣用金の保有残高分を調整している。このほか、家計が国内の金融機関を介さずに直接海外に保有する対外証券投資は、対外資産負債残高統計に計上されていないため、純資産残高からこの分を調整している。

第３章　取引項目別の作成方法と留意点

第３章　取引項目別の作成方法と留意点

Ａ．現金・預金

現金・預金は、現金、日銀預け金、政府預金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金の合算値である。

当項目は、総額（負債サイド）を金融機関の財務諸表データ等を用いて把握している。一方、主体別の保有額は、金融機関については財務諸表を用いて把握しているのに対し、家計や民間非金融法人企業については預金統計（「預金者別預金」）等を用いて推計している。

それぞれの残高については、額面または簿価ベースで計上しており、取引額は、原則として、額面または簿価残高の当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

Ａ－ａ．現金

現金は、日本銀行券、貨幣とも、全て中央銀行が発行しているとみなしており[1]、日本銀行の財務諸表から日本銀行券の発行高を、「通貨流通高」から貨幣の市中流通総額を求め、これらを合算している。

主体別の保有額については、金融部門、社会保障基金、公的非金融法人企業、中央政府は、各々の財務諸表を用いて計上している。一方、民間非金融法人企業や対家計民間非営利団体の保有額は、関連する統計などを用いてそれぞれを推計[2]している。家計については、現金発行総額から家計以外の現金保有額を控

---

[1] 貨幣の発行主体は中央政府であるが、貨幣と紙幣に相互互換性があること等を考慮して、現金全体を中央銀行の負債に計上している。これに伴って、中央銀行と政府との間に、貨幣の市中流通高に相当する債権債務関係が発生するとみなしており、これを「その他」と擬制して計上している。

[2] 民間非金融法人企業による年度末の保有額については、現金保有額の大きい業種の現金保有残高を、「法人企業統計年報」の売上高から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整した値に総務省「個人企業経済調査（構造編）」から得られる現金の対売上高保有比率を乗じることにより算出している。年度末以外の四半期は、現金発行総額から家計・対家計民間非営利団体・民間非金融法人企業以外の部門による保有額

除した残差を保有額としている。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

― 留意点 ―

① 海外部門の現金（円貨）については、２００３年第４四半期まで国内銀行の在外支店の財務諸表により、同保有分のみ計上していた。２００４年第１四半期以降は、国内銀行在外支店を含めて、非居住者が保有する円貨については基礎データの制約から把握できていない。

② 推計方法の変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ａ－ｂ．日銀預け金

日銀預け金は、金融機関が日本銀行へ預け入れる当座預金であり、「日本銀行勘定」から、総額を把握している。

主体別の保有額については、各金融機関の財務諸表データを用いて計上している。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

Ａ－ｃ．政府預金

政府預金は、中央政府が保有する日本銀行に対する預金であり、「日本銀行

を控除した残差に、年度末における上記３部門による保有額に占める民間非金融法人企業の比率を乗じることにより算出している。対家計民間非営利団体については、財務諸表等から把握することが難しいため、対家計民間非営利団体の流動性預金の残高に、同部門と事業内容が相対的に近いとみられる民間非金融法人企業の現金における対流動性預金比率を乗じて推計する。

勘定」から、総額（政府当座預金、政府別口預金、外貨指定預金等の合計）を把握している。保有主体は全額中央政府であると擬制しており、特別会計の保有する政府預金に相当する金額は、中央政府と特別会計間の取引項目「その他」を通じた債権債務として計上している。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

Ａ－ｄ、ｅ、ｇ．流動性預金、定期性預金、外貨預金

国内金融機関に対する預金（流動性預金、定期性預金、外貨預金）は、預金取扱機関の財務諸表と預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）、居住者の海外金融機関に対する預金は、「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」、「国外財産調書」を、それぞれ基礎データとしている。預金種類別の総額については、主に財務諸表を用いて把握している。一方、保有主体別・預金種類別の計数の把握にあたっては、預金受入れ金融機関（国内金融機関・海外金融機関別）毎に、保有主体別・預金種類別（流動性預金、定期性預金、外貨預金）の大枠部分の推計を行い、さらに、財務諸表データなどから保有預金額が把握可能な主体についての保有額を追加的に利用することによって推計している（下表参照）。

＜保有主体別・預金種類別の推計方法の詳細＞

	銀行等に対する預金の主体別推計	銀行等に対する預金の種類別推計	郵便貯金
金融機関	財務諸表データ等から特定	財務諸表データ等から特定、海外預金の円預金は定期性預金とみなす	－
民間非金融法人	残差	残差	郵便貯金の残差の一部
公的非金融法人	財務諸表データを利用	財務諸表データを利用	－
地方公共団体	現金・預金・貸出金の「公金預金」から公的非金融法人分を減算	預金者別預金の区分を利用	－
中央政府	財務諸表データ、「外貨準備等の状況」などを利用	財務諸表データを利用、政府関係預り金は外貨預金等とみなす	－
社会保障基金	財務諸表データを利用	財務諸表データを利用	－
家計	預金者別預金の「個人預金」	預金者別預金の区分を利用	日本郵政公社「郵便貯金」の資料を利用
対家計民間非営利団体	預金者別預金の「医療、福祉、教育、各種団体等」	預金者別預金の区分を利用	郵便貯金の残差の一部
海外	預金者別預金の「非居住者預金」等	預金者別預金の区分等を利用	－

・国内金融機関が受け入れる預金について

預金統計（「預金者別預金」、「預金・現金・貸出金」）や、財務諸表を用いて、預金種類別（流動性預金、定期性預金、外貨預金）に保有主体の推計を行う。

このとき、国内銀行や信用金庫（中小企業金融機関等に含まれる）が受け入れる預金については、「預金者別預金」や財務諸表から、預金種類、保有主体双方を把握する。

一方、国内銀行、信用金庫以外の預金取扱機関が受け入れる預金については、保有主体別・預金種類別の十分な基礎データが得られないため、国内銀行や信用金庫における預金種類別残高比率を用いて、保有主体別の預金総額を預金種類別に按分する。

また、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、民間生命保険会社、民間損害保険会社といった金融機関が保有する預金については、財務諸表から預金種類別の内訳を把握できないため、預金取扱機関で受入れる預金の種類別残高比率や他の部門の預金種類別保有残高比率を用いて、預金の総額を預金種類別に按分する。

残高については、いずれも額面ベースで計上している。取引額は、額面または簿価残高の当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。ただし、外貨預金のうち、ドルベースの残高が把握可能な部分について、ドルベースの残高の当期末残高と前期末残高との差額を円換算した計数を計上している。

― 留意点 ―

① 一部金融機関の預金種類別残高は、基礎データに制約があるため、上記のように、類似する金融機関の預金種類別残高比率を用いて、預金総額を按分する推計を行っている。

② 外貨預金は、為替レートの変動に伴い、円ベースでの残高が変化することとなる。そうした要因による残高変化は、別途調整額として計上すべきであるが、現時点では、資料の制約から、ドルベースの残高が把握できるものについてのみ、調整額を計上している（把握できない部分は、取引額＜フロー＞の中に含まれる）。

Ａ－ｆ．譲渡性預金

譲渡性預金は、預金取扱機関の財務諸表データから総額を把握している。

主体別の保有額については、金融機関、公的非金融法人企業、社会保障基金等は、各々の財務諸表データを用いて把握する一方、地方公共団体、家計、海外は、譲渡性預金の販売先に関するデータからそれぞれ推計している。保有主体を把握できない残差は、民間非金融法人企業の保有額としている。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

Ｂ．財政融資資金預託金

財政融資資金預託金は、財政融資資金の財務諸表から、総額を把握している。

主体別の保有額は、預託金を受け入れる財政融資資金の財務諸表や、預託を行う特別会計等の財務諸表等を基に把握している（下表参照）。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

＜主な預託主体＞

(a) 非生命保険

- 地震再保険特会
- 自動車安全特会・保障勘定
- 自動車安全特会
  - ・自動車事故対策勘定
- 日本政策金融公庫
  - ・信用保険等業務勘定

(b) 政府系金融機関

- 財政投融資特会・投資勘定
- 日本政策金融公庫
  - ・危機対応円滑化業務勘定

(c) 公的非金融法人企業

- 自動車安全特会・空港整備勘定
- 特許特会

(d) 社会保障基金・公的年金

- 年金特会・基礎年金勘定
- 年金特会・厚生年金勘定
- 年金特会・国民年金勘定
- 国家公務員共済組合連合会
- 地方公務員共済組合連合会

(e) 社会保障基金・その他

- 年金特会・健康勘定
- 年金特会・子ども・子育て支援勘定
- 労働保険特会

(f) 中央政府

- エネルギー対策特会
- 交付税及び譲与税配付金特会
- 外国為替資金特会
- 環境再生保全機構
- 農業・食品産業技術総合研究機構

Ｃ．貸出

貸出は、日銀貸出金、コール・手形、民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、割賦債権、現先・債券貸借取引の合算値である。

上記内訳項目は、財務諸表のほか、「貸出先別貸出金」などを用いて、推計

している。

残高については、基礎データの利用可能な範囲で、回収不能部分を除く実質価値ベースで計上している。一方、取引額は、貸出の実行・回収額のみを計上するため、直接償却を行う前の残高の当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。この結果、実質価値の低下に対応する金額や直接償却を実施した金額について、残高の当期末残高と前期末残高との差額と取引額に乖離が生じるため、当該乖離額を、調整額として計上している（下図参照）。

＜貸出債権の実質価値の推計方法＞

（方法１）直接償却額、個別貸倒引当金の繰入・取崩額を考慮

銀行等（国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関、中小企業金融機関等）、保険（民間生命保険会社、民間損害保険会社）の民間金融機関貸出に適用。

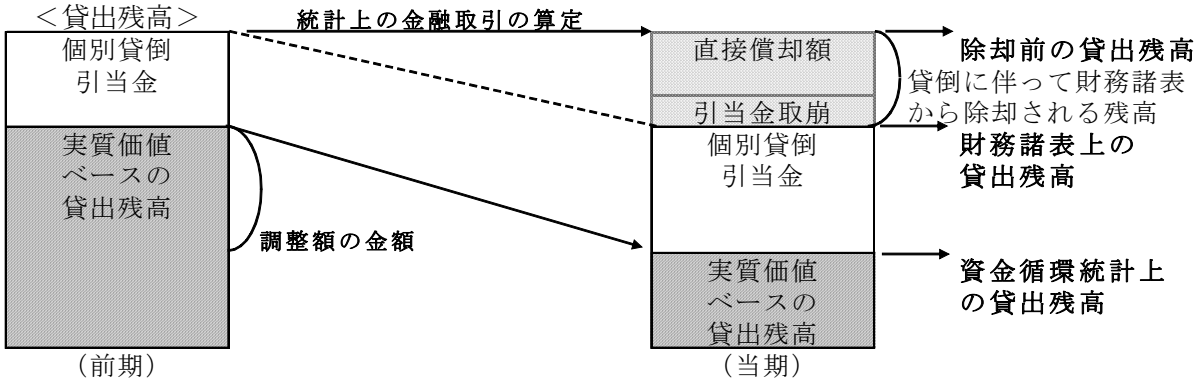

（当期中の取引がなく残高が実質価値の変動のみにより変化するケースを想定）

当期の取引額＝当期の直接償却・個別貸倒引当金取崩前残高
　　－前期の直接償却・個別貸倒引当金取崩後残高

ここで、

当期の直接償却・個別貸倒引当金取崩前残高＝財務諸表上の貸出残高
　　＋財務諸表上の直接償却額
　　＋個別貸倒引当金取崩

当期の残高＝財務諸表上の貸出残高－個別貸倒引当金残高

調整額＝ 財務諸表上の直接償却額＋個別貸倒引当金の繰入額

（方法２）個別貸倒引当金の残高変化のみ考慮

ファイナンス会社の民間金融機関貸出、定型保証機関の住宅貸付に適用。

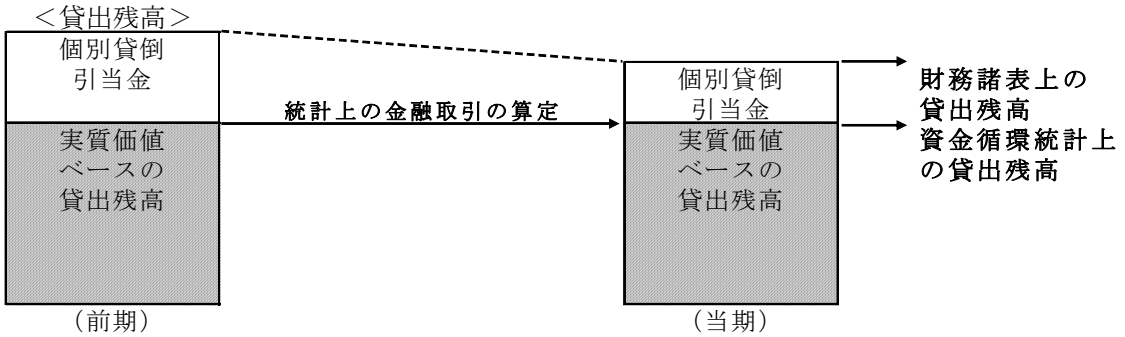

（当期中の取引がなく実質価値の変動もないケースを想定、
直接償却に伴う残高の減少や、個別貸倒引当金増減による実質価値の変動は、
取引フローに混入する）

当期の取引額＝当期の個別貸倒引当金取崩後残高
－前期の直接償却・個別貸倒引当金取崩後残高

ここで、

当期の個別貸倒引当金取崩後残高＝財務諸表上の貸出残高－個別貸倒引当金残高

当期の残高＝財務諸表上の貸出残高－個別貸倒引当金残高

（方法３）直接償却額のみ考慮

政府系金融機関の公的金融機関貸出に適用。

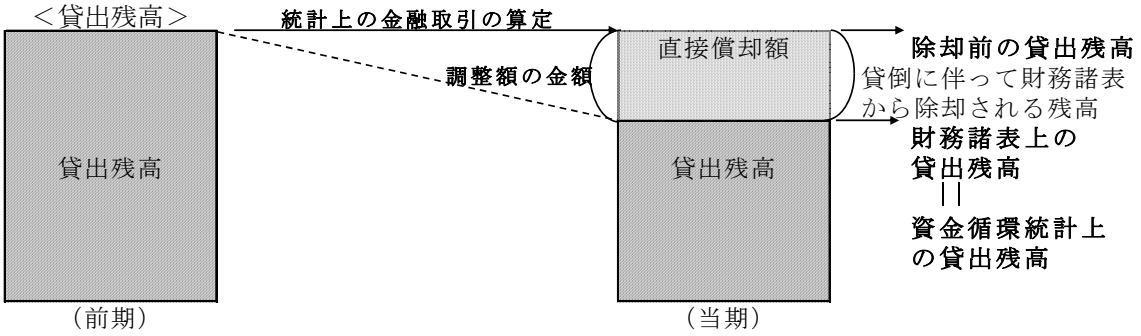

（当期中の取引がなく残高が実質価値の変動のみにより変化するケースを想定、
貸倒引当金の積増を要するような実質価値の変化は、統計上示されない）

当期の取引額＝当期の直接償却前残高
　　－前期の残高
　ここで
　当期の直接償却前残高＝財務諸表上の貸出残高＋財務諸表上の直接償却額

当期の残高＝財務諸表上の貸出残高（＝直接償却後の残高）
調整額＝財務諸表上の直接償却額

Ｃ－ａ．日銀貸出金

日銀貸出金は、「日本銀行勘定」から、総額を把握している。

主体別の借入額内訳は、国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関、中小企業金融機関等、ファイナンス会社、ディーラー・ブローカーについて、「日本銀行貸出」から推計している。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

Ｃ－ｂ．コール・手形

コール・手形は、コール、買入手形・売渡手形[3]のそれぞれの総額を金融機関の財務諸表データから把握し、その合計を計上している。

貸出主体、借入主体は、いずれも財務諸表を基に把握しているが、資産・負債のバランスを図るため、結果的に生じる資産・負債の差額を、証券会社の負債サイドに計上している。

なお、貸出主体として、年金基金、社会保障基金にも計上しているが、これは年金に係る生命保険会社や信託勘定の運用受託資産を、運用委託者である年金基金部門、社会保障基金に統合して計上しているためである。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、額面ベースの当期

[3] 買入手形・売渡手形の残高は、２００９年６月以降ほぼゼロとなっている。詳細については、「資金循環統計の解説」第４章　Ｃ－ｂ.コール・手形を参照。

末残高と前期末残高との差額によって算出している。

Ｃ－ｃ．民間金融機関貸出

民間金融機関貸出は、住宅貸付、消費者信用、企業・政府等向けの合算値である。

Ｃ－ｃ－ａ、ｂ．住宅貸付、消費者信用

住宅貸付、消費者信用（民間金融機関貸出の内訳）は、「貸出先別貸出金」、金融機関の財務諸表、業界統計等から貸出主体を把握しており、借入主体（負債サイド）は全て家計としている。

残高については、簿価ベースで計上しており、取引額を簿価残高の当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

なお、定型保証機関による住宅貸付は、アンケート調査から総額を把握し、個別貸倒引当金を控除した実質価値で評価した残高を計上している。取引額は同残高の前期差を計上している。

Ｃ－ｃ－ｃ．企業・政府等向け

企業・政府等向け貸出は、民間金融機関各部門（次頁表に列挙）の財務諸表データを集計して、総額を把握している。

主体別の借入額は、貸出統計（「貸出先別貸出金」）のほか、個別金融機関の財務諸表（部門別貸出に関するデータを含むもの）等を用いて、推計している（次頁表参照）。

＜民間金融機関貸出の貸出先の一覧＞

	金融機関向け	民間非金融法人企業向け	公的非金融法人企業向け	中央政府向け	地方公共団体向け	社会保障基金向け	家計向け	対家計民間非営利団体向け	海外向け
（借入部門の側で推計）									
預金取扱機関									
国内銀行		▲					▲	▲	▲
在日外銀		▲					▲		
農林水産金融機関									
（農林中央金庫）		▲					▲	▲	
（信用農連・漁連）		▲					▲	▲	
（農協・漁協）									
中小企業金融機関等									
商工組合中央金庫		▲					▲	▲	▲
信用金庫		▲					▲	▲	▲
信金中央金庫		▲					▲	▲	
信用組合		▲					▲	▲	
全国信用協同組合連合会									
労働金庫									
労働金庫連合会									
整理回収銀行									
合同運用信託									
保険・年金基金									
民間生保・損保									
年金基金									
その他金融仲介機関									
ファイナンス会社		▲					▲		
（特別目的会社・信託）									
証券会社									
非仲介型金融機関									

（　）の付いた部門については、比率等によって貸出を部門別に按分している。
　　：貸出先として推計の対象としている部門。
▲　　：直接･間接償却による貸出債権の減価を推計しているもの。

・金融機関、公的非金融法人企業、社会保障基金向け
借入主体の財務諸表を用いて把握する。

・中央政府向け、地方公共団体向け
「貸出先別貸出金」から把握する。

・家計向け
家計向け貸出のうち住宅貸付、消費者信用は、「貸出先別貸出金」、金融機関の財務諸表、業界統計等から把握する。
企業・政府等向け（個人企業の借入）は、貸家業向けと貸家業以外向けに分けて、「貸出先別貸出金」および金融機関の財務諸表等を用いて推計する。

・対家計民間非営利団体向け
「貸出先別貸出金」を用いて推計する。具体的には、『教育、学習支援業』、

『各種団体』向けの全額と、『医療・福祉』向けから対家計民間非営利団体に該当しない一定額を除いた額を合算する。

・海外向け
「貸出先別貸出金」における海外向けに、オフショア勘定での非居住者向け貸出や、海外支店に対する債権＝本支店勘定借方残高（いずれも財務諸表データ等から把握）を加える形で推計する。

・民間非金融法人企業向け
貸出総額から民間非金融法人企業以外の部門の借入金を除いた残差を計上する。

民間金融機関貸出の残高については、個別貸倒引当金に係るデータが利用可能な場合には、財務諸表上の貸出残高から個別貸倒引当金の残高（間接償却額の累積額）を控除して計上している。

一方、取引額（貸出の実行額から回収を引いたネットの貸出増減額）を、次のいずれかの方法で算出している。

1）直接償却・個別貸倒引当金の取崩により貸出債権がオフバランスされる前で、かつ、個別貸倒引当金を控除しない残高について、前期残高と比較することにより、算出する（方法１）。

２）個別貸倒引当金を控除した残高について、前期残高と比較することにより、算出する（方法２）。

この結果、取引額と実質価値ベースで計上されている残高の当期末残高と前期末残高との差額とに乖離が生じる場合には、当該乖離額を調整額として計上している[4]。また、外貨建て貸出の為替差損益も調整額に含まれる。

[4] 調整額は、金融機関の資産側に計上した額を、家計、対家計民間非営利団体、海外、ファイナンス会社、民間非金融法人企業に、各部門の前期末の借入残高の割合に応じて按分している。なお、金融機関や政府による借入については、貸出先の返済能力の低下等による貸出債権の減価や、回収不能による費用化が生じないと仮定している。

― 留意点 ―

① 貸出債権の実質価値は、厳密に測定できるものではないが、ここでは、一定の定義に基づき算出している。また、各機関における評価作業は決算時に限定されるため、資金循環統計において、決算時以外の四半期末の実質価値は、前期までの額と残高の伸びを勘案して推計している。

② 消費者信用と企業・政府等向けについては、推計方法の変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ｃ－ｄ．公的金融機関貸出

公的金融機関貸出は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、その他非生命保険、その他年金、非仲介型金融機関、財政融資資金、政府系金融機関、公的専属金融機関の財務諸表データから把握しており、それらの合計を総額としている。

主体別の借入額は、貸出先が明らかでないものについて、機関毎に業務の性格に応じた貸出先比率を算出して推計を行っている（次頁表参照）。なお、住宅金融支援機構の買取債権も当項目に計上する。

＜主な公的金融機関貸出の貸出先の一覧＞

	民間金融機関向け	公的金融機関向け	民間非金融法人企業向け	公的非金融法人企業向け	一般政府向け	中央政府向け	地方公共団体向け	社会保障基金向け	家計向け	対家計民間非営利団体向け	海外向け
ゆうちょ銀行	■		▒		▒				▒		▒
かんぽ生命保険	■	▒	▒	▒	▒				▒		
その他非生命保険										▒	
その他年金			▒						▒		
非仲介型金融機関			▒								
公的金融機関											
財政融資資金		▒	▒	▒	▒		▒	▒			
政府系金融機関											
財政投融資特会（投資勘定）	▒	▒			▒	▒	▒				
国際協力銀行			▒								▒
日本政策投資銀行			△								
日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民金融公庫分）			△						▒		
〃　（旧環境衛生金融公庫分）									△	▒	
日本政策金融公庫農林水産事業			△						▒	▒	
〃　中小企業事業			△						▒		
日本政策金融公庫危機対応等円滑化業務	▒	▒									
住宅金融支援機構			▒						△		
沖縄振興開発金融公庫			▒						▒		
福祉医療機構	■		▒						△		
旧石油公団			▒						▒		
日本学生支援機構									▒		
公的専属金融機関											
地方公共団体金融機構				▒	▒		▒				
中小企業基盤整備機構			△						▒	▒	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構			▒								

△：直接償却による貸出債権の減価を推計しているもの。
公的金融機関向けには通常郵便貯金向けを含む。

■ 指定単独運用金銭信託の統合によって計上されるもの。

▒ 貸出先として推計の対象としている部門。

公的金融機関貸出の残高については、直接償却がなされた後の簿価ベースで計上する一方、取引額は、直接償却前の残高の当期末残高と前期末残高との差額によって、算出している。また、直接償却額は、各機関の財務諸表から推計している（方法３）。このため、取引額と残高の当期末残高と前期末残高との差額に、乖離が生じるため、当該乖離額を調整額として計上している。また、外貨建て貸出の為替差損益も調整額に含まれる。

― 留意点 ―

① 政府系金融機関の財務諸表では、貸出先が明らかでないものについては、各機関の貸付金残高に一定の比率を乗じることにより各部門の借入額を推計しているため、推計誤差が現れている可能性がある。

② 公的金融機関貸出については、貸倒引当金に係るデータを用いて実質価値を推定することが困難である。このため、貸出債権の減価の推計を行わず、直接償却額を各機関の財務諸表データから把握し、取引額に直接償却額が混入することを回避するに止めている。また、直接償却額は、年度ベースでしか得られないため、四半期毎の額は、それを均等按分して推計している。

Ｃ－ｄ－ａ．住宅貸付

住宅貸付（公的金融機関貸出の内訳）は、「個人向け貸出金（住宅資金）」を利用するとともに、一部は財務諸表から推計しており、借入主体（負債サイド）は全て家計としている。なお、住宅金融支援機構の買取債権も当項目に計上する。

残高については、直接償却がなされた後の簿価ベースで計上する一方、取引額は、直接償却前の残高の当期末残高と前期末残高との差額によって、算出している。また、直接償却額は、各機関の財務諸表から推計している（方法３）。このため、取引額と残高の当期末残高と前期末残高との差額に、乖離が生じるため、当該乖離額を調整額として計上している。

Ｃ－ｅ．非金融部門貸出金

非金融部門貸出金は、民間非金融法人企業による貸出を「法人企業統計季報」から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整して把握する一方、公的機関（中央政府、地方公共団体、社会保障基金、公的非金融法人企業）による貸出は、財務諸表データの積み上げによって、算出している。ま

た、家計による貸出は、「国外財産調書」で海外向けの金額を把握している。非居住者（海外金融機関等）による貸出は、「国際収支統計」や「対外資産負債残高統計」を用いて把握している。なお、非居住者による貸出については、現先取引や債券貸借取引に関する調整を行っている。

主体別の借入額については、公的機関（中央政府、地方公共団体、社会保障基金、公的非金融法人企業）や対家計民間非営利団体、非居住者による貸出の場合、貸手側から把握する一方、その他の貸出では、借手側から把握している。具体的には、公的機関や対家計民間非営利団体による貸出について、各主体の業務の性質に応じて借入主体別に按分している。また、非居住者による貸出については、「国際収支統計」や「対外資産負債残高統計」における主体別データを用いて推計している。一方、民間非金融法人企業の借入は、「法人企業統計季報」等を用いて、推計している。具体的には「法人企業統計季報」の貸出総額から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整した値のうち他部門への貸出金額（借入を行なった部門の財務諸表より特定）を控除したものを民間非金融法人企業部門内での貸借としている。このほか、公的非金融法人企業、地方公共団体、海外等各部門の民間非金融法人企業向け貸出を推計しこれに加算することにより、借入総額を推計している。

残高については、原則、額面ベースで計上しており、取引額を残高の当期末残高と前期末残高との差額によって、算出している。非金融部門貸出に計上されている調整額は、基礎データである「法人企業統計季報」のサンプル替えに伴う残高の変動や、「国際収支統計」と「対外資産負債残高統計」におけるフローとストックの不接合（為替の変動等が要因）を調整していることにより算出されるものである。

Ｃ－ｆ．割賦債権

割賦債権は、ノンバンク（ファイナンス会社、債権流動化に係る特別目的会社・信託）、公的機関（公的専属金融機関、公的非金融法人企業）、民間非金融法人企業の各部門において財務諸表データ等を用いて推計し、それらの合計額を総額としている。

主体別の借入額については、公的機関とノンバンク、民間非金融法人企業に

分けて推計している。具体的には、公的機関が保有する割賦債権については、各機関の業務の性質に応じて民間非金融法人企業、家計といった借入に按分する一方、ノンバンクが保有する割賦債権については、リース会社の財務諸表（割賦債権の業種別内訳等）等を用いて推計し、金融機関、民間非金融法人企業、公的非金融法人企業、海外といった借入主体に按分している。民間非金融法人企業が保有する割賦債権（販売信用）については、主要な自動車関連会社および携帯電話会社の財務諸表等を用いて推計し、民間非金融法人企業、家計といった借入主体に按分している。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額を額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

Ｃ－ｇ．現先・債券貸借取引

現先・債券貸借取引は、現先取引、現金担保付債券貸借取引について各々推計し、両者を合算して計上している。

ａ）現先取引

債券現先取引は、各金融機関の財務諸表や日本証券業協会の現先取引に関する統計（「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」）、日本銀行の金融調節に関するデータ等から総額を把握している。現先取引の買手（＝資金の貸出主体、資産サイド）・売手（＝資金の借入主体、負債サイド）別の推計は、信託勘定と公的金融機関以外の金融機関は各財務諸表データから把握し、それ以外の部門については以下のように、日本証券業協会のデータ（「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」）の投資家区分に、資金循環統計の部門を対応させる形で行っている[5]。

＜資金循環統計の部門＞		＜日本証券業協会の投資家区分＞
合同運用信託	…	『信託銀行』の一部
証券投資信託	…	『投資信託』

[5] 同統計の投資家区分における『その他』には、日本証券業協会の協会員が落札した日本

政府系金融機関　…　『その他』の一部
民間非金融法人企業　…　『事業法人』
公的非金融法人企業　…　『その他』の一部
地方公共団体　…　『その他』の一部
公的年金　…　『官公庁共済組合』
対家計民間非営利団体…　『その他法人』

財政融資資金の取引残高は、日本銀行の金融調節に関するデータや現先取引に係る入札のデータを集計すること等を通じて推計している。

なお、買現先、売現先主体はいずれも上記のように作成しているが、資産・負債のバランスを図るため、結果的に生じる資産・負債の差額を民間非金融法人企業の負債側に（差額が負となった場合はその絶対値を資産側）計上している。

ｂ）現金担保付債券貸借取引

現金担保付債券貸借取引は、対象債券を国債や国庫短期証券とみなし、主に各金融機関の財務諸表や債券貸借取引に関する調査から総額および主体別保有額を把握している。

現先取引、債券貸借取引の残高については、額面ベースで計上しており、取引額を額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。

― 留意点 ―

現先取引や現金担保付債券貸借取引の時価ベースの残高は、本来、対象となる債券の価格変化に応じ変化するものであるが、そうした残高変化については、基礎データの制約から推計していない。

銀行の国債現先オペの残高が含まれるため、別途控除している。

Ｄ．債務証券

債務証券は、国庫短期証券、国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、ＣＰ、信託受益権、債権流動化関連商品の合算値である。

主体別の発行額（現存額）については、市場統計などを用いて各内訳項目の証券毎に、総額および各主体の発行残高を把握している。一方、主体別の保有額については、財務諸表データと、債券の保管機関（登録機関等）の主体別登録残高データ、主体別販売額データとを組み合わせることにより、推計している。

残高については、時価算出可能な証券（下記参照）を時価ベースで、それ以外の商品を額面ないし簿価ベースで計上している。 また、債券の残高を時価ベースに転換するにあたっては、債券種類毎の市場価格の加重平均値を額面ベースの残高に乗じている部門と、公表時価を直接利用している部門がある。取引額については、何れの商品についても、額面ないし簿価残高の当期末残高と前期末残高の差額によって算出している。

＜債務証券の残高の評価方法＞

時価ベース：	国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債
額面ベース：	国庫短期証券、居住者発行外債、ＣＰ、信託受益権、債権流動化関連商品

― 留意点 ―

① 債券の残高を時価ベースに転換するにあたっては、原則として、債券種類（国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債）毎の市場価格の加重平均値を用いている。このため、同じ債券種類の中で、異なった銘柄を保有していたとしても、そうした相違は、統計に反映されていない。ただし、個人向け国債については、その商品性から額面ベースで計上している。

② 債券種類（国債・財投債、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債）毎に、原則として、全ての債券を対象として時価ベースへの転換を行うため、私募債等、市場取引がなされない債券についても、時価ベースに転換されていることになる。

Ｄ－ａ．国庫短期証券

国庫短期証券は、国庫短期証券の発行・償還等に関するデータ（「公社債発行・償還および現存額」）によって、総額を把握している[6]。

主体別の保有額は、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表のほか、金融機関や公的非金融法人企業等の財務諸表や、「対外債務統計」等を利用して、推計している。公的機関（中央政府、政府系金融機関等）が保有する国庫短期証券は、全て買い切りとみなして計上する一方、公的機関以外の主体については、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表[7]から得られる国庫短期証券の保有額を基に、国庫短期証券の現先を別途推計し、現先取引前の状態に戻す調整を行って、計上している（下図参照）。

＜国庫短期証券保有額の推計方法＞

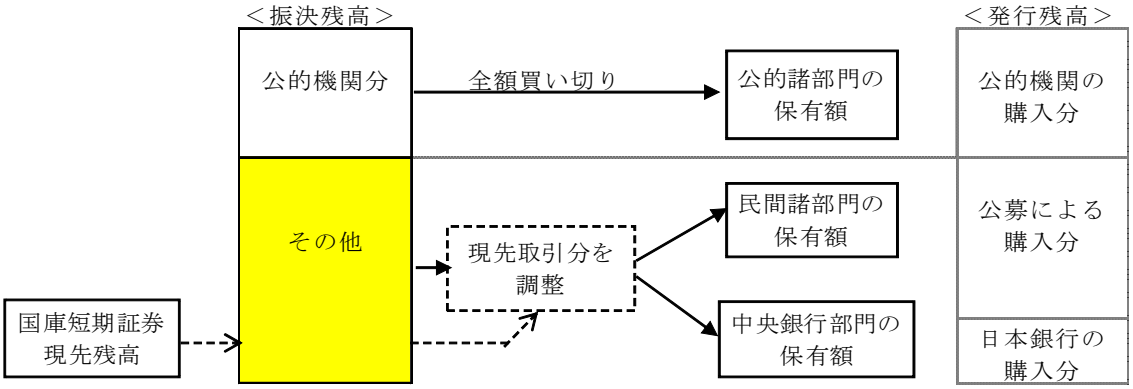

残高については額面ベースで計上しており、取引額は額面ベースの当期末残高と前期末残高の差額によって算出している。

---

[6] 政府短期証券、割引短期国債は、２００９年２月最初の入札より国庫短期証券として統合発行された。これに伴い、資金循環統計では、それまでの取引項目の名称「政府短期証券」を「国庫短期証券」に変更した。統合発行前（２００８年１０～１２月期以前）は割引短期国債を「国債・財投債」に含めていたことから、資金循環統計における割引短期国債の分類が、統合発行前と後（２００９年１～３月期以降）とで異なっている。なお、財政投融資特別会計が発行する財政融資資金証券以外の国庫短期証券は、全て中央政府が発行するものとして計上している。

[7] 登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表においては、現先取引に伴って保有者が移動するものとして記録される。

― 留意点 ―

国庫短期証券については、各部門の保有額のうち、現先取引による移転分を移転前の状態に戻して計上する。各部門の現先取引分については、現先取引によって保有者が移転したベースで作成された部門別保有残高データから得られる保有比率を用いて推計している。

Ｄ－ｂ．国債・財投債

国債・財投債は、歳入債[8]（超長期利付国債、長期利付国債、中期割引国債、中期利付国債、割引短期国債＜２００９年１月以前に発行されたもの＞）、承継国債および財政投融資特別会計が発行する財投債の合計値であり、国債の発行・償還等に関するデータ（「公社債発行・償還および現存額」等）から額面ベースの総額を把握している[9]。

主体別の保有額は、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表、振決国債の保有者に関する調査、財務諸表等から国内部門の保有額を推計するほか、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」等を利用して海外部門の保有額を推計している。また、個人向け国債を、国が保有する分を除いて家計の保有額とするなど、債券種類による推計も行っている。なお、家計を除く部門では、現先取引や、債券貸借取引に係る調整（現先取引、現金担保付債券貸借取引の対象となった国債を担保として扱うこと等）を行っている。

国債は、時価残高を計上している。発行側については、額面ベースの総額に国債の市場価格を乗じることによって、時価ベースに転換している。ただし、残存期間が１年未満の国債や個人向け国債は額面ベースのまま残高を計上している。保有側については、金融機関など簿価ベースで残高を把握することが可能な主体については、まず財務諸表データより求めた簿価ベースの残高（評価替え等の会計処理が行われた残高）を額面ベースに転換し、これに国債の市場価格を乗じることによって時価ベースの残高を把握している。また、登録・振決残高等から額面ベースが把握できる金融機関等については、財務諸表より集

[8] ２００３年３月以降は個人向け国債、２００４年３月以降は物価連動国債を含む。

[9] 繰延債は、資金循環統計上、国債・財投債には計上していない。詳しくは、「資金循環統計の解説」の第４章参照。

計した簿価残高の合計値と、登録・振決残高の合計値とを比較することによって、簿価・額面乖離比率を算出する[10]。額面ベースが把握できない部門の保有額については、この比率を各部門の簿価残高に乗じることによって額面ベースに転換している（下図参照）。さらに、額面残高に、国債の市場価格を乗じることによって、残高を時価ベースに転換している。その際、残存期間が１年未満に相当する国債や個人向け国債は額面ベースのまま残高を計上している。

取引額については、額面ベースの当期末残高と前期末残高との差額によって算出しており、残高の時価ベースへの転換により残高の増減と取引額に乖離が生じた部分は、調整額として計上している。

＜国債の主体別推計・評価方法の調整＞

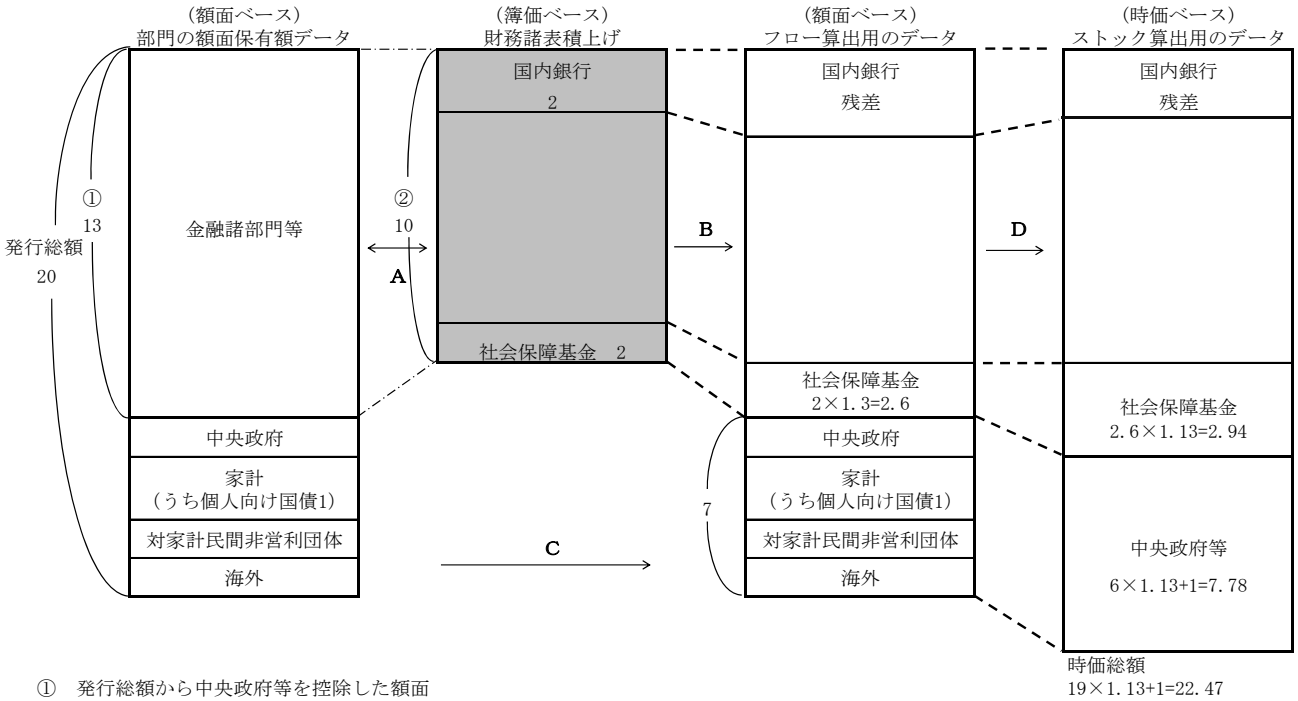

① 発行総額から中央政府等を控除した額面
（金融機関等の額面保有額）
② 金融機関等の財務諸表の積上げ簿価
（金融機関等の簿価保有額）

A：簿価・額面乖離比率の算出（13/10）
B：部門毎に比率を相似拡大（○×1.3）
C：同額計上
D：市場価格インデックスを乗じる（1.13＜残存期間が1年未満の国債の価格は1として計算したインデックス＞）

[10] 金融機関における簿価・額面乖離比率をより適切に算出するために、海外部門保有分についても、国際収支統計や対外資産負債残高統計を用いて額面ベースの保有額を推計し、同比率の算出に利用している。

― 留意点 ―

① 国債の簿価ベースの残高を額面ベースの残高に転換する際には、前頁図のように、金融諸部門等の合計保有額から簿価・額面乖離比率を算出し、その比率を用いて、各部門の簿価残高を額面残高に割り戻している。このため、対象となる部門間でこの比率に相違がある場合には、そうした相違は統計に反映されない。なお、財政融資資金の保有国債は簿価＝額面として計上している。

② 資金循環統計では、現先取引や現金担保付債券貸借取引は、国債や国庫短期証券を担保とした資金取引とみなし、国債の移転はなかったものとして取り扱う。企業会計上は、２０００～２００１年度以降、現先取引がそれまでのような売買取引でなく金融取引として扱われるようになり、資金循環統計での扱いと一致することになった。一方、登録国債および振決国債の業態別保有残高に関する集計表および振決国債の保有者に関する調査によるデータは、同取引により国債の名義が移転するので、資金循環統計における各部門の国債保有額とは異なることとなる。また、基礎データ間でのベースの相違や、基礎データの不足に伴い、推計誤差が発生している可能性もある。

Ｄ－ｃ．地方債

地方債は、地方公共団体の普通会計（地方公共団体に分類）と地方公営企業会計（公的非金融法人企業に分類）が発行する地方債であり、登録債、振替債、現物債残高の合計からその総額を推計している。登録債データについては、登録債状況の年度データから把握し、振替債については、証券保管振替機構が公表する「債券種類別発行償還状況」の債券種類別内訳データから把握する。現物債については、登録債、振替債に対する比率を用いて推計する。

主体別の発行額（現存額）は、地方債総額のうち、地方公営企業会計発行分については「地方公営企業決算の概況」を利用して推計したのち、残りを地方公共団体発行の地方債としている。

主体別の保有額については、金融機関や公的非金融法人企業等は財務諸表、家計は地方債協会データの住民参加型市場公募地方債残高を用いて把握する一

方、民間非金融法人企業や対家計民間非営利団体は、債券登録機関の保有主体別データを用いて推計している。

残高については、入手した基礎データ（額面ベースとみなす）に地方債の市場価格を乗じることによって時価ベースの計上を行っている。一方、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高の差額によって算出し、残高の時価ベースへの転換により残高の増減と取引額に乖離が生じた部分を、調整額として計上している[11]。

― 留意点 ―

地方債の発行額（現存額）については、上記のように、一定の仮定に基づいて推計を行っているため、推計誤差が発生している可能性があることには留意が必要である。

Ｄ－ｄ．政府関係機関債

政府関係機関債は、証券保管振替機構が公表する「債券種類別発行償還状況」を基に、総額を把握している。

主体別の発行額（現存額）については、債券種別発行残高データや、債券発行機関の財務諸表データ等から把握している。

また、主体別の保有額については、金融機関や公的非金融法人企業等は、財務諸表を用いて把握する一方、非居住者（海外部門）、民間非金融法人企業、対家計民間非営利団体は、「国際収支統計」等の基礎資料を用いて推計している。また、総額と債券登録データの差額から、現物債（登録されていない債券）を把握し、これを家計の保有分とみなしている。

残高については、入手した基礎データ（全て額面ベースとみなす）に政府関係機関債の市場価格指数を乗じることによって時価ベースの計上を行っている。一方、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高の差額によって算出し、

[11] ただし、証券投資信託部門と郵便貯金部門（２００３年第１四半期～２００７年第３四半期）では、基礎データが時価評価されているため、地方債について、資産残高は、その時価データを利用している。取引額は、時価・額面比率の指標により額面ベースに変換した上で、額面残高の当期末と前期末の差額を計上している。

残高の時価ベースへの転換により残高の増減と取引額に乖離が生じた部分は、調整額として計上している[12]。

Ｄ－ｅ．金融債

金融債は、金融債発行機関の財務諸表データ等を基に、利付金融債、割引金融債毎に、主体別の発行額（現存額）から総額を把握している。

また、主体別の保有額については、金融機関、公的非金融法人企業等は、財務諸表データから把握する一方、非居住者（海外部門）や対家計民間非営利団体の保有額は債券登録機関の保有主体別データ等を用いて推計している。

なお、家計に関しては、①割引金融債[13]のうち債券発行金融機関の窓口販売分で家計が購入したもの、②割引金融債のうち証券会社経由の販売分、③利付金融債の売出債のうち家計への販売分、を家計の保有額とし（次頁図参照）、保有部門を特定できない残差を、民間非金融法人企業の保有額としている。

---

[12] ただし、郵便貯金部門（２００３年第１四半期～２００７年第３四半期）では、基礎データが時価評価されているため、政府関係機関債について、資産残高は、その時価データを利用している。取引額は、時価・額面比率の指標により額面ベースに変換した上で、額面残高の当期末と前期末の差額を計上している。

[13] 販売先データから一定時点での保有額を推計する方法は、対象の金融商品が頻繁に売買される場合には、必ずしも適当でない。しかし、家計が現物債形態で保有する割引金融債に関しては、家計が満期まで保有し続けるという仮定が妥当と考えられることから、当該方法を用いている。

＜家計の金融債保有額の推計＞

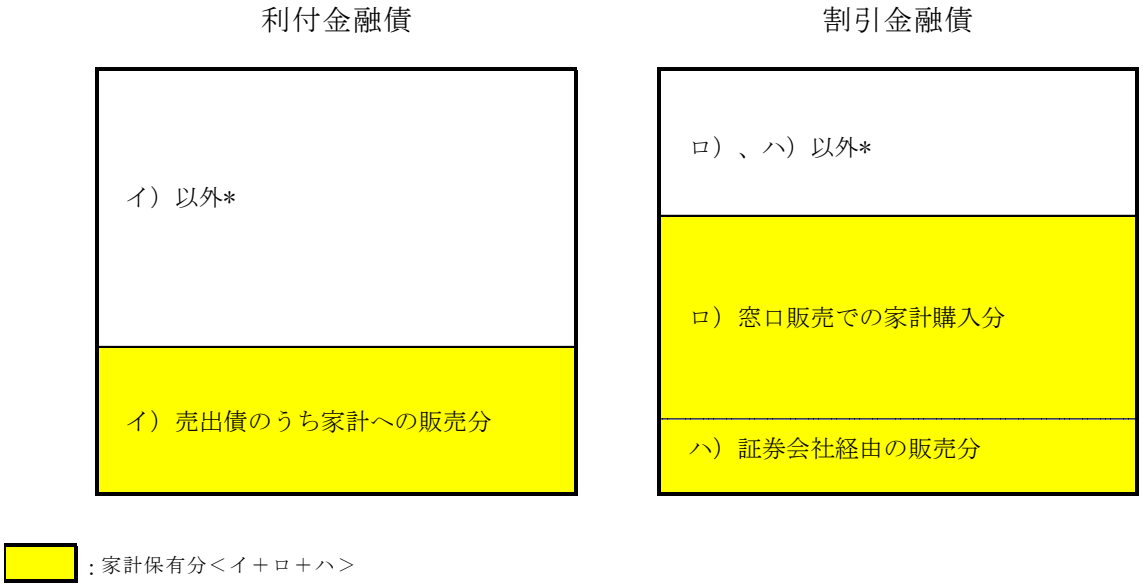

＊　財務諸表データや債券登録機関の保有主体別データ等により、金融機関、非金融法人企業、非居住者（海外）等の保有分を推計。

残高については、入手した基礎データ（全て額面ベースとみなす）に金融債の市場価格を乗じることによって、時価ベースの計上を行っている。一方、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高の差額によって、算出し、残高の時価ベースへの転換により残高の増減と取引額に乖離が生じた部分は、調整額として計上している。

Ｄ－ｆ．事業債

事業債は、証券保管振替機構が公表する「債券種類別発行償還状況」等を基に、法人が国内で発行した社債、新株予約権付社債の額を把握している。なお、ＡＢ国内社債のうち実物資産を担保にしたものは、「債券種類別発行償還状況」における資産担保型社債（公募・非公募）から推計し社債に含めている。

主体別の発行額（現存額）については、債券発行機関の財務諸表等から把握している。また、主体別の保有額については、金融機関や公的非金融法人企業等は財務諸表から把握する一方、非居住者（海外部門）、民間非金融法人企業、対家計民間非営利団体は債券登録機関の保有主体別データから推計している。

残高については、入手した基礎データ（全て額面ベースとみなす）に事業債の市場価格を乗じることによって時価ベースの計上を行っている。一方、取引額は、額面ベースの当期末残高と前期末残高の差額によって算出し、残高の時価ベースへの転換により残高の増減と取引額に乖離が生じた部分は、調整額として計上している。

Ｄ－ｇ．居住者発行外債

居住者発行外債は、総額を各部門の推計値の合算によって把握している。外貨建ての基礎データは、期末レート等により円換算している。

主体別の発行額（現存額）については、①証券会社、金融持株会社のうち証券持株会社の発行分は、財務諸表から把握した社債発行額から証券保管振替機構が公表する国内社債発行額を控除して推計している。②その他の金融機関（国内銀行、保険会社、ファイナンス会社、金融持株会社のうち銀行持株会社および保険持株会社等）、民間非金融法人企業の発行分は、個別機関の債券発行情報等（アイ・エヌ情報センター「Ｆｕｎｄｉｎｇ　Ｖｉｅｗ」、Ｄｅａｌｏｇｉｃが提供するデータベース等を利用）から把握している。③公的非金融法人企業、地方公共団体、政府系金融機関、公的専属金融機関の発行分は、政府保証付外債に関するデータや個別機関の債券発行情報等から把握している。

また、主体別の保有額については、保険・年金基金や社会保障基金は財務諸表から把握し、海外は「対外資産負債残高統計」における本邦負債・証券投資に占める債券から、資金循環統計における海外の居住者発行外債以外の債務証券の保有額を控除して計上する。保有部門を特定できない残差は、銀行等の保有額としている。

残高については、外貨建て額面ベースの残高を円換算する一方、通貨別に当期末残高と前期末残高の差額を求め、円換算することによって、取引額を算出している。このとき、残高を期末の為替レートで円換算し、取引額を期中平均レート、あるいは発行日時点の為替レートで円換算する結果、残高の増減と取引額に乖離が生じるため、当該乖離を調整額として計上している。

Ｄ－ｈ．ＣＰ

ＣＰは、証券保管振替機構が公表する短期社債振替制度における発行残高からＡＢＣＰ残高と海外部門が発行するＣＰ残高を控除して、総額を把握している。

主体別の発行額（現存額）については、金融機関（国内銀行、保険、ノンバンク、ディーラー・ブローカー、金融持株会社）や公的非金融法人企業が発行したＣＰを、それぞれの財務諸表データなどから把握し、総額から金融機関と公的非金融法人企業の発行分を控除した残額を民間非金融法人企業の発行額として計上している。

主体別の保有額については、金融機関（銀行等、証券投資信託、保険、ディーラー・ブローカー等）や中央政府、社会保障基金、公的非金融法人企業を財務諸表データや「預金・現金・貸出金」から把握する一方、保有部門を特定できない残差を民間非金融法人企業の保有額としている。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は当期末残高と前期末残高の差額によって、算出している。

Ｄ－ｉ．信託受益権

信託受益権は、国内銀行・信託勘定の財務諸表データから、指定合同運用金銭信託と貸付信託（いずれも合同運用信託部門）の元本を集計したものである[14]。

主体別の発行額（現存額）については、合同運用信託に計上している。また、主体別の保有額については、金融機関（銀行等、合同運用信託、保険、ファイナンス会社、政府系金融機関等）、社会保障基金、中央政府（事業団等特殊法人・認可法人・独立行政法人の一部）の保有額は、財務諸表データから把握する一方、地方公共団体の保有額は、商品の特性や信託銀行等で作成されている販売先データから推計しており、保有部門を特定できない残差は、民間非金融法人企業と家計の間で按分している。

---

[14] 投資信託に係る信託受益権については、当項目には計上せず、証券投資信託部門が発行する投資信託受益証券に計上する。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は当期末残高と前期末残高の差額によって、算出している。

― 留意点 ―

信託受益権には、かつて統合分を控除した後の指定単独運用金銭信託および特定金銭信託等の元本も計上していたが、2006年第3四半期確報作成時に「単独運用信託」部門を廃止したことに伴い、これらの信託元本を本来の投資主体に統合したため、現在、信託受益権に計上されている信託は、上述した指定合同運用金銭信託と貸付信託のみとなっている。

Ｄ－ｊ．債権流動化関連商品

債権流動化関連商品は、商品種類毎に総額を把握しており、発行主体としては、全額を債権流動化に係る特別目的会社・信託に計上している。具体的には、ＡＢＣＰを証券保管振替機構が公表する「発行者区分別残高状況」から把握するほか、金銭債権信託の受益権を、金融機関の信託受託残高データ、信託会社の信託財産種類別財務データ等を用いて推計している。また、ＡＢ国内社債は、証券保管振替機構が公表する「債券種類別発行償還状況」の資産担保型社債（公募・非公募）のうち金銭債権を担保にした額を推計し計上している[15]。抵当証券（２０１２年第１四半期末以降残高ゼロ）は、抵当証券業協会[16]が作成・公表していた抵当証券販売残高データや、抵当証券業者の財務諸表データから総額を把握している。

主体別の保有額は、抵当証券以外の債権流動化関連商品については、銀行等、保険、ファイナンス会社といった金融機関、社会保障基金の保有額を財務諸表データから把握する。一方、非居住者の保有額は、過去に実施した証券会社に対するアンケートから一定比率を求め、これを用いて推計しており、保有部門を特定できない残差は、民間非金融法人企業の保有額としている。抵当証券に

[15] 資産担保型社債（公募・非公募）のうち実物資産を担保にしたものは、民間非金融法人企業の事業債に計上している。

[16] ２００５年６月解散。

ついては、銀行等（農林水産金融機関）、保険・年金といった金融機関の保有額を財務諸表データから把握した後、総額から金融機関保有額を差し引いた残額に一定比率を乗じることによって、民間非金融法人企業、家計の保有額を、推計している。

残高については、額面・簿価ベースで計上しており、取引額は当期末残高と前期末残高の差額によって、算出している。

Ｅ．株式等・投資信託受益証券

株式等・投資信託受益証券は、株式等と投資信託受益証券の合算値である。

Ｅ－ａ．株式等

株式等は、上場株式、非上場株式、その他の持分の合算値である。

Ｅ－ａ－ａ．上場株式

上場株式は、証券取引所上場株式について、個別企業の株式数および株価や調達額データ（「全国公開会社エクイティファイナンスの状況」）を利用して総額を把握している。

当項目は、残高、取引額を別々に推計しており、取引額の推計では、新規発行株式（アイ・エヌ情報センター「Ｆｕｎｄｉｎｇ　Ｖｉｅｗ」等を利用）と既存の株式の売買を区別して推計している（次頁表参照）。

＜推計対象のコンポーネント＞

	取引所上場株式
残高	発行時価総額（時価）
新規発行株式 に係る取引額	・新株発行増資額 ・新株予約権付社債の行使額 ・新規上場

既存株式に係る 取引額	売買額
自己株式の消却による取引額 （マイナスフロー）	一部基礎データが存在するものについてのみ推計

主体別推計は、以下のように行っている。

・ 残高

主体別発行残高（現存額）は、個別企業の株式数および株価を基に計上する[17]。

主体別の保有額は、株式保有者の分布状況に関する統計（「株式分布状況調査」）を基に、各部門の残高を推計する。金融機関部門の内訳部門等の残高については、当該基礎データから判明しないため、各金融機関の財務諸表を利用して推計を行う。

・ 株式の発行・引受

主体別の発行額は、新株発行増資額、新株予約権付社債の行使額を部門別に積み上げることによって把握する。

主体別の引受額は、部門毎の保有残高の比率を用いて当該取引額を按分して推計する。ただし、公的企業の民営化、非居住者による対内直接投資等、金額が大きく、かつ、引受主体がある程度把握できる増資については、発行主体、引受主体とも、個別に把握する。

・ 既存株式の売買

取引所の主体別売買額データ（「投資部門別株式売買代金」、「投資部門別売買状況」）等を基に、部門別の売買額を推計する。ただし、推計にあたり、金融機関の詳細な内訳等について、取引所統計や市場統計では基礎データが得られないことから、各金融機関の財務諸表データから簿価残高の増減を把握し、取引額を当該増減額に応じて按分する。

上場株式は、上記のように、残高を時価ベースで計上し、残高と取引額を別々に推計しているため、価格変化分に対応するものとして、総残高の当期末

[17] ２００４年まで、証券取引所上場株式は「全国上場時価総額」を利用し、主体別の発行残高（現存額）は「業種別時価総額」を基に、下記のように資金循環統計の部門に対応させて計上（同データが公表されなくなり、個社ベースによる算出に変更）。

＜業種別時価残高＞		＜資金循環統計＞
『銀行業』	→	国内銀行
『証券業』	→	証券会社
『保険業』	→	民間生命保険会社・民間損害保険会社
『その他金融業』	→	ファイナンス会社

残高と前期末残高との差額と取引額との間に乖離が生じる。当該乖離額は、調整額として取り扱い、前期末の株式保有残高に応じて各部門に按分している。

各部門における年度末以外の四半期末残高は、前期末残高に、部門毎の取引額と上述の各部門に按分された調整額を加算する方法によって推計している。

― 留意点 ―

① 金融機関の内訳部門における上場株式の取引額を推計する際には、各財務諸表から把握した保有株式の簿価の増減額をベースとしつつ、これらの合計額と、取引所の主体別売買額データ（「投資部門別株式売買代金」、「投資部門別売買状況」）で把握できる買入額や売却額の金融部門の合計との間の乖離分については、各内訳部門の前期末残高の比率に比例的に按分している。このため、簿価が、例えばクロス売買で上昇した場合には、当該部門の取引フローが過大に推計される可能性がある。

② 株式の分布状況に関するデータは、年度末残高しか存在しないことから、四半期末残高を部門別に推計する際には、取引額と按分された調整額を積み上げる形で推計している。このため、取引額や調整額を部門別に按分する際の推計誤差が四半期末残高にも反映されるほか、翌年度末の株式分布状況に関するデータを残高に反映すると、それまでの推計誤差が当該四半期の調整額にも反映される。

③ 自己株式の消却については、残高を減少させる取引額として推計すべきであるが、基礎データの制約から、一部についてのみ取引額として計上するに止まっている。このため、取引額に計上できていない部分については、取引によらない残高の減少として、調整額に含まれることになる。

Ｅ－ａ－ｂ、ｃ．非上場株式、その他の持分

非上場株式およびその他の持分は、個別の財務諸表から把握した発行元・投資先の明細データや、「法人企業統計」等を組み合わせた推計により、総額を把握している。

民間非金融法人企業の発行額については、資本金等のほか、私募ＲＥＩＴを

除く不動産私募ファンドのエクイティ部分等を計上している。資本金等は、「法人企業統計」から得られる拠出資本（資本金、資本準備金）から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整した値を「非上場株式」と「その他の持分」の合計額とし、その時価相当額[18]を、「経済センサス」から推計した株式会社の資本金割合を用いて、「非上場株式」と「その他の持分」とに区分している。私募ＲＥＩＴを除く不動産私募ファンドのエクイティ部分は、不動産私募ファンドに関する調査[19]や私募ＲＥＩＴに関する基礎資料[20]から簿価ベースの総額を把握し、「その他の持分」に計上している[21]。取引額については、「法人企業統計年報」の拠出資本から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分を調整した残高の増減、私募ＲＥＩＴを除く不動産私募ファンドのエクイティ部分の増減を基に算出している。

銀行等、保険、ディーラー・ブローカーの非上場株式は、持株会社の傘下子会社については持株会社の発行株式の時価総額を計上している。持株会社の傘下にない金融機関の非上場株式、およびその他の持分に関しては、資本金、出資金などの拠出資本を計上している。

公的金融機関、公的非金融法人企業のうち国・地方公共団体が出資する法人、および国の特別会計のその他の持分については、国民経済計算を参考に、純資産の額を発行額として計上している。一般政府の発行額については、個別の財務諸表等から把握している。なお、公的資本注入による国内銀行等の優先株式については、各機関の発行額を集計し、償還されたものを控除した発行残高を「非上場株式」に計上している。ただし、基礎資料の制約から、時価相当額の推計は行っていない。

主体別の保有額については、個別の財務諸表や「政府出資法人一覧」、「地方財政統計年報」、「対外資産負債残高統計」等から、各部門の保有額を把握している。保有部門を特定できない残差は、上場株式の「株式分布状況調査」

---

[18] 時価相当額の推計にあたっては、類似業種比準方式および上場株式の市場価格を用いている。

[19] 一般社団法人不動産証券化協会・株式会社三井住友トラスト基礎研究所「不動産私募ファンドに関する実態調査」、一般社団法人不動産証券化協会「会員対象不動産私募ファンド実態調査」（２０１８年１２月末データで公表取り止め）。

[20] 投資信託協会「私募不動産投信の月末資産増減状況」、一般社団法人不動産証券化協会「私募リート・クォータリー」。

[21] 出資元は、エクイティ投資家の属性に関する基礎データ等から推計している。

から得られる保有比率を参考に、民間非金融法人企業と家計との間で按分している。

Ｅ－ｂ. 投資信託受益証券

投資信託受益証券は、投資信託協会のデータ（投資信託の資産増減状況、純資産総額等）や東京証券取引所公表のＲＥＩＴ時価総額等を用いて、商品カテゴリー別に総額を把握している。

主体別の発行額（現存額）については、商品の性格に応じ、株式投信、公社債投信、ＭＭＦ・ＭＲＦ、民間非金融法人企業のいずれかの部門に計上している。

主体別の保有額については、金融機関、一般政府、公的非金融法人企業は、財務諸表データから把握する一方、民間非金融法人企業、家計、対家計民間非営利団体、海外の保有額は、東京証券取引所公表の保有主体データ（ＥＴＦ受益者情報調査、ＲＥＩＴ投資主情報調査）、投資信託協会で作成されている販売先データ（受益証券募集状況等）、一般社団法人不動産証券化協会公表の私募ＲＥＩＴに関する基礎資料（私募リート・クォータリー）等から推計しており、保有部門を特定できない残差は、一部の金融機関に按分している。

残高については、原則として時価ベースで計上している。取引額については、商品カテゴリー別の資金増減額（設定額－解約額－償還額）を計上し、さらに、株式投信では、インカムゲインを推計のうえ加算し[22]、分配金を控除している。インカムゲインの推計については、公募株式投信（除くＥＴＦ）では、公募追加型株式投信における個別ファンドデータ（純資産総額で上位を占めるファンド）を基に、分配金に対するインカムゲインの比率を推計のうえ、投資信託協会が公表する公募株式投信全体（除くＥＴＦ）の「収益分配額」に乗じて算出する。私募株式投信のインカムゲインは、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」などを利用して運用資産ごとに推計している。控除する分配金については、投資信託協会が公表する公募株式投信（除くＥＴＦ）および私募株式投信の「収益分配額」を利用している。なお、ＥＴＦについては、インカムゲインと分配金が等しいと仮定している。

[22]基礎資料の制約から、２０１２年第３四半期以降のみ計上している。

また、時価ベースの残高の増減と取引額に生じた乖離を、調整額として計上している。

Ｆ．保険・年金・定型保証

保険・年金・定型保証は、非生命保険準備金、生命保険受給権、年金保険受給権、年金受給権、年金基金の対年金責任者債権、定型保証支払引当金の合算値である。

Ｆ－ａ．非生命保険準備金

非生命保険準備金は、非生命保険と共済保険に含まれる機関の財務諸表データと財務諸表中の責任準備金、共済契約準備金、支払備金、未経過保険料等を集計しており、非生命保険と共済保険の各部門の負担額を負債サイドに計上している。また、保有主体には家計のほか、非生命保険商品を購入している企業や金融機関、再保険に加入している金融機関の部門も含まれている。

当項目では、積立型の保険商品に係る準備金のみを対象とし、掛捨型の保険商品に係る責任準備金は控除している。具体的には、民間損害保険会社の責任準備金から普通責任準備金に占める掛捨分（地震保険、自賠責保険）と危険準備金を控除している。

Ｆ－ｂ．生命保険受給権

生命保険受給権は、生命保険部門に含まれる機関の財務諸表データと財務諸表中の責任準備金を集計しており、生命保険部門の負担額を負債サイドに計上している。また、保有主体は、全額を家計としている。

当項目では、積立型の生命保険商品に係る準備金のみを対象とし、掛捨型の保険商品に係る準備金は控除している。社員配当準備金（契約者配当準備金）については、定款および保険約款により社員（契約者）に配当するために積み

立てられるものであるため、保険契約に係る部分を生命保険受給権に計上している[23]。具体的には、生命保険商品については、全体の責任準備金から、危険準備金を控除することにより、積立型保険に係る準備金を推計し[24]、これに社員（契約者）配当準備金を加えたものを計上している。

残高については、財務諸表上の簿価をベースとして計上し、取引額は、当該残高の当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。ただし、資産の時価変動や為替評価に伴うキャピタルゲイン・ロスによる責任準備金の増減は、調整額として計上している[25]。

Ｆ－ｃ．年金保険受給権

年金保険受給権は、生命保険と共済保険に含まれる機関が個人年金保険の将来の支払に備えるために積み立てている準備金であり、財務諸表中の個人年金保険商品に係る責任準備金を集計し、生命保険と共済保険の各部門の負担額を負債サイドに計上している。また、保有主体は、全額を家計としている。

---

[23] 社員（契約者）配当準備金については、保険会社が契約者に、一旦、保険金を支払い、社員（契約者）がそれを保険商品に再投資するものと擬制しており、これは家計の取引額に反映される。

[24] 生命保険商品については、積立型と掛捨型の混合商品が多いことから、積立型保険に係る責任準備金のみを抽出することは、容易ではない。このため、責任準備金から危険準備金を控除することによって、この抽出を行ったものとみなしている。

[25] 生命保険会社の特別勘定で運用される個人保険に係る運用損益や、一般勘定で運用される商品のうち為替評価に伴う責任準備金の変動を、生命保険協会の公表資料や生命保険各社の財務諸表から推計している。

― 留意点 ―

① 個人年金保険の責任準備金については、年度末しかデータが得られないため、年度フローを四等分することで四半期フローを作成している。また、年度フローが入手できるまでは、前年度の四半期フローを横置きしている。そのため、年度末データを入手した後、遡及改定実施時に、1年分を遡及改定している。

② 推計方法の変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ｆ－ｄ．年金受給権

年金受給権は、企業年金とその他年金基金に分類される各機関において、契約者が将来受け取ると見込まれる年金額をそれぞれ集計・推計し、企業年金部門、その他年金部門の負債サイドに計上している。保有主体は、全て家計である。

残高は、企業年金のうち確定給付型年金については、企業財務データから把握した退職給付債務額の集計値を基に、一国全体に引き直した推計値を計上する。具体的には、公表されている連結財務諸表における退職給付債務を集計のうえ、これを、同財務諸表上の年金資産の集計値と、受託データから得られる一国全体での年金資産総額との比率（膨らまし比率）で膨らますことにより、財務諸表で公表されていない企業も含めた一国ベースの退職給付債務総額を推計する。確定拠出型年金については、運用資産の総額を時価ベースで計上する。

その他年金部門のうち確定拠出年金（個人型）の残高は、運用委託資産の総額を推計し、計上している。確定拠出年金（個人型）以外の残高については、責任準備金を推計し、計上している。

取引額は、企業年金のうち確定給付型年金については、勤務費用と利息費用の合計から、年金給付額を控除することにより作成する。具体的には、連結財務諸表における勤務費用、利息費用を集計し、残高の推計に利用した膨らまし比率を乗じたうえで、別途把握する年金給付額を控除して作成する。一方、確定拠出型年金については、将来もらえる年金額が運用実績によって決まること

から、年金資産の取引額フロー総額をそのまま年金受給権の取引額とする。その他年金については、簿価ベースの残高の前期差を取引額としている。

調整額には、確定給付型年金については、年金受給権残高の前期差と取引額との差額を計上している。確定拠出型年金については、年金資産の時価変動を計上している。

― 留意点 ―

① 確定給付型年金の年金受給権は、財務諸表で退職給付債務を公表している企業の集計値を基に、公表していない企業も含む一国全体へ膨らますことによる集計値である。このため、一定の推計誤差を含んでいる。

② 年金受給権（退職給付債務）に係る企業財務データは、連結財務諸表から入手している。このため、理論上、外資系企業グループの居住者たる被用者に係る年金受給権が含まれない一方、連結財務諸表を入手できた企業の年金制度に加入する非居住者の年金受給権が含まれることになる。家計の年金受給権を推計する上では、両者は相殺するものとして推計を行っている。

③ 確定給付型年金の年金受給権については、基礎データのほぼすべてが年度ベースでしか入手できない。このため、四半期のフローと調整額については年度のフローと調整額の1/4を計上している。年度データが入手できない足元の四半期については、直近実績値である四半期の値を横置きして推計している。その他年金（除く確定拠出年金＜個人型＞）についても、財務諸表データのほとんどが年度ベースでしか得られないため、フローについては同様に推計している。一方、確定拠出型年金は、四半期末の運用資産残高を推計し、同額を年金受給権の四半期末残高として計上している。

④ 企業年金については、運用受託機関に留保される運用益も、年金受給権に加えている。このとき、信託勘定のマザーファンドにおける未処分の運用益は、マザーファンドに投入した資金の残高に応じて、厚生年金基金、旧適格退職年金、国民年金基金といった年金基金の運用受託契約残高に加えている。

⑤ ９３ＳＮＡベースから０８ＳＮＡベースへの変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ｆ－ｅ．年金基金の対年金責任者債権

年金基金の対年金責任者債権は、残高を、確定給付型年金部門の対年金責任者債権を除く資産項目の合計と、負債合計との差額で算出する。当項目は、年金基金が企業などの年金責任者に請求する債権であるため、総額を確定給付型年金部門の資産に、見合いの負債を雇主企業が属する部門に計上している[26]。

なお、確定給付型年金部門における年金受給権等の負債合計が年金資産を上回るならば、同項目は「積立不足」を表し、正の残高が計上される一方、下回るならば、同項目は「積立超過」を表し、年金責任者へ返還すべき債務として負の残高が計上される。

取引額は、年金受給権の積立不足に係る雇主企業に帰属する財産所得、および雇主企業に帰属する年金負担額を把握・推計のうえ、計上している。

― 留意点 ―

９３ＳＮＡベースから０８ＳＮＡベースへの変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ｆ－ｆ．定型保証支払引当金

定型保証支払引当金は、企業・事業者向けに公的な信用保証サービスを提供する先については、当該機関の個別財務諸表から残高を把握している。一方、家計向けの住宅ローン保証については、資金循環統計における住宅ローン残高から付保率を考慮して住宅ローン保証残高を推計し、これに銀行および系統金融機関の系列保証会社等へのアンケートから得られた引当率を乗じて算出している。

[26] 便宜上、国内銀行部門と民間非金融法人企業部門に計上している。確定給付型年金制度を持つ企業はこの他の部門にも存在するが、利用可能な形でのデータ入手に制約があるため、主要な当該２部門を相手先としている。

Ｇ．金融派生商品・雇用者ストックオプション

金融派生商品・雇用者ストックオプションは、フォワード系、オプション系、雇用者ストックオプションの合算値である。

Ｇ－ａ、ｂ．フォワード系、オプション系

金融派生商品は、金融機関等の財務諸表データから得られる市場価値を基本としながら、取引所データ（「国債先物・日経２２５オプションの建玉現在高」、「ユーロ円３ヵ月金利先物オプション建玉数量」）や、「デリバティブ取引に関する定例市場報告」から得られる店頭取引に関するデータなどを利用することで、フォワード系、オプション系取引所取引分、店頭取引分をそれぞれ把握している。なお、フォワード系の取引所取引分は、推計対象ではない。

＜推計対象のコンポーネント＞

	取引所取引	店頭取引
フォワード系（時価を把握）	×（値洗決済が日々実施されるため）	○：ＦＲＡ、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約、外為証拠金取引等
オプション系（オプションプレミアムの時価変化分を把握）	○：国債先物オプション、日本円短期金利先物オプション、株価指数オプション（東証株価指数オプション、日経平均株価オプション等）	○：債券オプション、通貨オプション、金利オプション

主体別の推計は、店頭取引は主に国内銀行を通じて行われると仮定して、国内銀行の残高を、保険・年金、証券投資信託、ノンバンク、証券会社、民間非金融法人企業、海外等に按分する形（国内銀行の資産・負債は何れの部門に対するものかを特定する形）で行っている。具体的には、国内銀行を、財務諸表データや「デリバティブ取引に関する定例市場報告」のデータから把握する一方、保険、ノンバンク、証券会社、中央政府を、各機関の財務諸表データを利用して求めている。特定できない残差について、「外為・デリバティブ・サーベイ」（３年に１度行われるもの）から得られる取引相手別残高比率でその他の金融機関や海外に按分し、残差を民間非金融法人企業としている。また、外

為証拠金取引分は、主要な取扱業者の財務諸表データ等を用いて総額を推計し、家計と民間非金融法人企業に按分している。

取引所取引分については、上記機関の財務諸表データのほか、取引所の取引主体別データ（「国債先物・日経２２５オプション取引投資部門別取引状況」、「ユーロ円３ヵ月金利先物オプション建玉数量」）を利用して推計している。

なお、残高については、フォワード系、オプション系ともに市場価値残高（時価残高）を計上する。一方、残高の変化のうちキャッシュの変化を生じさせる市場価値の決済については、取引額として計上するべきだが、資料の制約からフォワード系・オプション系[27]ともに取引額は計上せず、残高の変化をすべて調整額として計上している。

[27] ただし、２０００年第２四半期以前は、オプションプレミアムの取得原価（時価変化が反映されない残高）の当期末残高と前期末残高との差額のみを取引額に計上している。

― 留意点 ―

① 店頭取引分については、居住者ベースで整理された（居住者・非居住者を分けて、主体別区分がなされた）データが整備されておらず、連結ベース（居住者・非居住者の区分を設けず、海外拠点を本邦店に統合したベース）で作成された市場データのみが存在する。このため、95年に実施された「ＢＩＳ金融派生商品サーベイ」で得られた居住者・非居住者比率をベンチマークとして推計している。また、これら市場データは、市場全体を対象範囲とするものではない。

② 財務諸表データを基礎データとして、フォワード系、オプション系毎の残高を推計するにあたり、多くの部門では、半期末（3月末、9月末）残高のデータしか利用できない。このため、こうした部門では、残りの四半期末（6月末、12月末）の残高について、金融派生商品に係る市場価値の総額や契約残高の伸び等を用いて、推計している。

③ 市場価値の実現額（決済金額）やオプション系商品のオプションプレミアム相当額の授受については、取引額として計上すべきであるが、基礎データの制約から、推計できておらず、時価の変化とともに調整額に含まれている。この点、非居住者と居住者の取引（クロスボーダーの取引）については、国際収支統計から当該実現額を把握することができるが、現時点では、当該データを用いた推計を行っていない。

Ｇ－ｃ．雇用者ストックオプション

雇用者ストックオプションは、「法人企業統計」における新株予約権から、行使可能な株式購入権残高を推計のうえ計上している[28]。具体的には、企業の財務諸表からストックオプションの未確定・未行使株式数残高を把握し、これを積み上げた未行使株式数の割合で新株予約権を按分した額を計上している。なお、未確定株式数に相当する、行使待ち期間にあるストックオプションは、「その他」の項目と擬制して計上している。

主体別の資産は、家計が全額保有するものとし、負債は民間非金融法人企業部門に計上している。なお、金融機関部門など、民間非金融法人企業以外の部門でも発行されているが、額が僅少であることから、全額を民間非金融法人企業が発行するものとして計上している。

残高については、簿価で計上している。これは、わが国の企業会計上、貸借対照表に計上する金額は付与日における時価であり、付与日以降の価格変動については再評価が行われない取扱いとなっているほか、行使時点までの時価変動に係る基礎資料が存在しないことに因る。

取引額については、残高の当期末残高と前期末残高との差額によって算出・計上している。また、調整額には、基礎データである「法人企業統計季報」のサンプル替えによる不接合を計上している。

Ｈ．預け金

預け金は、証拠金、代理店預け金、入居保証料、ゴルフ場預託金、従業員預り金、源泉徴収預り金、プリペイド方式のＩＣ型電子マネー、プリペイドカード（商品券や図書カードなど）、東日本大震災に係る義援金のうち被災者への支払いが完了していない金額、不特定保管金口座といった発生原因が明らかなものを、各々の基礎データ（総務省「固定資産の価格等の概要調書」、経済産業省「特定サービス産業実態調査報告書」、厚生労働省「社内預金の現状」、

[28] 新株予約権には、転換社債型新株予約権付社債（旧転換社債）、転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債（旧ワラント債）なども含まれ得るが、前者については社債に計上されることが一般的であるほか、後者については現在発行されていないため、新株予約権の全額を雇用者ストックオプションとみなすことができる。

日本銀行「最近の電子マネーの動向について」、金融庁「前払式支払手段の発行額等の推移」、内閣府「義援金配布状況」[29]、日本銀行「国際収支統計」等）を用いて把握するとともに、金融機関等における財務諸表上の預け金・預り金を計上している。このうち、税金関係については、租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入額調」）から、実際に受払が行われた所得税（源泉徴収分）を把握した上で、当該受払額が前四半期末時点で、家計から支払われたものが企業に預けられていたと仮定し、中央政府の金融機関・非金融法人企業への預け金としている。

主体別の推計では、発生原因が明らかな預け金については、その原因に即して負債サイドと資産サイドの部門を把握している。一方、金融機関等の財務諸表から把握できるが、発生原因が明らかでない預け金については、その相手方が、民間非金融法人企業であると仮定している。

取引額は当期末残高と前期末残高の差額によって算出している。ただし、不特定保管金口座のうち海外分については、国際収支統計から取引額を直接把握している。

Ｉ．企業間・貿易信用

企業間・貿易信用は、民間非金融法人企業の資産に計上される売掛金・受取手形については、「法人企業統計季報」（除く金融業、保険業、医療・福祉業）から民間非金融法人企業部門の定義に該当しない法人分と民間非金融法人企業の割賦債権に該当する分を調整して把握し、個人企業の売上債権・買入債務は、中小企業庁「中小企業実態基本調査」から推計している。公共料金（電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話）の後払い金は、公共サービス提供主体（民間非金融法人企業、公的非金融法人企業、地方公共団体）から家計への信用供与とみなし、「国民経済計算」の「家計の目的別最終消費支出」等から、公共サービスへの支出を推計し、平均的な信用供与期間（1か月）に換算して計上する。医療・介護費用のうち公的保険適用分は、医療・介護サービス提供月の翌々月の入金まで医療・介護機関から社会保障基金への与信とみなし、厚

[29] ２０１２年度までは厚生労働省「義援金について」より把握。

生労働省の各種統計から推計し計上する[30]。建設会社（民間非金融法人企業）から公共工事発注者（公的非金融法人企業、中央政府、地方公共団体）への与信である公共工事の後払い金は、国土交通省「建設総合統計」の公共工事にかかる手持ち工事残高と出来高に一定の後払い比率を乗じて推計し、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」を用いて発注主体別に按分して計上する。建設会社から家計への与信である未完成住宅販売時の後払い金は、「建設総合統計」の民間用住宅の手持ち工事残高に後払い比率を乗じて推計する。また、資産サイドの総計から負債サイドの総計を差し引いた差額を、法人企業間の信用供与とみなし、民間非金融法人企業部門（負債サイド）に計上している。なお、海外部門の資産・負債については、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」より把握している。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額を残高の当期末残高と前期末残高との差額によって、算出・計上している。また、調整額には、基礎データである「法人企業統計」のサンプル替えや、「国際収支統計」（フロー）と「対外資産負債残高統計」（ストック）の間に生じる不接合を計上している。

― 留意点 ―

推計方法の変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

[30] 医療費は、「医療費の動向」と「国民医療費」から総額を求め、経営主体別の診療報酬データを利用して、民間非金融法人企業部門、公的非金融法人企業部門、家計部門（個人開業医など）に資産を按分する。また、医療施設は保険の入金後に医薬品や機器などの一部費用を支払っている（薬品メーカー等から医療施設に対して与信が発生している）との考えに基づき、資産の半額を負債に計上する。介護費は、「介護給付費等実態調査」を用いて介護サービスの種類別に利用者負担を除いた公的保険適用分を特定し、「介護サービス施設・事業所調査」の開設主体別施設数を利用して各部門（民間非金融法人企業、公的非金融法人企業、地方公共団体、対家計民間非営利団体）に資産を按分する。

Ｊ．未収・未払金

未収・未払金は、税金関係（未収税金・未払税金）の総額を、租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入額調」）を基に把握するほか、利息関係（未収利息・未払利息）の総額を金融機関の財務諸表データから、ポイントを発行業者の財務諸表のポイント引当金から、それぞれ把握している。このうち、税金関係については、租税等の収入に関するデータ（「租税及び印紙収入、収入額調」）から、実際に受払が行われた所得税（確定申告分）、消費税、法人税を把握し、その上で、各々の納税期の特徴に即して、当該受払額が前四半期末時点で未払であった、または、当該受払額が当該四半期末に前払となった、と仮定して、中央政府の未払・未収金としている[31]。

主体別の推計では、未収・未払金の種類毎に、未収・未払を生じさせる元々の契約主体を特定する形で行っている。

・税金関係
中央政府部門で把握した総額を、財務諸表データも利用しながら、税金種類毎に納税主体が異なることに着目して、家計や非金融法人企業、金融機関に按分する。

・利息関係
金融機関の側で把握した総額を、貸出や預金の残高に応じて利息が発生すると仮定して、家計部門、民間法人企業部門等に按分する。

・ポイント
発行主体の財務諸表で把握したポイント引当金の総額を、市場調査等を基にした推計により、保有主体（家計、民間非金融法人企業）に按分する。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は残高の当期末残高と前期末残高との差額によって、算出している。

[31] 未払税金は、中央政府の未収金、家計・民間非金融法人企業等の納税者の未払金、前払税金は、納税者の未収金、中央政府の未払金として計上する。

― 留意点 ―

① 税金関係の未収・未払金については、上記のように、実際に受払が行われた金額を基に推計を行うため、税金の滞納によって生じた未収・未払金（例えば、民間非金融法人による消費税の滞納）は、捕捉できていない。また、基礎データの制約から、推計対象は、国税に限定され、地方税に係る未収・未払金は一部を除いて推計できていない。

② ９３ＳＮＡベースから０８ＳＮＡベースへの変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ｋ．対外直接投資

対外直接投資は、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」の直接投資のうち、株式資本（本邦資産）と収益の再投資の合計値により、海外部門の負債サイドに計上する総額を把握している。

主体別の投資額は、金融機関については、対外直接投資の総額に、ファイナンス会社や金融持株会社など投資業態別の構成比率に関する基礎資料に基づく構成比率を乗じることによって、暦年末の投資主体別の残高を算出している。なお、対外直接投資の業態別構成比率は、暦年末のデータとなるため、各業態の四半期については、主要な投資案件を個別に積上げることなどによって速報計数を算出する。さらに、暦年末時点の対外直接投資額と速報計数との乖離額を各四半期に按分加算することによって確定させる。公的非金融法人企業の投資額は、財務諸表データから把握している。また、投資主体を特定できない残差を、民間非金融法人企業の投資額としている。

残高は額面ベースで計上している。取引額は、金融機関については、対外直接投資の総額に「国際収支統計」における業種別・直接投資フローのうち金融・保険業の比率を乗じて推計する。公的非金融法人企業については、残高の当期末残高と前期末残高との差額によって算出している。民間非金融法人企業については、海外部門の負債サイドに計上する総額から、上で推計した金融機

関・公的非金融法人企業の直接投資額を差し引いて推計している。調整額は、「国際収支統計」（フロー）と「対外資産負債残高統計」（ストック）の間に結果的に生じる不接合を計上している。

Ｌ．対外証券投資

対外証券投資は、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」の証券投資（本邦資産）と、財務省の外貨準備に関するデータ（「外貨準備等の状況」）から外貨準備に含まれている外貨建証券と、国税庁の「国外財産調書」の有価証券を合算し、海外部門の負債サイドに計上する総額を把握している。

主体別の投資額は、財務諸表データのほか、「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」の主体別区分も併用して、推計している。具体的には、「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」における「預金取扱機関部門」を銀行等へ、「一般政府部門」をファイナンス会社と中央政府の一部および公的金融機関へ計上する。対外証券投資の総額のうち、財務諸表等により推計・把握した主体別の投資額を控除した残差は、民間非金融法人企業部門に計上している。

残高については、時価ベースで計上しており[32]、取引額は、一部部門については、国際収支統計の投資家部門別の対外証券投資の利用等により、残高とは別に独立して算出している。調整額は、「国際収支統計」（フロー）と「対外資産負債残高統計」（ストック）の間に結果的に生じる不接合と、為替の変動に伴う円換算額の変化（外貨準備に含まれている外貨建証券）等を計上している。

[32] 厳密に言えば、投資主体の側では、財務諸表における簿価残高を基に推計しているため、外国証券は、一部のみが時価に洗替えされるに止まる。また、海外部門の側でも、年末以外の四半期末残高を、フローの積み上げによって推計しているため、完全に時価ベースで計上されている訳ではない。

― 留意点 ―

推計方法の変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ｍ．その他対外債権債務

その他対外債権債務は、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」を主な基礎データとして把握している。

海外部門については、金融資産残高合計から、同部門のその他対外債権債務（負債サイド）以外の金融負債残高と、金融資産・負債差額（「対外資産負債残高統計」の純資産残高から貨幣用金と国外財産調書の有価証券を調整したもの）を控除したものを、残高（負債サイド）に計上している。取引額は、海外部門の運用額合計から、同部門のその他対外債権債務（負債サイド）以外の調達額合計と、資金過不足（「国際収支統計」の経常収支と資本移転等収支の合計）を控除したものを計上している。海外部門の金融資産・負債差額および資金過不足は、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」等を基礎データとして把握しているため、これらのデータと、資金循環統計から積み上げた他の項目との間の統計上の不突合が、海外部門の負債サイドのその他対外債権債務に計上されることになる。

主体別の資産サイドの計数は、金融機関の財務諸表データや「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」の主体別データから、金融機関分、民間非金融法人企業分、中央政府分を推計している。

残高については、額面ベースで計上しており、取引額は、残高と独立して推計している。調整額は、「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」におけるフローとストックの不接合を計上している。

― 留意点 ―

推計方法の変更により、２００４年第４四半期末残高と２００５年第１四半期末残高との間に計数の不連続が生じている部門が存在する。

Ｍ－ａ．金・ＳＤＲ等

金・ＳＤＲ等は、外貨準備資産のうちの貨幣用金・ＳＤＲ・ＩＭＦリザーブポジションを計上しており、「対外資産負債残高統計」や「国際収支統計」等から計数を特定している。

貨幣用金・ＳＤＲ・ＩＭＦリザーブポジションは、いずれも通貨当局（中央政府、中央銀行）の資産に計上している。このうちＳＤＲ・ＩＭＦリザーブポジションについては、負債を海外部門に計上する一方、貨幣用金については、対応する金融負債が存在しない資産であるため、いずれの部門にも負債を計上していない。

なお、ＳＤＲは、ＩＭＦが加盟国に配分した準備資産であるとともに、その国が加盟国全体に対して集団的に返済する義務を負う負債と位置づけられている。このため、ＩＭＦからの配分・抹消純累計額を、中央政府部門の負債として計上するとともに、海外部門の資産に計上している。

フローについては、ＩＭＦリザーブポジションおよび２００９年第３四半期以降のＳＤＲ配分を取引として計上している。

Ｎ．その他

その他は、資金循環統計において擬制された各種債権・債務を、以下のとおり計上している。

① 貨幣に係る債権・債務：中央政府、中央銀行に計上する。
② 中央政府と特別会計間の債権・債務（政府預金）：公的金融機関、公的非金融法人企業、中央政府、社会保障基金等に計上する。
③ 退職給付信託に係る債権・債務：確定給付型年金、民間非金融法人企業、国内銀行に計上する。
④ 企業が役職員に対して報酬として付与し、権利がまだ確定していない株式購入権：家計、民間非金融法人企業に計上。

このほか、金融機関、公的非金融法人企業、中央政府、地方公共団体、社会

保障基金について、財務諸表データのうち、Ａ～Ｍに含まれない科目の金額を計上するとともに、それらの科目に係る相手方が、民間非金融法人企業、家計等であるとみなしている。